

第1 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 66,653	1,957,101	
第 1 項 議会費	△ 66,653	1,957,101	
第 1 目 議会総務費	△ 32,833	1,395,265	
(財源内訳) 一般歳入	△ 32,833		(節内訳)
(1) 議員報酬	△ 32,256	1,039,488	(1) 報酬 △ 2,204 (2) 給料 △ 641 (3) 職員手当等 △ 28,284 (4) 共済費 △ 1,704 県議会議員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 2,204 ・職員手当等 △ 26,942 期末手当 △ 26,942 ・共済費 △ 3,110 地方職員共済組合等負担金△ 3,110
(2) 職員給与費	△ 577	355,777	議会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 641 一般職給 △ 641 ・職員手当等 △ 1,342 扶養手当 148 地域手当 △ 26 住居手当 324 通勤手当 406 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 1,260 期末手当 △ 535 勤勉手当 △ 660 児童手当 260 ・共済費 1,406 地方職員共済組合等負担金 1,406
第 2 目 事務局費	△ 33,820	561,836	
(財源内訳) 一般歳入	△ 33,820		(節内訳)
			(1) 報酬 236 (8) 報償費 △ 190 (9) 旅費 △ 15,159 (11) 需用費 △ 540 (12) 役務費 △ 1,200

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 33,820	554,880	(13) 委託料 △ 767 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 16,200 県議会の運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
第 2 款 知事直轄組織費	2,206,872	5,763,003		
第 1 項 知事直轄組織費	2,206,872	5,763,003		
第 1 目 知事直轄組織総務費	13,646	1,515,224		
(財源内訳)			(節内訳)	
諸収入	509		(2) 給料	4,261
一般歳入	13,137		(3) 職員手当等	△ 6,354
(1) 職員給与費	13,646	1,515,224	(4) 共済費	15,739
			特別職及び知事直轄組織職員の人件費の補正である。	
			・給料	4,261
			特別職給	△ 8,504
			一般職給	12,765
			・職員手当等	△ 6,354
			扶養手当	△ 681
			地域手当	853
			住居手当	△ 867
			通勤手当	4,246
			管理職手当	△ 1,592
			時間外勤務手当	△ 2,931
			期末手当	△ 1,002
			勤勉手当	△ 1,581
			児童手当	△ 2,255
			単身赴任手当	△ 544
			・共済費	15,739
			地方職員共済組合等負担金	15,739
第 2 目 知事直轄組織管理費	380	535		
(財源内訳)			(節内訳)	
財産収入	380		(25) 積立金	380
(1) 基金積立金	380	535		
ア 社会環境基盤整備資金積立金	10	14	基金運用益の確定に伴う補正である。	
イ ふじのくにづくり推進基金積立金	370	521	基金運用益の確定に伴う補正である。	
第 4 目 知事戦略費	△ 521	18,753		
(財源内訳)			(節内訳)	
一般歳入	△ 521		(8) 報償費	△ 118
			(9) 旅費	△ 195
			(11) 需用費	△ 70
			(12) 役務費	△ 112

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 知事戦略事務費	△ 521	18,753	(14) 使用料及び賃借料 △ 26 事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 広聴広報費	△ 1,001	302,223	(節内訳)
(財源内訳)			(12) 役務費 △ 902
諸収入	△ 5,638		(13) 委託料 △ 99
一般歳入	4,637		
(1) 広報事業費	△ 1,001	273,290	
ア 県民広報推進事業費	△ 1,001	210,999	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 政策推進費	△ 353,222	192,225	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 890
国庫支出金	△ 182,550		(9) 旅費 △ 1,232
一般歳入	△ 170,672		(13) 委託料 △ 52,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 299,100
(1) 総合政策推進費	△ 353,222	192,225	
ア 県政推進調整費	△ 33,000	29,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ “ふじのくに”のフロンティア推進事業費	△ 15,122	15,178	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 「健康美」イノベーション推進事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 健康食産業振興事業費	△ 5,100	90,900	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 7 目 財政管理費	2,512,091	2,526,316	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 184
諸収入	24		(4) 共済費 18
財産収入	△ 860		(9) 旅費 △ 5
一般歳入	2,512,927		(11) 需用費 116
			(12) 役務費 18
			(13) 委託料 △ 1
			(14) 使用料及び賃借料 △ 786
			(19) 負担金、補助及び交付金 18
			(25) 積立金 2,512,529
(1) 財政管理運営費	△ 450	10,447	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 宝くじ発売事務費	12	540	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 基金積立金	2,512,529	2,515,329	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 地域外交費	△ 12,483	420,290	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 96
国庫支出金	7,800		(9) 旅費 650
諸収入	△ 5,104		(11) 需用費 598
一般歳入	△ 15,179		(12) 役務費 1,607
			(13) 委託料 △ 3,177
			(14) 使用料及び賃借料 △ 300
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,957
(1) 地域外交推進費	△ 12,483	303,967	
ア 地域外交展開事業費	△ 304	63,556	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 国際化総合推進費	0	8,290	財源更正に伴う補正である。
ウ 海外駐在員事務所運営費	△ 11,957	213,343	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地域外交人材育成・経済交流強化事業費	△ 222	18,778	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 諸費	47,982	766,037	(節内訳)
(財源内訳)			(10) 交際費 △ 2,395
一般歳入	47,982		(11) 需用費 △ 50
			(23) 償還金、利子及び割引料 50,427
(1) 過年度支出金	50,427	748,313	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 2,445	17,724	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 危機管理費	△ 1,262,651	7,312,420	
第 1 項 危機管理費	△ 1,262,651	7,312,420	
第 1 目 危機管理総務費	△ 60,832	879,000	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	6,039		(2) 給料 △ 9,370
一般歳入	△ 66,871		(3) 職員手当等 △ 44,380
			(4) 共済費 △ 7,082
(1) 危機管理総務費	△ 60,832	879,000	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 9,370
			一般職給 △ 9,370
			・職員手当等 △ 44,380
			扶養手当 △ 1,365
			地域手当 883
			住居手当 △ 2,624
			通勤手当 6,522
			管理職手当 △ 19,795
			特殊勤務手当 741
			宿日直手当 △ 72
			期末手当 △ 9,271
			勤勉手当 △ 11,295
			児童手当 △ 3,400
			単身赴任手当 △ 4,704
			・共済費 △ 7,082
			地方職員共済組合等負担金△ 7,082
第 2 目 危機管理費	△ 1,201,819	6,433,420	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 863,300		(1) 報酬 △ 587
県債	△ 4,000		(4) 共済費 △ 250
一般歳入	△ 334,519		(9) 旅費 △ 9
			(11) 需用費 △ 9,374
			(12) 役務費 △ 1,650
			(13) 委託料 209,148
			(14) 使用料及び賃借料 △ 63,197
			(15) 工事請負費 △ 330,482
			(18) 備品購入費 △ 338,500
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 666,967
			(27) 公課費 49
(1) 危機管理対策費	64,363	1,775,957	
ア 危機管理総合調整費	39,764	759,458	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	イ 防災ヘリコプター活動事業費	24,599	251,099	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	地震・津波対策等減災交付金	△ 400,000	2,200,000	事業計画の決定に伴う補正である。
(3)	地域防災対策活性化事業費	△ 5,260	1,020,836	
ア	火山防災対策推進事業費	△ 5,260	740	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	消防体制強化推進費	31,656	284,656	
ア	一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費	36,856	80,856	事業計画の決定に伴う補正である。
イ	消防学校訓練機能充実強化事業費	△ 3,700	36,300	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	ラグビーワールドカップ2019消防・救急体制整備事業費助成	△ 1,500	27,500	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	原子力発電等対策費	△ 892,578	1,135,671	
ア	原発防災対策事業費	△ 658,076	706,786	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 35,000 千円) 原子力災害に備えるため、屋内退避施設の整備を行う。
イ	原発安全対策推進費	△ 234,502	428,885	
(ア)	環境放射能対策事業費	△ 216,086	322,997	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	原子力発電広報対策事業費	△ 14,403	35,878	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ)	環境放射線監視センター庁舎等維持事業費	△ 4,013	63,642	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 経営管理費	6,990,345	40,730,577	
第 1 項 経営管理費	7,592,823	24,077,339	
第 1 目 一般総務費	214,503	13,457,826	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 224		(節内訳) (1) 報酬 △ 38,892
諸収入	△ 29,513		(2) 給料 7,757
一般歳入	244,240		(3) 職員手当等 285,320
(1) 職員給与費	214,503	13,457,826	(4) 共済費 △ 30,559 (7) 賃金 △ 9,123
			経営管理部職員の人件費及び知事部局職員の退職手当等の補正である。
			・報酬 △ 38,892
			・給料 7,757
			一般職給 7,757
			・職員手当等 285,320
			扶養手当 △ 6,734
			地域手当 △ 2,216
			住居手当 6,182
			通勤手当 40,015
			管理職手当 20,729
			特殊勤務手当 △ 2,668
			時間外勤務手当 266,566
			休日勤務手当 14,426
			期末手当 △ 6,784
			勤勉手当 △ 11,182
			退職手当 △ 45,958
			児童手当 270
			単身赴任手当 5,910
			管理職員特別勤務手当 6,764
			・共済費 △ 30,559
			地方職員共済組合等負担金 39,363
			社会保険料 △ 69,922
			・賃金 △ 9,123
第 2 目 文書費	△ 851	110,338	
(財源内訳) 諸収入	△ 68		(節内訳) (1) 報酬 △ 688
一般歳入	△ 783		(4) 共済費 124
			(8) 報償費 △ 397
			(9) 旅費 △ 137
			(11) 需用費 △ 22
			(12) 役務費 536
			(13) 委託料 △ 287
			(14) 使用料及び賃借料 △ 117
			(18) 備品購入費 115

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 法令審査等事業費	△ 183	31,126	(19) 負担金、補助及び交付金 22
ア 法令審査等事業費	△ 182	22,045	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県公報発行事業費	△ 1	216	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文書事務費	△ 400	77,094	
ア 文書収発事業費	△ 54	28,809	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文書管理運営事業費	△ 346	48,285	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 情報公開推進事業費	△ 268	2,118	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 行政経営費	7,566,899	7,828,008	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,270		(1) 報酬 490
諸収入	△ 978		(4) 共済費 12
一般歳入	7,566,607		(8) 報償費 △ 594
			(9) 旅費 △ 3,616
			(11) 需用費 △ 461
			(12) 役務費 △ 914
			(13) 委託料 77
			(14) 使用料及び賃借料 △ 441
			(18) 備品購入費 712
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 89
			(25) 積立金 7,571,723
(1) 赴任旅費	△ 70	42,005	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理費	△ 44	26,703	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 4,510	69,170	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 行政経営事業費	7,571,523	7,656,630	
ア 行政経営事業費	△ 200	8,107	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有建築物長寿命化等 推進基金積立金	7,571,723	7,571,723	県有建築物の長寿命化や更新等の経費に充てる ため、基金に積み立てる。
第 4 目 職員厚生費	△ 42,899	612,166	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	73		(1) 報酬 △ 355
諸収入	△ 11		(4) 共済費 22
財産収入	△ 11,818		(8) 報償費 208

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債 一般歳入	△ 43,143		(9) 旅費 △ 216 (11) 需用費 △ 1,691 (12) 役務費 △ 4,634 (13) 委託料 △ 21,808 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,650 (15) 工事請負費 △ 4,160 (18) 備品購入費 △ 200 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 8,415
(1) 非常勤職員等災害補償費	0	3,000	静岡県議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に要する経費の補正である。
(2) 職員健康指導事業費	△ 3,163	141,164	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員厚生事業費	△ 14,135	236,331	
ア 共済組合事務費負担金	△ 11,467	74,022	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 1,626	129,378	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 1,042	32,931	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 職員住宅等維持管理費	△ 6,662	85,401	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職員住宅等建設費	△ 18,623	131,399	
ア 職員住宅整備等事業費	△ 2,055	76,382	事業費の確定に伴う補正である。
イ 職員住宅解体等事業費	△ 16,568	55,017	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 乳幼児一時預かり施設設置運営費	△ 316	7,264	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 管財費	△ 140,565	2,066,765	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 38
使用料及び手数料	△ 643		(9) 旅費 △ 401
諸収入	439		(11) 需用費 △ 96,611
財産収入	△ 539		(12) 役務費 △ 262
県債	△ 29,000		(13) 委託料 △ 36,678
一般歳入	△ 110,822		(14) 使用料及び賃借料 46
			(15) 工事請負費 △ 7,317
			(18) 備品購入費 1,239
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 543
(1) 財産管理費	△ 9,381	280,937	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 県有財産管理費	△ 9,295	44,323	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有資産所在市町村交付金	△ 86	236,614	交付金の確定に伴う補正である。
(2) 県庁舎等管理費	△ 104,815	1,009,197	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁舎等施設改修費	△ 26,369	776,631	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 4,264	2,236	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 4,264		(6) 恩給及び退職年金 △ 4,264
(1) 一般職員恩給費	△ 4,264	2,236	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 徴税费	△ 90,476	8,782,055	
第 1 目 賦課徴収費	△ 90,476	8,782,055	(節内訳)
(財源内訳) 諸収入	△ 1,365		(1) 報酬 △ 1,811
一般歳入	△ 89,111		(4) 共済費 △ 654
			(8) 報償費 △ 1,971
			(9) 旅費 △ 649
			(11) 需用費 △ 2,043
			(12) 役務費 △ 3,258
			(13) 委託料 △ 2,917
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,497
			(18) 備品購入費 △ 775
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 74,901
(1) 県税賦課徴収費	△ 14,374	1,078,957	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 13,623	538,985	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 751	503,949	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	△ 76,102	7,703,098	
ア 自動車税等証紙売りさばき手数料	△ 1,400	31,600	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。
イ 県民税徴収市町交付金	△ 67,702	6,347,298	交付金の確定に伴う補正である。
ウ 地方消費税徴収取扱費	△ 7,000	295,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 地域振興費	130,223	1,741,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 地域振興費	142,173	1,239,414	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	576		(1) 報酬 7,176
一般歳入	141,597		(4) 共済費 △ 2
			(9) 旅費 3,912
			(11) 需用費 1,439
			(12) 役務費 △ 20
			(14) 使用料及び賃借料 395
			(18) 備品購入費 335
			(19) 負担金、補助及び交付金 128,938
(1) 地域振興推進費	13,205	205,446	
ア 地域振興事務費	13,205	42,903	事業費の確定に伴う補正である。
(2) コミュニティづくり推進費	△ 13,000	65,000	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 13,000	44,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町村振興宝くじ交付金	141,968	968,968	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 11,950	501,586	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 212		(1) 報酬 194
諸収入	55		(4) 共済費 111
一般歳入	△ 11,793		(9) 旅費 △ 356
			(11) 需用費 155
			(12) 役務費 △ 161
			(13) 委託料 △ 1,241
			(14) 使用料及び賃借料 △ 2,143
			(18) 備品購入費 △ 358
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 8,151
(1) 市町行財政等支援費	△ 4,504	119,640	
ア 市町振興事務費	0	12,920	財源更正に伴う補正である。
イ 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 4,504	97,990	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 権限移譲事務交付金	△ 7,359	337,641	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県営事業市町負担金軽減交付金	125	43,979	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 自衛官募集事務費	△ 212	326	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 項 選挙費	△ 451,714	1,972,297	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 4,852	55,519	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 808		(1) 報酬 △ 4,847
使用料及び手数料	△ 168		(2) 給料 △ 19
諸収入	158		(3) 職員手当等 67
一般歳入	△ 4,034		(4) 共済費 786
			(13) 委託料 △ 839
(1) 職員給与費	△ 3,904	21,541	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 4,758 ・給料 △ 19 一般職給 △ 19 ・職員手当等 67 扶養手当 △ 12 地域手当 △ 2 通勤手当 105 休日勤務手当 62 期末手当 △ 12 勤勉手当 26 児童手当 △ 100 ・共済費 806 地方職員共済組合等負担金 806
(2) 選挙管理委員会運営費	△ 109	3,539	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 選挙投開票速報システム開発事業費	△ 839	29,161	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県議会議員選挙費	△ 401,286	607,714	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 401,286		(1) 報酬 △ 71
			(3) 職員手当等 △ 787
			(11) 需用費 △ 3
			(12) 役務費 735
			(13) 委託料 △ 726
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 400,434
(1) 県議会議員選挙執行経費	△ 401,286	607,714	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 参議院議員選挙費	△ 50,576	1,293,624	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 50,463		(1) 報酬 △ 1,245

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	△ 113		(3) 職員手当等 △ 1,829 (4) 共済費 △ 232 (7) 賃金 △ 758 (9) 旅費 △ 1,603 (11) 需用費 △ 16,277 (12) 役務費 △ 8,392 (13) 委託料 △ 1,172 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,573 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 17,495
(1) 参議院議員選挙執行経費	△ 50,576	1,293,624	事業費の確定に伴う補正である。
第5目 衆議院議員補欠選挙費	5,000	5,000	
(財源内訳) 国庫支出金	5,000		(節内訳) (9) 旅費 127 (11) 需用費 4,636 (12) 役務費 57 (14) 使用料及び賃借料 180
(1) 衆議院議員補欠選挙執行経費	5,000	5,000	衆議院議員補欠選挙の執行に要する経費の補正である。
第5項 ICT推進費	△ 135,875	1,843,663	
第1目 ICT政策費	△ 116,070	1,417,066	
(財源内訳) 諸収入	△ 10		(節内訳) (1) 報酬 △ 35 (4) 共済費 △ 19 (9) 旅費 △ 79 (12) 役務費 △ 735 (13) 委託料 △ 86,848 (18) 備品購入費 △ 1,500 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 26,854
一般歳入	△ 116,060		
(1) 政策推進事業費	△ 241	3,903	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 高度情報化推進費	△ 28,848	236,136	
ア 高度情報化推進事業費	△ 21,416	116,184	事業費の確定に伴う補正である。
イ 光ファイバ網整備推進事業費	△ 5,432	101,652	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ICTによる業務改善推進事業費	△ 2,000	18,300	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 電子県庁推進費	△ 18,496	591,567	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 電子県庁推進事業費	△ 3,621	74,146	事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 14,875	517,421	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁クラウド推進事業費	△ 68,485	482,415	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 統計調査費	△ 19,805	426,597	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 19,928		(1) 報酬 △ 2,347
諸収入	144		(4) 共済費 274
一般歳入	△ 21		(7) 賃金 23
			(8) 報償費 △ 92
			(9) 旅費 △ 3,010
			(11) 需用費 397
			(12) 役務費 △ 606
			(13) 委託料 △ 282
			(14) 使用料及び賃借料 △ 578
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 13,584
(1) 国の委託統計調査費	△ 19,784	417,976	
ア 総務省関係統計調査費	△ 7,594	231,552	
(ア) 生活関連統計調査費	△ 3,727	149,683	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 3,177	46,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	677	12,133	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	△ 1,367	22,936	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 教育統計調査費	△ 35	2,034	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 商工統計調査費	△ 3,396	35,999	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 労働統計調査費	△ 4,135	22,454	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 農林水産統計調査費	△ 4,624	125,937	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 21	8,621	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 出納費	△ 43,819	1,829,034	
第 1 目 出納総務費	10,662	987,986	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 一般歳入	10,662		(節内訳) (2) 給料 5,795 (3) 職員手当等 △ 173 (4) 共済費 5,040
(1) 職員給与費	10,662	987,986	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 5,795 一般職給 5,795 ・職員手当等 △ 173 扶養手当 △ 1,085 地域手当 198 住居手当 1,282 通勤手当 △ 1,269 管理職手当 1,244 時間外勤務手当 △ 706 期末手当 499 勤勉手当 △ 96 児童手当 240 単身赴任手当 △ 480 ・共済費 5,040 地方職員共済組合等負担金 5,040
第 2 目 会計費	△ 19,978	489,959	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 一般歳入	△ 104,000 △ 140 84,162		(節内訳) (1) 報酬 △ 920 (4) 共済費 △ 130 (9) 旅費 △ 100 (12) 役務費 △ 3,694 (13) 委託料 △ 15,134
(1) 会計運営事務費	△ 456	10,689	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	△ 2,127	199,441	収入証紙の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 公金取扱手数料事務費	△ 1,299	38,056	指定金融機関等が行っている公金の収納に関する手数料等の補正である。
(4) 財務会計システム運用 事業費	△ 15,126	198,217	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。
(5) 地域出納運営事務費	△ 970	20,367	出納室の運営に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 34,503	351,089	
(財源内訳) 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 460 △ 1,077 △ 32,966		(節内訳) (1) 報酬 △ 3,240 (4) 共済費 △ 838 (11) 需用費 △ 100

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(12) 役務費 △ 17,351 (13) 委託料 △ 6,231 (14) 使用料及び賃借料 88 (15) 工事請負費 2,310 (18) 備品購入費 △ 8,683 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 71 (27) 公課費 △ 387
(1) 集中事務管理運営費	△ 19,710	223,307	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 5,339	67,311	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 9,454	60,471	庁用自動車の更新に要する経費の補正である。
第 7 項 人事委員会費	△ 1,881	228,144	
第 1 目 委員会費	△ 749	18,875	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 19		(1) 報酬 △ 702
一般歳入	△ 730		(3) 職員手当等 △ 18
			(4) 共済費 △ 9
			(9) 旅費 △ 20
(1) 委員給与費	△ 729	18,149	人事委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 702 ・職員手当等 △ 18 通勤手当 △ 19 期末手当 1 ・共済費 △ 9 地方職員共済組合等負担金 △ 9
(2) 委員活動費	△ 20	726	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 1,132	209,269	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 191		(1) 報酬 56
一般歳入	△ 941		(2) 給料 △ 1,291
			(3) 職員手当等 188
			(4) 共済費 655
			(9) 旅費 △ 323
			(11) 需用費 412
			(13) 委託料 △ 394
			(14) 使用料及び賃借料 △ 435
(1) 職員給与費	△ 179	189,780	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,291

科	目	補正額	現計額	説明
				一般職給 △ 1,291 ・職員手当等 188 扶養手当 711 地域手当 △ 39 住居手当 △ 354 通勤手当 748 管理職手当 2 時間外勤務手当 △ 79 期末手当 △ 306 勤勉手当 △ 375 児童手当 △ 120 ・共済費 924 地方職員共済組合等負担金 924
(2)	事務局運営活動費	△ 953	19,489	事業費の確定に伴う補正である。
第8項	監査委員費	△ 8,936	257,045	
第1目	委員費	△ 4,953	29,548	
	(財源内訳) 一般歳入	△ 4,953		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,242 (3) 職員手当等 △ 55 (4) 共済費 △ 3,656
(1)	委員給与費	△ 4,953	28,984	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,242 ・職員手当等 △ 55 通勤手当 △ 56 期末手当 1 ・共済費 △ 3,656 地方職員共済組合等負担金 △ 3,656
第2目	事務局費	△ 3,983	227,497	
	(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 28 △ 3,955		(節内訳) (2) 給料 △ 342 (3) 職員手当等 △ 732 (4) 共済費 463 (7) 賃金 △ 112 (9) 旅費 △ 100 (11) 需用費 297 (13) 委託料 △ 3,409 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 48
(1)	職員給与費	△ 526	172,596	監査委員事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 342 一般職給 △ 342 ・職員手当等 △ 732 扶養手当 △ 135

科	目	補正額	現計額	説明
				地域手当 △ 20 住居手当 △ 210 通勤手当 1,772 管理職手当 2 時間外勤務手当 △ 1,344 期末手当 △ 188 勤勉手当 △ 509 児童手当 △ 100 ・共済費 548 地方職員共済組合等負担金 548
(2)	事務局運営活動費	△ 48	9,880	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	監査業務のアウトソーシング推進費	△ 3,409	45,021	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 くらし・環境費	△ 739,999	12,784,937	
第 1 項 くらし・環境費	△ 217,298	2,633,304	
第 1 目 くらし・環境総務費	62,128	2,548,953	
(財源内訳) 一般歳入	62,128		(節内訳) (2) 給料 23,429 (3) 職員手当等 16,367 (4) 共済費 22,346 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 14
(1) 職員給与費	62,128	2,548,953	くらし・環境部職員の人件費の補正である。 ・給料 23,429 一般職給 23,429 ・職員手当等 16,367 扶養手当 △ 5,062 地域手当 2,549 住居手当 971 通勤手当 12,304 管理職手当 4,548 特殊勤務手当 △ 98 期末手当 1,931 勤勉手当 579 児童手当 △ 1,355 ・共済費 22,346 地方職員共済組合等負担金 22,346 ・負担金、補助及び交付金 △ 14
第 2 目 くらし・環境企画費	△ 279,426	84,351	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 諸収入 一般歳入	△ 184,429 90 △ 440 △ 94,647		(節内訳) (8) 報償費 △ 500 (9) 旅費 △ 450 (11) 需用費 △ 360 (12) 役務費 △ 900 (13) 委託料 △ 1,338 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 275,878
(1) 移住定住関連事業費	△ 279,426	59,874	
ア ふじのくにに住みかえる事業費	△ 2,468	32,832	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに移住・就業支援事業費	△ 276,958	27,042	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 県民生活費	△ 42,227	830,712	
第 1 目 県民生活費	△ 42,227	830,712	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 31,519		(1) 報酬 △ 215
分担金及び負担金	△ 210		(4) 共済費 57
使用料及び手数料	△ 1,205		(8) 報償費 △ 1,561
諸収入	△ 1,462		(9) 旅費 △ 2,441
繰入金	△ 126		(11) 需用費 △ 411
県債	△ 1,000		(12) 役務費 △ 1,731
一般歳入	△ 6,705		(13) 委託料 △ 13,497
			(14) 使用料及び賃借料 △ 258
			(15) 工事請負費 △ 891
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 21,279
(1) 県民生活事業費	△ 27,376	324,795	
ア 消費生活事業費	△ 28,062	173,860	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 2,479	77,784	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 24,809	78,291	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 消費者行政重点強化事業費	△ 258	1,742	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 戦略的エンカル消費推進事業費	△ 250	1,750	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 賀茂広域消費生活センター運営事業費	△ 266	8,002	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	1,386	30,261	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 心のUDプラス事業費	△ 800	7,700	事業費の確定に伴う補正である。
エ 渉外調整費	100	1,190	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 2,873	87,649	
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,347	50,404	
(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 1,247	29,204	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 性犯罪等被害者ワンストップ支援センター運営事業費	△ 100	21,200	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 交通安全対策推進費	△ 1,526	37,245	
(ア) 交通安全対策推進事業費	△ 597	15,972	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 外国人サイクリスト自転車安全利用促進事業費	△ 929	2,071	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進費	△ 3,048	259,198	
ア 男女共同参画推進事業費	△ 664	4,976	事業費の確定に伴う補正である。
イ あざれあ運営・管理費	△ 1,301	232,099	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	△ 1,083	10,523	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 多文化共生事業費	△ 8,930	159,070	
ア 県民国際理解推進費	△ 3,500	123,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域日本語教育体制整備事業費	△ 4,600	4,400	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 外国人受入環境整備事業費	△ 830	19,170	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 建築住宅費	△ 317,563	2,127,192	
第 1 目 住宅対策費	△ 55,198	47,930	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 66		(9) 旅費 △ 300
分担金及び負担金	△ 1,007		(12) 役務費 △ 107
諸収入	△ 341		(13) 委託料 △ 191
一般歳入	△ 53,784		(14) 使用料及び賃借料 △ 900
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 53,700
(1) 住宅行政推進費	△ 491	6,498	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	△ 1,007	7,801	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 豊かな暮らし空間創生事業費	△ 53,700	16,300	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 262,365	899,262	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 94,547 △ 167,818		(節内訳) (8) 報償費 △ 92 (13) 委託料 △ 21,203 (14) 使用料及び賃借料 △ 270 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 240,800
(1) 震災建築物対策事業費	△ 200	2,781	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プロジェクト「TOU KAI-0」総合支援 事業費	△ 258,495	871,105	事業費の確定に伴う補正である。
(3) がけ地近接危険住宅移 転事業費助成	△ 3,215	1,773	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 建築指導行政費(確認 検査)	△ 455	13,884	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 環境費	△ 162,911	7,193,729	
第 1 目 環境政策費	△ 153,007	2,755,380	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 諸収入 財産収入 繰入金 県債 一般歳入	△ 62,561 3,691 △ 462 △ 6,311 △ 2,730 △ 3,000 △ 81,634		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,295 (4) 共済費 △ 867 (7) 賃金 △ 109 (8) 報償費 △ 658 (9) 旅費 △ 834 (11) 需用費 △ 2,283 (12) 役務費 △ 1,260 (13) 委託料 △ 61,362 (14) 使用料及び賃借料 △ 906 (15) 工事請負費 △ 2,010 (18) 備品購入費 △ 129 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 84,985 (25) 積立金 3,691
(1) 環境企画推進費	3,200	34,038	
ア 地球に優しい“ふじの くに”推進事業費	△ 94	9,404	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境教育推進事業費	△ 382	7,128	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境関係団体事業費助 成	△ 15	13,815	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 地球環境保全等に関す る基金積立金	3,691	3,691	寄付金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 地球環境費	△ 524	20,463	
ア 地球温暖化対策推進事業費	△ 106	5,871	事業費の確定に伴う補正である。
イ エコチャレンジ推進事業費	△ 11	8,159	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業エコアクション21推進事業費	△ 298	1,542	事業費の確定に伴う補正である。
エ 気候変動適応推進事業費	△ 109	4,891	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 9,907	435,874	
ア 県民参加の森づくり推進事業費	△ 100	4,068	事業費の確定に伴う補正である。
イ 自然ふれあい施設管理費	△ 2,430	318,878	
(ア) 自然ふれあい施設管理運営費	△ 2,410	170,598	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 自然ふれあい施設再整備事業費	△ 20	148,280	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県有林管理事業費	△ 7,313	21,687	事業費の確定に伴う補正である。
エ 環境緑化推進事業費	△ 64	91,241	
(ア) 緑化推進事業費	△ 8	697	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 芝生文化創造プロジェクト事業費	△ 56	6,544	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 4,811	307,900	
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 3,762	290,594	
(ア) 自然環境保全総合対策事業費	△ 303	8,753	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 野生生物保護管理推進事業費	△ 179	25,721	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 3,233	237,767	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 生物多様性推進事業費	△ 47	18,353	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 1,049	17,306	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 1,026	16,052	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 元気な浜名湖づくり推進事業費	△ 23	1,254	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 74,043	720,079	
ア 循環型社会形成推進事業費	△ 1,588	15,612	
(ア) 循環型社会形成推進事業費	△ 300	6,900	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに食べきりプロジェクト事業費	△ 600	1,400	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 海洋プラスチックごみ防止事業費	△ 688	7,312	事業費の確定に伴う補正である。
イ 廃棄物適正処理推進事業費	△ 72,454	653,368	
(ア) 一般廃棄物適正処理推進事業費	△ 2	1,490	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業費	△ 3,024	45,338	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) PCB廃棄物処理促進事業費	△ 400	28,792	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) PCB廃棄物処理基金拠出金	△ 20,776	0	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 47,167	575,833	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 不法投棄対策事業費助成	△ 1,085	1,915	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 1	51,099	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	△ 3,793	143,864	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	環境保全推進事業費	△ 397	15,271	
	(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 20	13,480	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 公害紛争処理事業費	△ 377	1,791	事業費の確定に伴う補正である。
イ	大気環境保全対策事業費	△ 1,606	99,922	
	(ア) 大気汚染・騒音等防止対策事業費	△ 898	55,702	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) ダイオキシン類等化学物質対策事業費	△ 44	5,119	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) アスベスト対策事業費	△ 2	277	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 大気汚染自動測定器整備事業費	△ 355	18,609	事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）常時監視体制整備事業費	△ 307	20,215	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	水質調査事業費	△ 1,790	28,671	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	水利用費	△ 63,129	1,093,162	
ア	水資源対策事業費	△ 216	17,615	
	(ア) 水資源企画調整事業費	△ 67	10,435	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 149	4,180	事業費の確定に伴う補正である。
イ	長島ダム対策事業費	△ 4,722	628,421	
	(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 4,722	402,414	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ	水道指導事業費	△ 58,191	447,126	
	(ア) 水道施設耐震化等事業費助成	△ 58,191	443,809	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	環境衛生科学研究所費	△ 9,904	4,438,349	
	(財源内訳) 諸収入	△ 4,000		(節内訳) (1) 報酬 14
	財産収入	3		(4) 共済費 △ 3

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債 一般歳入	17,000 △ 22,907		(8) 報償費 △ 11 (9) 旅費 △ 1,165 (11) 需用費 △ 2,403 (12) 役務費 △ 175 (13) 委託料 △ 3,432 (14) 使用料及び賃借料 △ 500 (18) 備品購入費 △ 2,029 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 200
(1) 環境衛生科学研究所運営費	△ 9,904	4,438,349	
ア 環境衛生科学研究所運営費	△ 8,755	142,498	事業費の確定に伴う補正である。
イ 環境衛生科学研究所移転整備事業費	△ 1,149	4,295,851	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 文化・観光費	△ 818,937	13,721,714	
第 1 項 文化・観光費	△ 30,242	2,932,798	
第 1 目 文化・観光総務費	△ 30,242	2,898,798	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	8,054		(2) 給料 △ 7,116
一般歳入	△ 38,296		(3) 職員手当等 △ 13,486
			(4) 共済費 △ 11,491
			(19) 負担金、補助及び交付金 1,851
(1) 職員給与費	△ 30,242	2,898,798	文化・観光部職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 7,116
			一般職給 △ 7,116
			・職員手当等 △ 13,486
			扶養手当 △ 3,193
			地域手当 4,480
			住居手当 △ 551
			通勤手当 6,214
			管理職手当 △ 3,123
			休日勤務手当 △ 3,406
			夜間勤務手当 △ 75
			期末手当 △ 3,503
			勤勉手当 △ 8,565
			児童手当 △ 1,700
			単身赴任手当 △ 64
			・共済費 △ 11,491
			地方職員共済組合等負担金△ 11,491
			・負担金、補助及び交付金 1,851
第 2 項 文化費	△ 211,270	3,085,233	
第 1 目 文化事業費	△ 34,069	1,676,990	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 20,000		(15) 工事請負費 △ 13,769
県債	△ 12,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 20,300
一般歳入	△ 2,069		
(1) 文化振興事業費	△ 20,300	392,594	
ア 文化振興推進事業費	△ 300	25,374	事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに芸術回廊創出事業費	△ 20,000	33,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) グランシップ管理運営関連事業費	△ 13,769	973,131	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア グランシップ修繕事業費	△ 13,769	74,631	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 舞台芸術センター関連事業費	0	311,265	
ア 舞台芸術拠点施設管理運営事業費	0	66,265	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 文化財費	△ 14,237	256,537	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	400		(1) 報酬 △ 339
諸収入	△ 12,111		(4) 共済費 △ 123
財産収入	△ 126		(8) 報償費 △ 163
県債	13,000		(9) 旅費 △ 217
一般歳入	△ 15,400		(13) 委託料 △ 13,368
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 20
			(27) 公課費 △ 7
(1) 文化財保存活用費	△ 2,000	202,650	
ア 文化財保存活用費	△ 2,000	15,600	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財保存・管理費助成	0	186,600	財源更正に伴う補正である。
(2) 埋蔵文化財保存活用費	△ 12,237	46,627	
ア 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 654	29,874	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財調査受託事業費	△ 11,583	16,753	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 世界遺産推進費	△ 40,579	464,302	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	△ 86		(8) 報償費 △ 758
使用料及び手数料	△ 4,183		(9) 旅費 △ 1,420
諸収入	△ 650		(11) 需用費 △ 3,931
財産収入	91		(12) 役務費 △ 730
繰入金	△ 7,684		(13) 委託料 △ 31,701
一般歳入	△ 28,067		(14) 使用料及び賃借料 △ 395
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,558
			(25) 積立金 △ 86
(1) 世界遺産推進費	△ 40,579	464,302	
ア 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 14,377	130,303	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	富士山世界遺産センター管理運営事業費	△ 26,070	251,230	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	富士山後世継承基金積立金	△ 86	77,915	寄附金等の確定に伴う補正である。
エ	「葦山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 46	4,854	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	文化力の拠点推進費	△ 30,142	30,958	(節内訳)
	(財源内訳)			(12) 役務費 △ 3,600
	一般歳入	△ 30,142		(13) 委託料 △ 26,542
(1)	東静岡周辺地区「文化力の拠点」形成推進事業費	△ 30,142	30,958	事業費の確定に伴う補正である。
第5目	美術館費	△ 73,244	446,294	(節内訳)
	(財源内訳)			(1) 報酬 △ 375
	使用料及び手数料	△ 5,189		(4) 共済費 74
	諸収入	△ 6,633		(8) 報償費 △ 2,700
	財産収入	9		(9) 旅費 △ 1,121
	県債	△ 109,000		(11) 需用費 4,166
	一般歳入	47,569		(12) 役務費 △ 1,300
				(13) 委託料 △ 8,227
				(14) 使用料及び賃借料 △ 300
				(15) 工事請負費 △ 63,470
				(25) 積立金 9
(1)	美術館運営事業費	△ 73,253	446,280	事業費の確定等に伴う補正である。
(2)	美術博物館建設基金積立金	9	14	基金運用益の確定に伴う補正である。
第6目	地球環境史ミュージアム費	△ 18,999	210,152	(節内訳)
	(財源内訳)			(1) 報酬 △ 10,554
	使用料及び手数料	1,917		(4) 共済費 △ 3,322
	諸収入	△ 19,376		(11) 需用費 △ 1,682
	財産収入	460		(15) 工事請負費 △ 2,141
	県債	△ 1,000		(18) 備品購入費 △ 100
	一般歳入	△ 1,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,200

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) ふじのくに地球環境史 ミュージアム管理運営 費	△ 18,999	210,152	
ア ふじのくに地球環境史 ミュージアム管理運営 事業費	△ 18,999	210,152	事業費の確定等に伴う補正である。
第 3 項 スポーツ費	△ 418,885	4,080,757	
第 1 目 スポーツ費	△ 418,885	4,080,757	
(財源内訳)			(節内訳)
寄附金	5,260		(4) 共済費 △ 455
諸収入	△ 17,460		(7) 賃金 △ 1,530
財産収入	9,923		(8) 報償費 △ 6,000
繰入金	△ 54,000		(9) 旅費 △ 5,441
県債	△ 13,000		(11) 需用費 △ 6,000
一般歳入	△ 349,608		(12) 役務費 △ 9,000
			(13) 委託料 △ 31,774
			(14) 使用料及び賃借料 △ 151,000
			(15) 工事請負費 △ 77,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 140,640
			(25) 積立金 9,955
(1) スポーツ振興管理費	0	2,647	財源更正に伴う補正である。
(2) 生涯スポーツ振興費	△ 3,300	26,370	
ア みんなのスポーツ推進 事業費	△ 3,300	6,700	事業費の確定に伴う補正である。
(3) スポーツ施設管理運営 費	△ 20,000	678,600	事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 競技スポーツ振興事業 費	△ 35,540	415,160	
ア 競技力向上対策事業費	△ 20,000	311,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 2020東京オリンピック ・パラリンピック「ふ じのくに」スポーツ推 進事業費	△ 15,540	84,160	事業費の確定に伴う補正である。
(5) スポーツ交流関連事業 費	3,955	882,980	
ア サイクルスports県づ くり協働事業費	△ 6,000	6,500	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ ワールドカップ開催記念基金積立金	9,955	850,180	寄附金等の確定に伴う補正である。
(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催推進事業費	△ 60,000	483,000	事業費の確定に伴う補正である。
(7) ラグビーワールドカップ2019開催推進事業費	△ 304,000	1,592,000	事業費の確定等に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	△ 5,000	2,094,401	
第 1 目 観光費	△ 5,000	2,094,401	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 5,000
県債	147,000		
一般歳入	△ 152,000		
(1) 観光交流推進費	△ 5,000	2,034,176	
ア 観光交流促進事業費	△ 5,000	863,700	
(ア) 訪日観光客受入環境整備促進事業費	△ 2,000	29,000	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 魅力ある観光地域づくり推進事業費	△ 3,000	12,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 観光施設整備事業費	0	1,100,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 項 空港振興費	△ 153,540	1,528,525	
第 1 目 空港振興費	△ 153,540	1,528,525	(節内訳)
(財源内訳)			(8) 報償費 △ 848
使用料及び手数料	14,884		(11) 需用費 △ 170
諸収入	383		(13) 委託料 △ 58
財産収入	5		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 152,469
繰入金	△ 131,000		(25) 積立金 5
県債	△ 1,000		
一般歳入	△ 36,812		
(1) 空港行政費	△ 1,018	36,090	事業費の確定等に伴う補正である。
(2) 空港施設整備事業費	0	122,620	財源更正に伴う補正である。
(3) 航空保安高度化事業費	△ 14,480	75,320	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 132,125	363,375	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 空港隣接地域賑わい空間創生事業費	△ 131,000	323,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港周囲部環境保全対策事業費	△ 1,125	40,375	事業費の確定等に伴う補正である。
(5) 空港周辺施設維持管理事業費	0	10,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 静岡県空港建設等基金積立金	5	105	基金運用益の確定に伴う補正である。
(7) 富士山静岡空港交流促進事業費	△ 5,922	917,188	
ア 空港競争力強化事業費	△ 11,900	565,100	事業費の確定に伴う補正である。
イ 空港アクセス向上事業費	5,978	152,168	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 健康福祉費	△ 6,727,790	231,186,542	
第 1 項 健康福祉費	1,201,738	11,638,972	
第 1 目 健康福祉総務費	40,577	9,850,050	
(財源内訳) 国庫支出金	8,563		(節内訳) (2) 給料 15,579
諸収入	△ 34,321		(3) 職員手当等 △ 6,075
一般歳入	66,335		(4) 共済費 35,147
(1) 職員給与費	40,577	9,850,050	(19) 負担金、補助及び交付金 △ 4,074
			健康福祉部職員の人件費の補正である。
			・給料 15,579
			一般職給 15,579
			・職員手当等 △ 6,075
			扶養手当 △ 618
			地域手当 △ 2,084
			住居手当 5,448
			通勤手当 11,695
			管理職手当 2,145
			初任給調整手当 △ 5,142
			特殊勤務手当 5,164
			休日勤務手当 5,541
			夜間勤務手当 18
			宿日直手当 △ 877
			期末手当 △ 11,169
			勤勉手当 △ 15,797
			児童手当 △ 800
			単身赴任手当 400
			管理職員特別勤務手当 1
			・共済費 35,147
			地方職員共済組合等負担金 35,147
			・負担金、補助及び交付金 △ 4,074
第 2 目 健康福祉企画費	1,161,161	1,788,922	
(財源内訳) 国庫支出金	559,661		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,410
諸収入	17		(4) 共済費 266
財産収入	92		(8) 報償費 △ 19
県債	559,000		(9) 旅費 △ 29
一般歳入	42,391		(11) 需用費 △ 1,104
			(12) 役務費 △ 119
			(13) 委託料 △ 42,727
			(14) 使用料及び賃借料 △ 244
			(15) 工事請負費 1,019,000
			(18) 備品購入費 100,000
			(19) 負担金、補助及び交付金 87,547

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 健康福祉推進費	△ 3,291	85,092	
ア 健康福祉企画推進事業費	137	33,392	
(ア) 健康福祉企画推進費	137	17,392	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 1,150	41,350	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 2,278	10,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 2,148	153,630	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 社会健康医学研究推進事業費	47,600	421,600	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 社会健康医学大学院大学整備事業費	1,119,000	1,119,000	国補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,119,000 千円) 大学院大学の施設整備のため、既存施設を改修する。
第 2 項 福祉長寿費	△ 1,014,429	54,548,994	
第 1 目 地域福祉費	△ 118,858	2,513,516	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 9,751		(1) 報酬 △ 134
諸収入	39		(4) 共済費 △ 31
繰入金	△ 14,000		(8) 報償費 △ 570
一般歳入	△ 95,146		(9) 旅費 △ 386
			(11) 需用費 △ 741
			(12) 役務費 △ 2,395
			(13) 委託料 △ 6,902
			(14) 使用料及び賃借料 △ 504
			(15) 工事請負費 1,056
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 108,251
(1) 地域福祉推進費	△ 105,050	2,275,168	
ア 地域福祉活動費	△ 23,868	799,180	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	△ 300	92,861	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 福祉サービス利用推進事業費	5,897	77,822	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 1,100	329,985	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(エ) 民生委員・児童委員一斉改選事務費	△ 2	17,998	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 619	152,981	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 成年後見推進事業費	△ 9,253	27,747	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 民生委員・児童委員活動支援事業費	△ 18,491	3,509	事業費の確定に伴う補正である。
イ 低所得者更正援護費	1,752	34,708	
(ア) 生活福祉資金貸付推進事業費助成	1,752	33,948	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	△ 73,041	692,434	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 339	5,983	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	△ 66,126	668,867	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業費	△ 6,576	12,139	事業費の確定に伴う補正である。
エ 社会福祉施設整備費	△ 9,893	748,846	
(ア) 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 9,893	748,846	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 4,981	123,224	
ア 静岡県社会福祉人材センター運営事業費	△ 234	46,971	事業費の確定に伴う補正である。
イ 福祉人材確保対策事業費	△ 4,747	76,253	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 8,827	115,124	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 1,052	78,218	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 人権同和対策事業推進費	△ 160	2,504	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 隣保館運営費助成	△ 892	62,344	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 7,775	36,906	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 7,114	22,229	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 人権啓発センター運営等事業費	△ 125	10,647	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 536	4,030	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	172,204	3,849,470	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	99,391		(1) 報酬 △ 4,234
諸収入	43,008		(4) 共済費 △ 1,188
一般歳入	29,805		(13) 委託料 △ 62
			(19) 負担金、補助及び交付金 6,887
			(20) 扶助費 170,801
(1) 生活援護推進費	172,204	3,849,470	
ア 生活援護事業費	172,204	3,846,089	
(ア) 生活保護費	177,688	3,692,688	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 生活保護運営対策事業費	△ 630	36,073	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 生活保護者就労支援事業費	△ 3,274	19,292	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) ふじのくに型学びの心育成支援事業費	△ 1,580	33,336	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	△ 1,067,556	48,150,533	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 172,031		(1) 報酬 △ 856
諸収入	△ 268,963		(4) 共済費 △ 732
繰入金	△ 773,598		(7) 賃金 △ 1,158
県債	1,000		(8) 報償費 △ 5,271
一般歳入	146,036		(9) 旅費 △ 1,402
			(11) 需用費 902
			(12) 役務費 192
			(13) 委託料 △ 11,063
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,494

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,046,674
(1) 高齢者健康いきいき県 づくり推進費	230,004	2,660,137	
ア 高齢社会総合対策費	△ 2,825	81,691	
(ア) 高齢社会総合対策推進 費	△ 1,321	18,126	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地域包括ケア推進事業 費 (介護分)	△ 1,504	60,065	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域支援事業費県交付 金	254,918	2,309,918	市町の地域支援事業費執行見込額の変更に伴う 補正である。
ウ 認知症総合対策推進費	△ 22,089	82,011	
(ア) 認知症の人をみんなで 支える地域づくり推進 事業費	△ 22,089	18,211	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 介護保険制度推進費	△ 1,297,560	45,490,396	
ア 介護サービス推進事業 費	△ 893,639	1,707,184	
(ア) 介護サービス向上促進 事業費	△ 996	4,827	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備 事業費助成	△ 740,097	1,628,903	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療療養病床転換整備 事業費助成	△ 22,000	24,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護施設等自家発電設 備等整備事業費助成	△ 130,546	49,454	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	△ 359,604	43,465,831	
(ア) 介護給付費等県負担金	△ 338,313	42,566,687	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正 である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費 助成	△ 8,013	739,987	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営 費	△ 11,341	65,294	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	△ 634	84,366	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 介護支援専門員水準向上事業費	△ 1,303	9,397	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 44,317	317,381	
(ア) 介護人材就業・定着促進事業費	△ 4,156	38,844	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護事業所キャリアパス制度導入・発展化事業費	△ 709	10,581	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 外国人介護人材就業支援事業費	△ 1,752	39,148	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護人材育成事業費	△ 1,700	97,300	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 介護職経験者復職・代替職員雇上事業費	△ 2,000	11,500	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 外国人介護人材受入環境整備事業費助成	△ 34,000	5,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 遺家族等援護費	△ 219	35,475	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	38		(1) 報酬 △ 149
諸収入	△ 60		(4) 共済費 △ 126
一般歳入	△ 197		(7) 賃金 56
(1) 戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	△ 219	35,475	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども未来費	△ 2,276,150	42,127,486	
第 1 目 こども未来費	△ 2,276,150	42,127,486	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,273,977		(1) 報酬 △ 3,719
諸収入	273,137		(4) 共済費 △ 2,132
財産収入	34		(8) 報償費 △ 6,138
繰入金	△ 49,675		(9) 旅費 △ 1,347
県債	△ 129,000		(11) 需用費 2,860
一般歳入	△ 1,096,669		(12) 役務費 892
			(13) 委託料 △ 21,992
			(14) 使用料及び賃借料 △ 144

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(15) 工事請負費 △ 22,304 (18) 備品購入費 △ 5,818 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,594,072 (20) 扶助費 390,740 (25) 積立金 34 (27) 公課費 △ 10 (28) 繰出金 △ 13,000
(1) 少子化対策推進費	△ 94,710	135,890	
ア ふじのくに少子化突破戦略応援事業費	△ 15,000	85,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 77,853	43,747	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 少子化対策計画推進費	△ 1,857	7,143	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	△ 1,934,068	17,391,305	
ア 質の高い保育の確保推進費	△ 1,470,580	14,741,793	
(ア) 保育士登録制度事業費	△ 1,173	10,000	申請件数の変動に伴う補正である。
(イ) 保育士等確保対策事業費	△ 14,074	17,026	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 子ども・子育て支援給付費負担金	△ 522,897	13,699,103	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 幼児教育・保育無償化推進事業費	△ 932,436	987,564	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 保育サービス推進費	△ 463,488	2,649,512	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	△ 4,104	512,896	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	△ 57,000	703,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 認定こども園等整備事業費助成	△ 393,384	1,377,616	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 年度途中入所サポート事業費助成	△ 9,000	56,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支援推進費	△ 373,644	13,866,053	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 地域における子育て支援推進費	△ 26,633	1,067,635	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 1,300	33,000	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 安心こども基金積立金	34	47	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 子育て支援事業費助成	△ 25,367	1,022,633	事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	△ 282,011	1,604,548	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	△ 79,942	1,442,058	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	△ 200,902	155,098	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業費	△ 1,167	7,392	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支援費	△ 65,000	11,191,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 130,000	8,570,000	支給対象児童数の変動に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	65,000	2,621,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	△ 79,915	1,116,982	
ア 未熟児養育医療扶助費	1,600	47,600	給付件数の変動等に伴う補正である。
イ 身体障害児育成医療等扶助費	△ 7,000	20,000	給付件数の変動等に伴う補正である。
ウ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費助成	326	1,326	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 不妊治療費助成	△ 73,400	452,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 旧優生保護法一時金支給等事務費	△ 1,441	7,559	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進費	206,187	9,593,856	
ア 児童虐待防止対策費	86,818	7,749,933	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 児童家庭支援センター 運営費助成	1,300	48,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 児童虐待防止対策事業 費	△ 229	55,371	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 一時保護児童収容費	38,636	159,604	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 児童入所措置費	47,111	7,399,111	措置児童数の変動等に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 41,533	544,969	
(ア) 県立児童福祉施設運営 費	△ 16,296	239,331	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(イ) 被措置児童等支援事業 費	1,267	7,554	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 施設で暮らすこどもの 大学等修学支援事業費	△ 2,804	33,196	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 吉原林間学園改築整備 事業費	△ 22,700	137,800	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 社会的養護自立支援事 業費	△ 1,000	29,488	事業費の確定に伴う補正である。
ウ DV防止対策費	△ 894	94,888	
(ア) 婦人一時保護所・婦人 保護施設運営費	△ 494	84,602	入所者数の変動等に伴う補正である。
(イ) 民間シェルター活用促 進事業費	△ 400	2,743	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ ひとり親家庭自立支援 推進費	161,796	1,204,066	
(ア) ひとり親家庭対策総合 支援事業費	△ 10,756	35,784	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 児童扶養手当給付費	191,000	927,000	支給時期の変更等に伴う補正である。
(ウ) 母子父子寡婦福祉資金 特別会計繰出金	△ 13,000	0	貸付件数の変動等に伴う補正である。
(エ) ひとり親家庭放課後児 童クラブ利用支援事業 費助成	△ 3,300	23,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(オ) ひとり親家庭自立促進 計画等策定事業費	△ 2,148	3,682	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 障害者支援費	△ 244,346	20,835,210	
第 1 目 障害者支援費	△ 244,346	20,835,210	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 26,405		(1) 報酬 △ 10,565
使用料及び手数料	△ 1,679		(4) 共済費 △ 3,233
諸収入	256,423		(7) 賃金 461
繰入金	△ 1,923		(8) 報償費 △ 3,652
県債	69,000		(9) 旅費 △ 5,009
一般歳入	△ 539,762		(11) 需用費 △ 4,886
			(12) 役務費 △ 1,715
			(13) 委託料 △ 23,968
			(14) 使用料及び賃借料 △ 1,075
			(15) 工事請負費 △ 17,718
			(18) 備品購入費 △ 1,013
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 37,429
			(20) 扶助費 △ 134,618
			(28) 繰出金 74
(1) 障害者支援体制整備費	△ 224,622	20,591,651	
ア 障害者相談・支援推進 費	△ 36,911	367,156	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 2,445	114,387	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 障害児・者虐待防止対 策事業費	△ 156	2,524	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 自殺総合対策事業費	△ 31,310	63,490	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) ひきこもり対策推進事 業費	△ 3,000	22,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	△ 99,117	14,768,471	
(ア) 障害者総合支援法関連 事業費	△ 209,804	13,663,896	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポー ト事業費助成	1,231	15,231	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症心身障害児 (者)等利用施設医療 支援事業費	△ 1,142	2,284	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 在宅重症心身障害児者 短期入所利用確保事業 費助成	△ 1,354	646	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 在宅重症児者対応多職 種連携研修事業費	△ 402	4,398	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 重症心身障害児施設等 援護費	△ 1,278	2,186	措置人員の変動等に伴う補正である。
(キ) 県立障害児(者)施設 運営費	△ 22,188	195,005	利用人員の変動等に伴う補正である。
(ク) 県立障害者施設整備事 業費	3,344	66,344	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 県立磐田学園改築整備 事業費	△ 21,539	213,461	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 障害者施設等整備費助 成	154,015	584,614	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 208,410 千円) 障害児者施設等の整備に対して助成する。
ウ 発達障害支援推進費	△ 15,641	148,789	
(ア) 発達障害者支援センタ ー運営費	△ 12,557	119,623	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 東部地域発達障害者支 援体制強化事業費	△ 3,084	26,166	事業費の確定に伴う補正である。
エ 医療保護対策推進費	△ 117,027	2,270,260	
(ア) 精神保健福祉センター 診療事業費	△ 27	60	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 精神障害者措置・通院 医療費負担金	△ 117,000	2,163,000	措置入院者及び通院者の変動等に伴う補正であ る。
オ 障害者(児)手当等給付 費事業費	44,074	3,036,975	
(ア) 身体障害児(者)援護 費負担金	19,000	1,034,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ) 重度障害者(児)医療 費助成	25,000	1,821,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 心身障害者扶養共済事 業特別会計繰出金	74	121,465	保険料納付金等の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 自立と社会参加促進費	△ 19,724	243,559	
ア 地域生活移行促進費	△ 2,041	8,859	
(ア) 精神障害者地域移行支援事業費	△ 521	5,879	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 措置入院者退院後支援事業費	△ 1,520	2,980	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 6,015	68,940	
(ア) 農福連携による工賃向上支援事業費	△ 6,015	14,035	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 11,668	165,760	
(ア) 障害者スポーツ振興事業費助成	△ 10,003	41,347	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) パラスポーツ王国推進事業費	△ 1,611	14,089	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 障害者文化芸術振興事業費	0	35,000	財源更正に伴う補正である。
(エ) 手話言語普及促進事業費	△ 54	4,946	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療健康費	△ 4,376,940	101,644,800	
第 1 目 医務福祉費	△ 1,503,713	12,863,590	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 692,037		(1) 報酬 △ 12,171
使用料及び手数料	△ 2		(4) 共済費 △ 3,355
諸収入	77,760		(8) 報償費 △ 9,797
財産収入	413		(9) 旅費 △ 2,848
繰入金	△ 675,668		(11) 需用費 △ 1,984
県債	3,000		(12) 役務費 △ 1,659
一般歳入	△ 217,179		(13) 委託料 △ 57,631
			(14) 使用料及び賃借料 △ 774
			(15) 工事請負費 2,585
			(18) 備品購入費 △ 2,059
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,336,977
			(20) 扶助費 60,366
			(21) 貸付金 △ 147,068
			(25) 積立金 9,659

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 357,858	1,851,560	
ア 医師確保対策推進費	△ 206,344	1,139,331	
(ア) ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	△ 160,363	1,026,437	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに女性医師支援センター事業費	△ 1,104	16,896	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県立病院医師派遣事業費	△ 22,019	10,876	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 医療従事者確保支援事業費助成	△ 1,755	12,045	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 指導医招聘等事業費助成	△ 18,103	10,297	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 指導医確保支援事業費助成	△ 3,000	1,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 看護職員確保対策推進費	△ 151,514	712,229	
(ア) 看護職員確保対策事業費	△ 5,562	133,438	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 看護職員指導者等養成事業費	0	20,995	財源更正に伴う補正である。
(ウ) 病院内保育所運営費助成	△ 37,153	162,847	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 医療勤務環境改善支援センター事業費	△ 7,125	16,875	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 看護師勤務環境改善施設整備費助成	△ 39,815	9,623	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 看護の質向上促進研修事業費	△ 25,025	16,675	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 看護職員養成所運営費助成	△ 1,851	154,876	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 県立看護専門学校運営費	△ 15,802	109,671	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ケ) 医療従事者養成所施設・設備整備費助成	△ 4,513	1,927	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(コ) 看護職員修学資金貸付金	△ 14,668	79,332	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	医療提供体制確保対策推進費	△ 1,081,133	7,070,601	
ア	救急医療対策推進費	6,456	1,201,125	
	(ア) 救急医療施設運営費等助成	38,283	577,344	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	2,212	505,540	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 296	704	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 救急救命士病院実習受入促進事業費助成	6,990	12,321	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 緊急被ばく予防対策事業費	△ 8,546	40,454	事業費の確定に伴う補正である。
	(カ) 緊急医療施設等運営費	△ 32,187	36,312	事業費の確定に伴う補正である。
イ	周産期医療対策推進費	△ 236,647	695,723	
	(ア) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 14,702	349,520	事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 小児救急電話相談事業費	△ 13,948	66,052	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 産科医療確保事業費	△ 19,988	80,585	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 188,009	14,391	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ	へき地医療対策推進費	△ 6,992	160,351	
	(ア) へき地医療対策事業費助成	△ 6,992	10,718	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ	医療連携推進費	△ 167,797	4,384,853	
	(ア) 医療介護総合確保連携推進事業費	△ 2,880	13,620	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 在宅療養・介護支援事業費	△ 113,000	31,000	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域包括ケア推進事業費(医療分)	△ 44,401	133,599	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 地域医療連携推進事業費助成	△ 17,175	25,325	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 地域医療介護総合確保基金積立金	9,659	4,029,659	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 医療関係対策事業費	△ 4,760	95,411	
(ア) 救急医療情報センター運営事業費	△ 2,760	81,068	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療関係対策事業費	△ 2,000	7,961	事業費の確定に伴う補正である。
カ 医療機関整備充実費	△ 671,393	521,338	
(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 203,130	161,601	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 294,814	125,186	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 病床機能分化促進事業費助成	△ 173,449	234,551	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 難病・感染症等対策推進費	△ 64,722	3,941,429	
ア がん総合対策推進事業費	△ 84,614	493,714	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 4,669	200,759	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 79,945	280,055	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	127,416	2,831,859	
(ア) 難病医療費等事業費助成	140,900	2,436,900	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	△ 2,500	6,000	利用者数の変動等に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(ウ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 10,984	263,016	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
ウ	感染症対策事業費	△ 107,524	615,856	
	(ア) 感染症患者入院医療費負担金	9,717	33,100	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(イ) 感染症指定医療機関運営費助成	△ 25,198	55,038	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 感染症等対策事業費	△ 733	54,267	事業費の確定に伴う補正である。
	(エ) 予防接種健康被害救済事業費助成	△ 731	26,304	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(オ) 結核患者医療費負担金	933	4,609	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(カ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 1,700	1,300	利用者数の変動等に伴う補正である。
	(キ) 肝炎患者医療費負担金	△ 78,500	209,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
	(ク) 風しん抗体検査事業費助成	△ 11,312	14,688	利用者数の変動等に伴う補正である。
第 2 目	健康増進費	△ 119,002	391,830	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 13,981		(1) 報酬 △ 44
	諸収入	296		(4) 共済費 300
	繰入金	△ 88,400		(8) 報償費 △ 84
	一般歳入	△ 16,917		(9) 旅費 △ 115
				(11) 需用費 △ 275
				(12) 役務費 △ 35
				(13) 委託料 △ 5,365
				(14) 使用料及び賃借料 △ 90
				(15) 工事請負費 △ 3,394
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 109,900
(1)	ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 119,002	391,830	
ア	ふじのくに健康増進計画推進事業費	△ 1,086	47,314	事業費の確定に伴う補正である。
イ	しずおかまるごと健康経営プロジェクト推進事業費	△ 21,500	18,500	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
ウ	受動喫煙防止対策等推進事業費	△ 4,135	23,791	事業費の確定に伴う補正である。
エ	静岡県総合健康センター指定管理事業費	△ 3,881	81,738	事業費の確定に伴う補正である。
オ	在宅歯科医療連携体制整備事業費助成	△ 88,400	36,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第3目	国民健康保険費	△ 223,964	30,709,517	(節内訳)
	(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 161,000
	一般歳入	△ 223,964		(28) 繰出金 △ 62,964
(1)	国民健康保険事業費	△ 223,964	30,709,517	
ア	国民健康保険保険基盤安定負担金	△ 161,000	10,087,000	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	国民健康保険事業特別会計繰出金	△ 62,964	20,595,047	
(ア)	国民健康保険事業特別会計繰出金(高額医療費負担金分)	△ 1,296	2,528,197	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ)	国民健康保険事業特別会計繰出金(特定健診等負担金分)	△ 61,464	437,712	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ)	国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費分)	△ 204	5,185	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	老人医療費	△ 492,661	41,108,320	(節内訳)
	(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 492,748
	諸収入	311,389		(25) 積立金 87
	財産収入	87		
	一般歳入	△ 804,137		
(1)	後期高齢者医療対策事業費	△ 492,661	41,108,320	
ア	後期高齢者医療給付費負担金	△ 50,060	32,454,940	負担対象経費の変動に伴う補正である。
イ	後期高齢者医療制度関連事業費	△ 442,601	8,653,380	

科	目	補正額	現計額	説明
	(ア) 後期高齢者医療保険基金安定負担金	△ 325,426	5,593,574	負担対象経費の変動に伴う補正である。
	(イ) 後期高齢者医療高額医療費負担金	△ 117,262	1,893,738	負担対象経費の変動に伴う補正である。
	(ウ) 後期高齢者医療財政安定化基金積立金	87	492,601	基金運用益の確定に伴う補正である。
第5目	県立病院費	△ 2,037,600	16,571,543	
	(財源内訳)			(節内訳)
	県債	△ 1,971,000		(19) 負担金、補助及び交付金 △ 66,600
	一般歳入	△ 66,600		(21) 貸付金 △ 1,971,000
(1)	静岡県立病院機構関係事業費	△ 1,971,000	9,785,869	
ア	静岡県立病院機構貸付金	△ 1,971,000	2,784,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う補正である。
(2)	がんセンター事業会計繰出金	△ 66,600	6,785,674	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第6項	生活衛生費	△ 17,663	391,080	
第1目	食品衛生費	△ 7,978	274,644	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 2,447		(1) 報酬 △ 327
	諸収入	△ 154		(4) 共済費 △ 401
	一般歳入	△ 5,377		(8) 報償費 △ 760
				(9) 旅費 △ 251
				(11) 需用費 △ 1,080
				(12) 役務費 △ 62
				(13) 委託料 △ 5,097
(1)	動物愛護管理対策事業費	△ 5,012	128,224	
ア	人と動物との共生推進事業費	△ 5,012	121,999	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	食品・食肉衛生事業費	△ 2,966	92,859	
ア	食の安全・安心推進事業費	△ 2,661	89,201	
(ア)	食中毒等防止対策事業費	△ 2,085	16,551	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(イ) はじめようホップ・ステップ・HACCP事業費	△ 61	6,183	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) と畜・食鳥検査事業費	△ 515	23,269	事業費の確定に伴う補正である。
	イ 食品表示適正化・活用普及事業費	△ 305	872	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目	薬務費	△ 9,685	116,436	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 24		(1) 報酬 △ 853
	諸収入	△ 8		(4) 共済費 41
	一般歳入	△ 9,653		(8) 報償費 △ 80
				(13) 委託料 △ 289
				(14) 使用料及び賃借料 △ 559
				(18) 備品購入費 △ 4,560
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 3,385
	(1) 先進医薬普及促進事業費	△ 3,385	28,115	事業費の確定に伴う補正である。
	(2) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 5,514	79,440	
	ア 薬事関係指導費	△ 5,514	47,914	
	(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 22	18,025	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(イ) 薬事総合対策事業費	△ 4,797	16,137	事業費の確定に伴う補正である。
	(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 695	10,442	事業費の確定に伴う補正である。
	(3) 薬物乱用防止対策費	△ 786	8,881	
	ア 大麻・危険ドラッグ撲滅対策事業費	△ 786	5,576	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 経済産業費	3,046,049	82,506,397	
第 1 項 経済産業費	△ 132,331	14,177,564	
第 1 目 経済産業総務費	△ 141,434	13,081,571	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,298		(2) 給料 △ 65,868
諸収入	△ 8,467		(3) 職員手当等 △ 114,412
一般歳入	△ 131,669		(4) 共済費 38,846
(1) 職員給与費	△ 141,434	13,081,571	経済産業部職員の人件費の補正である。 <ul style="list-style-type: none"> ・給料 △ 65,868 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 △ 65,868 ・職員手当等 △ 114,412 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 8,140 地域手当 △ 1,516 住居手当 140 通勤手当 2,967 管理職手当 △ 105 特殊勤務手当 △ 6,774 時間外勤務手当 △ 3,766 休日勤務手当 △ 744 夜間勤務手当 △ 624 宿日直手当 54 期末手当 △ 43,964 勤勉手当 △ 49,357 農林漁業普及指導手当 △ 1,902 児童手当 1,589 単身赴任手当 △ 2,270 ・共済費 38,846 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 38,846
第 2 目 経済産業企画費	9,103	1,095,993	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	10		(25) 積立金 9,103
一般歳入	9,093		
(1) 森の力再生基金積立金	9,103	1,004,113	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 640,411	5,620,325	
第 1 目 産業革新費	△ 640,411	5,620,325	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 364,173		(1) 報酬 △ 6,405
諸収入	748		(4) 共済費 △ 1,871
県債	△ 1,000		(7) 貸金 △ 36

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
一般歳入	△ 275,986		(8) 報償費 △ 548 (9) 旅費 △ 1,806 (11) 需用費 26,911 (12) 役務費 944 (13) 委託料 △ 68,323 (14) 使用料及び賃借料 227 (15) 工事請負費 △ 3,813 (18) 備品購入費 4,863 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 590,554
(1) 産業イノベーション推進費	△ 88,909	597,292	
ア マリンバイオ産業振興事業費	△ 58,433	176,167	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
イ ふじのくにICT人材育成事業費	△ 21,167	61,233	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業ロボット導入促進事業費	△ 4,554	5,946	事業費の確定に伴う補正である。
エ 新成長戦略研究費	△ 4,336	295,664	事業費の確定に伴う補正である。
オ IoT等技術導入促進事業費	△ 419	39,581	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 新成長産業分野育成推進費	△ 122,313	2,253,266	
ア 新成長産業戦略的育成事業費助成	△ 48,123	227,877	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	△ 12,834	237,166	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	△ 1,411	56,589	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	△ 28,146	271,854	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
オ 静岡型航空産業育成事業費助成	△ 3,855	45,145	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
カ 成長産業における共同受注体支援事業費助成	△ 1,752	1,348	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ ファルマバレープロジェクト推進事業費	△ 17,723	216,077	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト推進事業費	△ 8,469	146,931	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(3) マーケティング費	40,730	442,815	
ア 6次産業化推進事業費	△ 106,220	28,420	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ マーケティング戦略費	146,950	381,350	
(ア) 県産品輸出促進機能形成事業費	△ 3,800	35,700	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 農芸品供給拡大緊急対策事業費	△ 6,600	123,900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県産品輸出促進事業費	157,350	199,350	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 161,000千円) 輸出向けにHACCP等に対応した施設等の整備に対して助成する。
(4) エネルギー政策費	△ 469,919	2,287,392	
ア 新エネルギー等導入促進事業費	△ 350,494	250,863	
(ア) 地産エネルギー創出支援事業費	△ 67,373	104,627	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 次世代エネルギー産業構築支援事業費	△ 36,283	80,217	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 創エネ・蓄エネ技術開発支援事業費	△ 246,838	62,162	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 次世代自動車普及促進事業費	△ 3,315	29,485	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 発電施設等周辺地域対策事業費	△ 116,110	2,006,415	
(ア) 電源立地地域対策交付金事業費	△ 111,655	1,703,426	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 石油貯蔵施設立地対策事業費	△ 4,455	54,285	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 485,117	2,048,183	
第 1 目 就業支援費	△ 15,839	602,578	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 4,460		(1) 報酬 △ 426
	諸収入	2,885		(8) 報償費 △ 739
	一般歳入	△ 14,264		(9) 旅費 △ 1,724
				(12) 役務費 104
				(13) 委託料 △ 10,869
				(14) 使用料及び賃借料 △ 734
				(15) 工事請負費 693
				(18) 備品購入費 △ 144
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,000
(1)	労働福祉推進費	△ 4,932	101,305	
ア	労働政策総合推進事業費	△ 1,820	18,387	事業費の確定に伴う補正である。
イ	労政会館運営費	△ 798	32,502	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	労政会館施設整備事業費	693	3,193	事業費の確定に伴う補正である。
エ	フードバンク活動推進事業費	△ 2,000	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ	産業人材確保・育成プラン推進事業費	△ 1,007	2,193	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	雇用対策推進費	△ 10,907	352,657	
ア	地域企業人材確保事業費	△ 3,277	109,723	事業費の確定に伴う補正である。
イ	大学生等U I J ターン促進強化事業費	△ 1,851	11,149	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	△ 5,000	49,400	事業費の確定に伴う補正である。
エ	U I J ターン地方就職支援事業費	△ 779	16,421	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	職業能力開発費	△ 469,278	1,445,605	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 410,303		(1) 報酬 △ 5,583
	使用料及び手数料	△ 18		(4) 共済費 △ 2,150
	諸収入	△ 3,595		(8) 報償費 △ 3,542
	財産収入	△ 121		(9) 旅費 △ 4,921
	県債	△ 12,000		(11) 需用費 △ 10,624
	一般歳入	△ 43,241		(12) 役務費 △ 983

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 委託料 △ 364,830 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,855 (15) 工事請負費 △ 8,381 (18) 備品購入費 75 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 66,457 (27) 公課費 △ 27
(1) 専門校等運営指導事業費	△ 63,448	485,587	
ア 職業能力開発総合推進事業費	△ 11,278	192,138	事業費の確定に伴う補正である。
イ 技術専門校障害者再就職支援事業費	△ 39,950	56,730	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 6,354	7,346	事業費の確定に伴う補正である。
エ 成長産業分野人材育成支援事業費	△ 1,616	9,721	事業費の確定に伴う補正である。
オ 専門校等庁舎管理費	△ 4,071	75,722	事業費の確定に伴う補正である。
カ 技術専門校等施設改修事業費	0	78,700	財源更正に伴う補正である。
キ 県立技術専門校等施設整備事業費	△ 179	64,821	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 離職者等再就職支援事業費	△ 327,494	204,596	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 認定訓練事業費助成	△ 23,960	120,181	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 技能評価向上推進費	△ 9,637	141,643	
ア 技能の場力強化事業費	△ 2,975	23,025	事業費の確定に伴う補正である。
イ 職業能力開発協会事業費助成	△ 6,662	91,758	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 33,579	105,258	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(6) 職業能力開発短期大学校整備事業費	△ 11,160	388,340	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	1,953,079	17,759,264	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	商工業費	1,953,079	17,759,264	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 93,827		(1) 報酬 360
	使用料及び手数料	△ 187		(4) 共済費 154
	諸収入	△ 70,378		(8) 報償費 △ 446
	財産収入	736		(9) 旅費 △ 1,857
	一般歳入	2,116,735		(11) 需用費 △ 18,479
				(12) 役務費 △ 3,649
				(13) 委託料 △ 16,930
				(14) 使用料及び賃借料 △ 3,185
				(15) 工事請負費 4,019
				(18) 備品購入費 △ 24,704
				(19) 負担金、補助及び交付金 2,101,681
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 77,659
				(27) 公課費 △ 9
				(28) 繰出金 △ 6,217
(1)	商工業総合振興対策費	0	47,662	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	新事業創出支援事業費	△ 19,214	93,786	
ア	地域創生起業支援事業費助成	△ 19,214	50,786	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	工業技術研究費	△ 56,850	620,730	
ア	管理運営費	△ 259	408,924	
(ア)	工業技術研究所管理運営費	△ 229	379,307	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	工業技術研究所庁舎等維持補修費	△ 30	29,617	事業費の確定に伴う補正である。
イ	試験研究費	△ 56,591	211,806	
(ア)	工業技術研究所試験研究費	△ 7,154	35,154	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ)	工業技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 23,942	2,214	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ)	工業技術研究所研究機器等整備事業費	△ 3,379	363	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(エ)	工業技術研究所試験検査機器整備事業費	△ 22,116	110,384	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 企業立地対策費	2,638,780	11,019,780	
ア 企業立地促進強化事業費	△ 3,000	33,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 新規産業立地事業費助成	2,090,000	8,090,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域産業立地事業費助成	850,000	2,450,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 工業用地安定供給促進事業費助成	△ 204,000	41,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費助成	△ 94,220	405,780	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 中小企業国際化推進費	△ 1,800	70,860	
ア 海外経済交流促進事業費	△ 300	33,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外成長力活用強化事業費	△ 1,500	5,910	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 中小企業向制度融資促進費	△ 502,398	984,246	
ア 中小企業向制度融資促進費助成	△ 424,739	780,905	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ 信用保証協会損失補償費	△ 77,659	144,341	損失補償額の確定に伴う補正である。
(7) 産業成長促進費助成	△ 48,897	26,059	大企業及び中堅企業の設備投資を促進するための融資にかかる利子補給に要する経費の補正である。
(8) 中小企業災害対策保証支援事業費助成	33,100	33,100	台風19号の被災中小企業を支援するため、中小企業災害対策資金に係る信用保証料の軽減に要する経費の補正である。 ・補助先 静岡県信用保証協会
(9) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 6,217	471,197	事業費の確定に伴う補正である。
(10) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 60,237	2,898,263	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
ア 小規模事業経営支援事業費	△ 57,859	2,619,141		
(ア) 小規模事業経営支援事業費助成	△ 52,259	2,364,741	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(イ) 小規模企業経営力向上支援事業費助成	△ 3,000	217,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(ウ) 広域サポートセンター設置事業費助成	△ 2,600	37,400	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 2,378	233,922	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(11) 創業・経営革新推進費	△ 18,000	316,500		
ア 経営革新計画促進事業費助成	△ 18,000	222,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(12) 地場・工芸品産業振興事業費助成	△ 220	8,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(13) デザイン産業振興事業費	△ 388	12,612	事業費の確定に伴う補正である。	
(14) 休廃止鉱山鉱害防止対策費助成	△ 160	3,903	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(15) 商業振興対策費	△ 4,420	17,067		
ア リノベーション展開支援事業費	△ 2,420	3,480	事業費の確定に伴う補正である。	
イ 魅力ある買い物環境づくり支援事業費助成	△ 2,000	7,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
第 5 項 農業費	△ 335,755	8,413,075		
第 1 目 農業費	△ 1,071,546	6,738,430		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 878,316		(1) 報酬	13,913
使用料及び手数料	11,911		(4) 共済費	5,042
諸収入	△ 29,180		(7) 賃金	△ 3,071
財産収入	△ 1,215		(8) 報償費	△ 4,084
繰入金	△ 71,457		(9) 旅費	△ 9,677
県債	△ 140,000		(11) 需用費	△ 54,403
一般歳入	36,711		(12) 役務費	△ 5,714
			(13) 委託料	△ 3,242

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(14) 使用料及び賃借料 △ 5,828 (15) 工事請負費 △ 179,764 (16) 原材料費 △ 50 (18) 備品購入費 △ 15,847 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 808,918 (25) 積立金 102 (27) 公課費 △ 5
(1) 農業戦略対策費	△ 388,469	3,871,216	
ア 農業振興総合推進費	△ 10,938	91,693	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 農業労働力マッチング 支援事業費	△ 2,000	2,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 強い農業づくり対策費	△ 123,572	2,630,928	
(ア) 強い農業・担い手づく り総合支援交付金	△ 23,468	716,032	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 170,185 千円) 産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進す るため、農業者が行う農業用機械・施設の導入な どに対して助成する。
(イ) 産地パワーアップ事業 費助成	△ 100,104	1,914,896	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 農業用ハウス強靱化緊 急対策事業費助成	△ 25,923	27,077	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 先端農業推進費	△ 53,750	529,811	
(ア) 先端農業プロジェクト 推進事業費	△ 16,698	299,402	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 先端農業推進拠点庁舎 管理費	△ 25,088	65,912	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 先端農業推進拠点整備 事業費	△ 11,964	59,836	事業費の確定に伴う補正である。
カ スマート農業実証関連 事業費	△ 27,765	73,235	
(ア) スマート農業実証事業 費	△ 27,765	72,235	事業費の確定に伴う補正である。
キ 農林技術研究開発関連 事業費	△ 144,521	401,498	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 農林技術研究所管理運営費	△ 417	113,121	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農林技術研究所試験研究費	△ 9,716	116,779	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(ウ) 農林技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 45,141	9,762	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 農林技術研究所研究機器等整備事業費	△ 13,847	2,963	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 地域バイオマス利活用施設整備事業費	△ 75,400	600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 農業ビジネス対策費	△ 716,496	1,329,398	
ア 担い手対策費	△ 204,322	307,978	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 5,600	23,000	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 青年就農促進定着支援事業費助成	△ 198,722	281,778	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 農業コンサルティング推進事業費	△ 8,099	14,601	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農林大学校管理運営費	20,180	140,623	事業費の確定に伴う補正である。
エ 経営基盤強化推進費	△ 335,998	416,883	
(ア) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 236,833	158,041	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 荒廃農地再生・集積促進事業費助成	△ 7,500	22,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 荒廃農地解消総合対策事業費助成	△ 3,500	3,100	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 農地中間管理機構体制整備費	△ 5,365	183,635	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 農地中間管理総合支援事業費助成	△ 82,900	9,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	100	107	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 農業振興資金利子補給金	△ 18,000	70,700	利子補給金額の確定に伴う補正である。
カ 農林大学校専門職大学移行事業費	△ 170,257	324,743	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域農業対策費	△ 75,725	641,805	
ア 中山間地域農業振興整備事業費助成	△ 1,221	15,779	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 3,654	185,446	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 環境保全型農業推進費	△ 64,330	86,541	
(ア) 安全・安心な農業推進事業費	△ 9,380	4,532	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) GAP推進事業費助成	△ 54,950	58,150	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ ふじのくに多彩な和の食文化推進事業費	△ 6,520	12,630	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 茶業振興対策費	△ 3,007	518,207	
ア ふじのくに茶の都ミュージアム管理運営事業費	△ 3,007	225,897	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	112,151	377,804	
ア 米麦等生産対策事業費	△ 19,510	45,456	
(ア) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 19,510	43,422	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 野菜価格安定対策事業費助成	131,431	138,031	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代施設園芸地域展開促進事業費	△ 1,262	92,538	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 花き生産振興等対策費	2	63,503	
(ア) 浜名湖花博開催記念基金積立金	2	3	基金運用益の確定に伴う補正である。
オ わさび種苗災害対策事業費助成	1,490	29,890	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明	
第2目	畜産業費	735,791	1,674,645		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	775,670		(1) 報酬	△ 132
	使用料及び手数料	1		(4) 共済費	△ 30
	諸収入	△ 5,100		(9) 旅費	△ 963
	財産収入	36		(11) 需用費	665
	県債	1,000		(12) 役務費	△ 598
	一般歳入	△ 35,816		(13) 委託料	22,416
				(14) 使用料及び賃借料	△ 1,031
				(18) 備品購入費	△ 4,648
				(19) 負担金、補助及び交付金	720,112
(1)	畜産振興対策費	769,327	1,164,560		
ア	畜産振興対策事業費助成	4,683	55,695	事業費の確定に伴う補正である。	
イ	畜産経営安定対策事業費	△ 2,322	24,604		
(ア)	畜産物価格安定対策事業費助成	△ 2,322	15,793	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
ウ	スマート畜産支援事業費助成	△ 7,005	14,995	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
エ	畜産技術研究開発関連事業費	△ 11,429	256,066		
(ア)	畜産技術研究所管理運営費	△ 165	62,198	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ)	畜産技術研究所庁舎管理費	2,373	41,527	事業費の確定に伴う補正である。	
(ウ)	畜産技術研究所試験研究費	△ 4,067	126,665	国庫支出金の決定等に伴う補正である。	
(エ)	畜産技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 4,232	7,014	事業費の確定に伴う補正である。	
(オ)	畜産技術研究所研究機器等整備事業費	△ 5,338	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
オ	畜産競争力強化対策整備事業費助成	785,400	785,400	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 785,400千円) 地域の畜産収益力の強化を図るため、家畜飼養管理施設等の整備に対して助成する。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 家畜衛生対策費	△ 33,536	510,085	
ア 家畜衛生対策事業費	△ 1,454	115,467	
(ア) 畜産業振興総合推進費	△ 747	45,733	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 家畜衛生検査機器整備事業費	△ 514	4,330	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 特定家畜伝染病対策事業費	△ 193	65,404	事業費の確定に伴う補正である。
イ C S F 緊急対策事業費	△ 32,082	394,618	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項 農地費	1,861,942	21,313,456	
第 1 目 農地費	2,111,810	20,590,324	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,373,683		(1) 報酬 28,279
分担金及び負担金	510,975		(2) 給料 69,148
諸収入	△ 632,819		(3) 職員手当等 46,435
財産収入	△ 142		(4) 共済費 19,044
繰入金	142		(7) 賃金 6,816
県債	1,232,000		(8) 報償費 △ 318
一般歳入	△ 372,029		(9) 旅費 9,327
			(11) 需用費 △ 97,996
			(12) 役務費 18,943
			(13) 委託料 690,854
			(14) 使用料及び賃借料 14,170
			(15) 工事請負費 1,762,319
			(16) 原材料費 1,700
			(17) 公有財産購入費 63,955
			(18) 備品購入費 3,256
			(19) 負担金、補助及び交付金 14,278
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 538,311
			(23) 償還金、利子及び割引料 △ 77
			(27) 公課費 △ 12
(1) 農地計画費	△ 108,894	897,478	
ア 農業農村整備事業調査計画策定費	△ 14,601	317,247	
(ア) 県単独農業農村整備調査費	△ 13,821	296,179	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 国庫委託土地改良調査費	△ 780	120	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	農村整備関連事業計画策定費	△ 3,205	149,795	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 10,000 千円) 国庫を活用した農業農村整備事業の実施計画等を策定する。
ウ	国土調査費助成	△ 89,284	385,240	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業費	△ 579	27,421	事業費の確定に伴う補正である。
オ	先端技術導入促進基盤整備事業費	△ 300	5,700	事業費の確定に伴う補正である。
カ	津波浸水区域内官民境界基本調査事業費	△ 925	12,075	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	2,481,130	10,830,417	
ア	県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業費	1,220,017	4,205,017	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,206,000 千円) 基幹的な農業用水利施設の改修並びに長寿命化を図るための予防保全及び施設の更新を行う。
イ	農業地域生産力強化整備事業費	2,021,081	5,866,081	
(ア)	県営農業地域生産力強化整備事業費	1,978,544	5,605,222	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,930,950 千円) 地域農業の担い手農家への農地集積や高収益作物の導入を図る農業生産基盤を整備する。
(イ)	団体営農業地域生産力強化整備事業費助成	42,537	260,859	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 66,050 千円) 農業用排水路等の補修や更新整備を行うことにより農業水利施設の長寿命化を図る市町等に対して助成する。 ・補助率 1/2 以内 ほか
ウ	土地改良事業管理費	△ 674	141,042	
(ア)	土地改良施設管理運営費	△ 597	9,371	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	大井川用水施設使用料負担金	△ 77	2,323	事業費の確定に伴う補正である。
エ	土地改良事業指導推進費	△ 728,411	214,160	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 土地改良事業推進対策 費助成	△ 900	8,940	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	△ 727,511	182,790	事業費の確定に伴う補正である。
オ 多面的機能支払助成	△ 30,883	404,117	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(3) 農地保全費	△ 260,070	8,836,830	
ア 農村地域整備事業費	141,787	2,607,787	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 168,000 千円) 中山間地域の生産基盤及び生活環境の改善並び に農道の新設、改良等を行う。
イ 県単独農業基盤整備事 業費	△ 25,860	538,140	
(ア) 県単独農業農村整備事 業費助成	△ 25,860	494,140	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 農地・農村防災対策事 業費	279,046	3,188,046	
(ア) 県営農地・農村防災対 策事業費	270,759	2,785,759	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 613,900 千円) 自然災害による被害を防止するため、農業用 排水施設等の改修及び防災施設の整備等を行う。
(イ) 団体営農地・農村防災 対策事業費助成	8,287	402,287	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 291,100 千円) 農業用ため池の耐震診断等を行う市町等に対 して助成する。 ・補助率 1/2 以内 ほか
エ 県単独農地整備事業費 助成	△ 1,871	30,529	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 県営東富士演習場地区 土地改良事業費	△ 657,060	2,244,940	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 団体営東富士演習場地 区土地改良事業費	3,888	196,888	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 緑と水のふるさとづく り推進事業費	0	30,500	
(ア) ふじのくに美しく品格 のある邑づくり推進事 業費	0	30,500	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 農地利用管理事務費	△ 356	25,599	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 249,868	723,132	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 249,868
(財源内訳)			
分担金及び負担金	△ 3,505		
県債	△ 256,000		
一般歳入	9,637		
(1) 国直轄等農業用水事業費負担金	△ 249,868	723,132	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 62,000 千円) 国及び(独)水資源機構が実施する土地改良事業等に要する経費の一部を負担する。
第 7 項 森林・林業費	875,138	11,628,527	
第 1 目 森林・林業費	842,496	10,913,205	(節内訳)
(財源内訳)			
国庫支出金	681,163		(2) 給料 4,088
分担金及び負担金	17,722		(3) 職員手当等 2,667
諸収入	△ 148		(4) 共済費 1,190
財産収入	△ 973		(9) 旅費 △ 167
繰入金	△ 48,100		(11) 需用費 △ 15,804
県債	337,000		(12) 役務費 △ 3,789
一般歳入	△ 144,168		(13) 委託料 △ 23,197
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,756
			(15) 工事請負費 380,362
			(18) 備品購入費 △ 2,653
			(19) 負担金、補助及び交付金 508,350
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 5,443
			(25) 積立金 627
			(27) 公課費 21
(1) 森林計画費	81,925	3,163,148	
ア 森林計画事業費	81,925	2,103,348	
(ア) 森林・林業再生推進事業費	△ 3,000	45,500	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備事務費	△ 407	41,978	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 次世代林業基盤づくり交付金事業費	340,947	636,647	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 574,000 千円) 間伐材生産、路網整備、木材加工流通施設整備等を実施する事業者等に対して助成する。
(エ) 低コスト主伐・再造林促進事業費	△ 51,900	56,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	(オ) 農山漁村地域整備交付金事業費(森林)	△ 166,783	1,131,217	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 42,000千円) 治山、路網整備、間伐等の事業を行う。
	(カ) 県単独森林整備事業費助成	△ 17,942	29,836	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(キ) 市町森林整備実施体制等支援事業費	△ 19,000	21,800	事業費の確定に伴う補正である。
	(ク) 森林環境整備促進基金積立金	10	120,010	基金運用益の確定に伴う補正である。
(2)	林業振興費	△ 30,358	367,798	
ア	林業人材等育成推進費	△ 30,113	127,617	
	(ア) 林業を支える元気な担い手支援事業費	△ 2,661	8,869	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
	(イ) 原木しいたけ生産力増強対策事業費助成	△ 11,460	38,540	国庫支出金の決定に伴う補正である。
	(ウ) 森林を守り育てる人づくり推進事業費助成	0	17,000	財源更正に伴う補正である。
	(エ) 森林を守り育てる人づくり基金積立金	608	608	基金運用益の確定に伴う補正である。
	(オ) ビジネス林業等担い手確保育成事業費	△ 16,600	62,600	事業費の確定等に伴う補正である。
イ	林業近代化資金利子補給金	△ 9	0	利子補給金額の確定に伴う補正である。
ウ	生産流通支援事業費	△ 236	240,181	
	(ア) 林業振興総合推進費	△ 236	13,181	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	森林整備費	520,246	3,219,143	
ア	造林事業費	259,107	1,249,307	
	(ア) 造林事業費	259,107	1,158,107	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 546,000千円) 人工造林、間伐等を行う森林組合等に対して助成するとともに、松林の保全を図る。
	(イ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	0	46,800	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 路網整備事業費	284,985	1,824,985	
(ア) 県営林道整備事業費	263,800	916,800	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 287,000 千円) 地域森林計画に基づく林道(森林基幹道)及び 過疎地域振興特別措置法等に基づく県代行の林道 の開設を行う。
(イ) 団体営林道事業費	21,185	197,185	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	0	349,000	財源更正に伴う補正である。
(エ) 集落間林道整備事業費	0	84,000	財源更正に伴う補正である。
(オ) 中山間地域林業整備事 業費(山村道路網整備)	0	129,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 23,846	144,851	
(ア) 資源循環林地整備事業 費	△ 4,000	33,841	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援 事業費	△ 19,855	9,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備地域活動支援 基金積立金	9	10	基金運用益の確定に伴う補正である。
(4) 森林保全費	270,683	4,163,116	
ア 治山事業費	270,683	4,144,683	
(ア) 治山事業費	331,640	1,998,640	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 461,000 千円) 山地災害の防止を図るため、林地崩壊対策等 を行う。
(イ) 緊急治山事業費	△ 57,957	608,043	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 569,000 千円) 災害による林地崩壊に対して、緊急の復旧整備 を行う。
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補 正である。
(エ) 県単独治山事業費	0	760,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	32,642	715,322	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 県債 一般歳入	33,000 △ 358		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 32,642
	(1) 国直轄治山事業費負担金	32,642	715,322	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項	水産業費	△ 35,303	1,455,501	
第 1 目	水産業費	△ 34,796	1,448,374	
	(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 財産収入 県債 一般歳入	△ 125 △ 11,152 △ 10,369 △ 8,000 △ 5,150		(節内訳) (1) 報酬 3,744 (2) 給料 670 (3) 職員手当等 △ 53 (4) 共済費 836 (7) 賃金 △ 38 (8) 報償費 △ 769 (9) 旅費 △ 1,439 (11) 需用費 △ 8,950 (12) 役務費 △ 3 (13) 委託料 △ 2,297 (14) 使用料及び賃借料 △ 448 (15) 工事請負費 △ 9,503 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 16,546
	(1) 職員給与費 (委員会事務局人件費)	42	23,173	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 92 一般職給 92 ・職員手当等 △ 427 扶養手当 42 地域手当 8 住居手当 △ 360 通勤手当 △ 84 時間外勤務手当 △ 1 期末手当 25 勤勉手当 △ 57 ・共済費 377 地方職員共済組合等負担金 377
	(2) 水産業振興対策費	△ 2,056	155,340	
	ア 水産業担い手対策費	3,944	51,783	
	(ア) 漁業高等学園管理運営費	4,060	38,669	事業費の確定等に伴う補正である。
	(イ) 漁業高等学園庁舎管理費	△ 116	9,877	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
イ	水産イノベーション対策支援推進事業費助成	△ 6,000	44,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	水産流通対策費	△ 9,099	177,281	
ア	水産業振興資金利子補給金	△ 9,099	108,876	利子補給金額の確定等に伴う補正である。
(4)	水産資源対策費	△ 2,504	588,206	
ア	水産業振興総合推進費	71	59,998	事業費の確定に伴う補正である。
イ	魚介類種苗生産施設運営費	△ 2,375	231,800	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	沿岸漁場整備開発事業費	△ 200	184,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	水産技術研究費	△ 21,179	504,374	
ア	試験研究費	△ 11,676	58,156	
(ア)	水産技術研究所試験研究費	△ 6,022	35,259	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ)	水産技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 5,654	15,101	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	施設整備費	△ 9,503	255,297	
(ア)	水産技術研究所等整備事業費	△ 9,503	244,797	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	海区漁業調整委員会費	△ 472	5,234	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 12		(1) 報酬 △ 472
	一般歳入	△ 460		
(1)	海区漁業調整委員会費	△ 472	5,234	
ア	海区漁業調整委員会委員人件費	△ 472	4,339	海区漁業調整委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 472
第3目	内水面漁場管理委員会費	△ 35	1,893	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	10 △ 45		(節内訳) (1) 報酬 △ 35
(1) 内水面漁場管理委員会	△ 35	1,893	
ア 内水面漁場管理委員会 委員人件費	△ 35	1,517	内水面漁場管理委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 35
第 9 項 労働委員会費	△ 15,193	90,502	
第 1 目 委員会費	△ 9,958	19,083	
(財源内訳) 一般歳入	△ 9,958		(節内訳) (1) 報酬 △ 9,739 (9) 旅費 △ 219
(1) 委員給与費	△ 9,738	17,067	労働委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 9,738
(2) 委員活動費	△ 220	2,016	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 5,235	71,419	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 24 △ 5,211		(節内訳) (1) 報酬 △ 63 (2) 給料 △ 1,607 (3) 職員手当等 △ 2,735 (4) 共済費 △ 483 (9) 旅費 △ 30 (12) 役務費 △ 372 (18) 備品購入費 140 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 85
(1) 職員給与費	△ 4,788	64,057	労働委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,607 一般職給 △ 1,607 ・職員手当等 △ 2,735 扶養手当 △ 352 地域手当 △ 74 住居手当 360 通勤手当 △ 181 管理職手当 1 時間外勤務手当 △ 979 期末手当 △ 726 勤勉手当 △ 544 児童手当 △ 240 ・共済費 △ 446 地方職員共済組合等負担金 △ 446

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 事務局運営活動費	△ 447	7,362	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 交通基盤費	14,454,708	144,988,479	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 463,619	7,794,105	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 228,607	7,244,247	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	32,543		(2) 給料 △ 116,190
一般歳入	△ 261,150		(3) 職員手当等 △ 103,501
			(4) 共済費 △ 9,280
			(19) 負担金、補助及び交付金 14
			(22) 補償、補填及び賠償金 350
(1) 職員給与費	△ 228,607	7,244,247	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 116,190
			一般職給 △ 116,190
			・職員手当等 △ 103,501
			扶養手当 △ 3,905
			地域手当 △ 1,822
			住居手当 457
			通勤手当 △ 10,278
			管理職手当 88
			特殊勤務手当 832
			時間外勤務手当 △ 6,188
			休日勤務手当 51
			期末手当 △ 40,770
			勤勉手当 △ 41,336
			児童手当 △ 50
			単身赴任手当 △ 580
			・共済費 △ 9,280
			地方職員共済組合等負担金△ 9,280
			・負担金、補助及び交付金 14
			・補償、補填及び賠償金 350
第 2 目 交通基盤企画費	△ 222,615	524,625	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 285,000		(13) 委託料 △ 223,999
寄附金	1,315		(25) 積立金 1,384
財産収入	69		
県債	△ 3,000		
一般歳入	64,001		
(1) スマートガーデンカン トリー “ふじのくに” モデル事業費	△ 219,374	350,626	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県有施設の法定定期点 検事業費	△ 1,595	8,061	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 御前崎港管理事務所改築整備事業費	△ 3,030	139,970	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 静岡県津波対策施設等整備基金積立金	1,384	4,104	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 12,397	25,233	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 15,411		(1) 報酬 △ 2,851
一般歳入	3,014		(8) 報償費 △ 69
			(9) 旅費 △ 974
			(11) 需用費 △ 50
			(12) 役務費 △ 8,238
			(14) 使用料及び賃借料 △ 215
(1) 収用委員会費 (人件費)	△ 2,851	7,163	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 2,851
(2) 収用委員会運営事業費	△ 9,546	18,070	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設支援費	△ 5,078	123,632	
第 1 目 建設支援費	△ 5,027	106,505	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	145		(1) 報酬 △ 65
使用料及び手数料	△ 2,101		(4) 共済費 △ 167
諸収入	△ 68		(9) 旅費 △ 1
財産収入	△ 2,202		(11) 需用費 23
一般歳入	△ 801		(12) 役務費 △ 2,579
			(13) 委託料 △ 2,238
(1) 建設業指導管理事業費	△ 224	29,370	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 公共用地対策事業費	△ 4,803	6,610	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 営繕費	△ 51	17,127	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 5		(1) 報酬 △ 26
一般歳入	△ 46		(4) 共済費 △ 25
(1) 営繕推進事業費	△ 51	17,127	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 道路費	10,902,525	61,099,089	
第 1 目 道路橋りょう維持管理費	△ 754	6,736,796	

科	目	補正額	現計額	説明
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 181		(節内訳) (1) 報酬 △ 379
	県債	327,000		(9) 旅費 △ 375
	一般歳入	△ 327,573		
(1)	道路行政費	△ 754	1,796	事業費の確定に伴う補正である。
第2目	道路橋りょう新設改良費	7,640,782	45,526,796	
	(財源内訳) 国庫支出金	3,651,627		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,308
	分担金及び負担金	29,979		(2) 給料 82,855
	諸収入	△ 315,055		(3) 職員手当等 49,434
	県債	4,143,000		(4) 共済費 22,690
	一般歳入	131,231		(7) 賃金 △ 130
				(8) 報償費 △ 81
				(9) 旅費 △ 368
				(11) 需用費 190,978
				(12) 役務費 △ 1,187
				(13) 委託料 △ 45,058
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,049
				(15) 工事請負費 6,817,064
				(17) 公有財産購入費 △ 172,763
				(18) 備品購入費 △ 120
				(19) 負担金、補助及び交付金 867,795
				(22) 補償、補填及び賠償金 △ 167,857
				(27) 公課費 △ 113
(1)	道路関係国庫補助事業費	938,294	4,691,294	
ア	道路改良費	636,600	2,227,600	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,007,500千円) 道路の新設を行う。
イ	橋りょう改築費	313,950	2,455,950	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 493,500千円) 橋りょうの新設及び架替えを行う。
ウ	交通調査費	△ 12,000	6,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	市町指導監督事務費	△ 256	1,744	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	演習場地区道路事業費	△ 31,314	27,686	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3)	社会資本整備総合交付金事業費(道路)	5,884,007	29,422,021	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 道路改築費	325,644	8,406,408	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 672,000 千円) 現道の拡幅、道路の新設を行う。
イ 橋りょう改築費	376,975	2,940,646	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,050,000 千円) 橋りょうの架替えを行う。
ウ 道路補修費	1,282,870	5,779,268	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,050,000 千円) 橋りょうの耐震対策を行う。
エ 災害防除費	181,793	982,943	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 178,800 千円) 落石等の防災対策を行う。
オ 交通安全施設整備費	709,556	2,697,151	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 361,200 千円) 歩道、自転車歩行者道等の整備を行う。
カ 電線共同溝整備	△ 2,645	72,538	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 長寿命化対策	3,015,845	8,393,598	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,814,000 千円) 道路施設の予防保全型管理を進めるための維持 管理、更新を行う。
ク 市町指導監督事務費	△ 6,031	12,969	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 県単独道路整備事業費	0	2,181,000	財源更正に伴う補正である。
(5) 県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 「暮らしを守る道」緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 重点道路整備事業費	0	330,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 伊豆地域振興対策道路整備事業費	0	125,000	財源更正に伴う補正である。
(9) 東京五輪会場アクセス道路整備事業費	0	690,000	財源更正に伴う補正である。
(10) 地震・津波対策促進費 交付金	867,795	3,370,795	事業費の確定に伴う補正である。
(11) 道路関係受託事業費	△ 18,000	2,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 国直轄事業費負担金	3,262,497	8,835,497	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	3,261,000		(19) 負担金、補助及び交付金 3,262,497
一般歳入	1,497		
(1) 国直轄道路事業費負担金	3,262,497	8,835,497	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 675,000 千円) 国が直轄で行う道路の改築に要する経費の一部を負担する。
ア 改築費	2,928,997	7,896,997	
イ 交通安全施設整備費	192,500	792,500	
(ア) 交通安全施設一種	10,000	410,000	
(イ) 交通安全施設二種	182,500	382,500	
ウ 電線共同溝	141,000	146,000	
第 4 項 河川砂防費	3,725,205	50,512,237	
第 1 目 河川砂防管理費	△ 8	872,132	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 8		(11) 需要費 △ 8
(1) 河川行政費	△ 8	3,379	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 河川維持管理費	0	866,300	
ア 河川工作物等管理費	8,161	253,161	事業費の確定に伴う補正である。
イ 河川敷調査費	△ 5,689	2,311	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 環境保全費	△ 2,472	59,528	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	3,449,808	26,776,325	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	1,757,582		(1) 報酬 △ 322
分担金及び負担金	9,975		(2) 給料 58,390
諸収入	△ 252,251		(3) 職員手当等 35,210
県債	2,269,000		(4) 共済費 15,875
一般歳入	△ 334,498		(7) 賃金 △ 103
			(8) 報償費 △ 4
			(9) 旅費 4,880
			(11) 需用費 24,585
			(12) 役務費 17,198

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 委託料 111,761 (14) 使用料及び賃借料 14,735 (15) 工事請負費 1,996,199 (17) 公有財産購入費 481,302 (18) 備品購入費 5,490 (19) 負担金、補助及び交付金 155,585 (22) 補償、補填及び賠償金 528,878 (27) 公課費 149
(1) 河川関係国庫補助事業費	1,548,600	3,309,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	2,715,820	13,880,820	
ア 広域河川改修費	△ 589,489	3,227,526	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 777,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
イ 都市基盤河川改修費	8,000	23,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,000千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ウ 流域治水対策河川事業費	△ 94,500	42,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 総合治水対策特定河川事業費	2,374,783	3,674,475	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 1,186,500千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
オ 地震・高潮対策河川事業費	△ 553,770	590,730	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 特定構造物改築	△ 195,773	280,927	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 流域貯留浸透事業費	△ 59,850	6,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 総合流域防災事業費	1,877,824	5,796,424	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,595,500千円) 風水害への対応として、河川等を改修する。
ケ 堰堤改良事業費	△ 43,405	239,438	国庫支出金の決定に伴う補正である。
コ 効果促進事業費	△ 8,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 河川等災害関連事業費	△ 841,131	163,869	
ア 災害関連費	△ 747,531	163,869	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 特定関連費	△ 93,600	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明	
(4)	演習場地区河川事業費	11,867	368,867	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(5)	県単独河川事業費	0	4,805,700		
ア	河川改良費	△ 21,000	2,189,000	事業費の確定に伴う補正である。	
イ	河川海岸環境整備費	21,000	151,000	事業費の確定に伴う補正である。	
(6)	準用河川改修費助成	0	115,000	財源更正に伴う補正である。	
(7)	災害等予防保全緊急対策事業費(河川)	0	1,584,000	財源更正に伴う補正である。	
(8)	河川管理権限移譲費助成	22,333	36,999	事業費の確定に伴う補正である。	
(9)	太田川ダム管理用発電設備運用事業費	△ 7,681	5,870	事業費の確定に伴う補正である。	
第 3 目	海岸費	△ 4,872	7,119,503		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	133,467		(2) 給料	1,756
	諸収入	△ 44,552		(3) 職員手当等	1,101
	繰入金	△ 240,000		(4) 共済費	497
	県債	189,000		(9) 旅費	396
	一般歳入	△ 42,787		(11) 需要費	2,054
				(12) 役務費	1,432
				(13) 委託費	10,435
				(14) 使用料及び賃借料	1,224
				(15) 工事請負費	△ 23,767
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	239,628	2,474,628		
ア	高潮対策費	76,370	1,919,190	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 210,000 千円) 風水害への対応として、防潮堤の改良等を行う。	
イ	侵食対策費	218,850	428,850	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 138,000 千円) 風水害への対応として、養浜等を行う。	
ウ	津波・高潮危機管理対策費	△ 55,592	126,588	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(2)	県単独海岸事業費	0	356,000		
ア	海岸改良費	16,000	102,000	事業費の確定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 海岸維持修繕費	△ 18,000	87,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海岸調査費	19,031	109,031	事業費の確定に伴う補正である。
エ なぎさクリーン事業費	△ 1,031	969	事業費の確定に伴う補正である。
オ 海岸養浜事業費	△ 16,000	57,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 「静岡モデル」防潮堤整備促進事業費	△ 4,500	117,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 津波対策施設等整備事業費 (海岸)	△ 240,000	4,100,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 3,509,361	7,452,639	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,902,697		(1) 報酬 △ 6,536
分担金及び負担金	△ 97,574		(2) 給料 △ 27,071
諸収入	17,850		(3) 職員手当等 △ 17,265
県債	△ 1,351,000		(4) 共済費 △ 9,956
一般歳入	△ 175,940		(7) 賃金 △ 1,005
			(8) 報償費 △ 223
			(9) 旅費 △ 8,751
			(11) 需用費 △ 45,787
			(12) 役務費 △ 31,066
			(13) 委託料 △ 673,699
			(14) 使用料及び賃借料 △ 23,509
			(15) 工事請負費 △ 2,617,331
			(17) 公有財産購入費 △ 7,266
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 2
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 39,890
			(27) 公課費 △ 4
(1) 砂防関係国庫補助事業費	△ 603,145	855,855	
ア 通常砂防費	△ 30,790	241,185	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	△ 316,155	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	86,100	231,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 342,300	383,670	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費 (砂防)	△ 1,069,903	4,193,097	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	通常砂防費	△ 451,168	944,532	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 76,500千円) 砂防設備を整備する。
イ	火山砂防費	88,200	476,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	火山噴火緊急減災対策費	△ 178,500	52,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ	地すべり対策費	△ 157,707	71,193	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ	急傾斜地崩壊対策費	△ 316,995	2,197,755	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 73,500千円) 急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
カ	総合流域防災事業費	△ 53,733	450,017	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 63,000千円) 土砂災害防止施設の長寿命化対策を実施する。
(3)	砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,815,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(4)	演習場地区砂防事業費	△ 21,313	68,687	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	県単独砂防事業費	0	1,467,000	
ア	砂防等維持修繕費	△ 36,852	248,148	事業費の確定に伴う補正である。
イ	砂防等調査費	36,852	212,452	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	急傾斜地崩壊対策費助成	0	118,000	財源更正に伴う補正である。
(7)	緊急自然災害防止対策事業費(砂防)	0	750,000	財源更正に伴う補正である。
第5目	農林地すべり対策費	△ 164,221	606,779	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 87,336		(2) 給料 △ 1,382
	県債	△ 69,000		(3) 職員手当等 △ 953
	一般歳入	△ 7,885		(4) 共済費 △ 433
				(7) 賃金 △ 39
				(9) 旅費 △ 176
				(11) 需用費 △ 3,423
				(12) 役務費 △ 415
				(13) 委託料 △ 31,826
				(14) 使用料及び賃借料 △ 1,131
				(15) 工事請負費 △ 122,290
				(17) 公有財産購入費 △ 155

科	目	補正額	現計額	説明
				(18) 備品購入費 △ 42 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,956
(1)	農地地すべり対策事業費	△ 10,925	255,075	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 82,000 千円) 農地地すべり防止施設を整備する。
(2)	災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3)	治山地すべり防止事業費	△ 65,296	214,704	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目	国直轄事業費負担金	3,953,859	7,684,859	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 3,953,859
	(財源内訳) 県債	3,950,000		
	一般歳入	3,859		
(1)	国直轄河川事業費負担金	1,494,348	2,744,348	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 800,000 千円) 国が直轄で行う河川の改修事業に要する経費の一部を負担する。
ア	河川改修費	1,521,989	2,523,989	
イ	河川環境整備費	△ 14,350	60,650	
ウ	河川工作物関連応急対策費	△ 17,334	36,666	
エ	河川総合開発事業費	4,043	123,043	
(2)	国直轄海岸事業費負担金	693,944	1,568,944	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 500,000 千円) 国が直轄で行う海岸の改修事業に要する経費の一部を負担する。
(3)	国直轄砂防事業費負担金	1,765,567	3,371,567	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 800,000 千円) 国が直轄で行う砂防設備等の整備に要する経費の一部を負担する。
ア	砂防費	1,243,902	1,415,902	
イ	火山砂防費	393,999	1,260,999	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 地すべり対策費	127,666	694,666	
第 5 項 港湾費	1,433,746	12,584,644	
第 1 目 港湾管理費	△ 22,342	807,195	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,184		(1) 報酬 △ 1,754
使用料及び手数料	△ 12,300		(4) 共済費 △ 532
諸収入	△ 6,258		(9) 旅費 △ 190
財産収入	300		(11) 需用費 △ 6,133
一般歳入	△ 1,900		(13) 委託料 △ 11,833
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,900
(1) 港湾統計調査費	△ 2,442	2,104	事業費の確定に伴う補正である。
(2) クルーズ船寄港誘致等 推進事業費	△ 1,900	25,400	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 港湾維持管理費	△ 18,000	694,069	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	230,069	6,208,069	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	87,297		(2) 給料 6,918
分担金及び負担金	75,000		(3) 職員手当等 4,161
諸収入	△ 64,845		(4) 共済費 2,242
県債	192,000		(11) 需用費 △ 176
一般歳入	△ 59,383		(13) 委託料 △ 12,653
			(15) 工事請負費 229,577
(1) 港湾関係国庫補助事業 費	43,681	1,036,681	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 44,000 千円) 港湾施設等を整備する。
(2) 社会資本整備総合交付 金事業費 (港湾)	199,388	4,011,388	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 274,000 千円) 港湾の改修事業等を行う。
(3) 港湾災害関連事業費	0	100,000	財源更正に伴う補正である。
(4) 県単独港湾整備事業費	0	585,000	財源更正に伴う補正である。
(5) 災害等予防保全緊急対 策事業費 (港湾)	0	138,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 緊急自然災害防止対策 事業費 (港湾)	0	250,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(7) 津波対策施設等整備事業費 (港湾)	△ 13,000	58,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	367,359	3,249,720	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	196,572		(2) 給料 10,789
分担金及び負担金	21,430		(3) 職員手当等 6,826
使用料及び手数料	△ 3,993		(4) 共済費 2,908
県債	195,000		(11) 需用費 △ 3,065
一般歳入	△ 41,650		(13) 委託料 △ 11
			(15) 工事請負費 431,518
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 81,606
(1) 漁港管理費	△ 3,993	128,782	
ア 県営漁港維持修繕費	△ 3,993	100,875	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	455,239	2,442,825	
ア 県営漁港整備事業費	255,864	1,662,450	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 351,000 千円) 漁港施設等を整備する。
イ 県営漁港海岸整備事業費	199,375	611,375	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 236,000 千円) 海岸保全施設等を整備する。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	0	169,000	財源更正に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 83,038	263,962	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 83,038	100,962	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 県単独漁港整備事業費助成	0	157,000	財源更正に伴う補正である。
ウ 県単都市町営漁港小規模局部改良事業費助成	0	6,000	財源更正に伴う補正である。
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費 (漁港)	△ 849	336,151	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	0	78,000	財源更正に伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	858,660	2,319,660	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	82,574		(19) 負担金、補助及び交付金 858,660

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債 一般歳入 (1) 国直轄港湾事業費負担 金	775,000 1,086 858,660	2,319,660	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 747,500 千円) 国が直轄で行う港湾の改修事業等に要する経費の一部を負担する。
第 6 項 都市費	△ 1,138,071	12,874,772	
第 2 目 地域交通費 (財源内訳) 一般歳入 (1) 公共交通対策費 ア バス運行対策費助成 イ 市町自主運行バス事業 費助成	△ 44,100 △ 44,100 △ 44,100 △ 34,200 △ 9,900	2,118,122 2,116,686 346,000 287,300	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 44,100 事業費の確定に伴う補正である。 事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費 (財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 諸収入 県債 一般歳入	△ 996,055 △ 450,597 △ 73,269 △ 128,727 △ 181,000 △ 162,462	6,401,577	(節内訳) (1) 報酬 317 (2) 給料 5,738 (3) 職員手当等 2,835 (4) 共済費 1,119 (7) 賃金 76 (8) 報償費 11 (9) 旅費 955 (11) 需用費 △ 63,064 (12) 役務費 7,368 (13) 委託料 △ 18,132 (14) 使用料及び賃借料 4,037 (15) 工事請負費 △ 57,800 (17) 公有財産購入費 △ 113,112 (18) 備品購入費 1,707 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 610,938 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 157,176 (27) 公課費 4
(1) 社会資本整備総合交付 金事業費 (区画)	△ 475,701	623,299	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 86,000 千円) 組合等施行の土地区画整理事業に対して助成する。
(2) 東部拠点第二地区区画 整理事業費助成	△ 10,325	7,050	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(3)	市街地再開発事業費助成	△ 80,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	市町都市計画事業指導監督事務費	△ 11,262	20,738	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	都市計画街路事業費	△ 500	2,121,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6)	社会資本整備総合交付金事業費(街路)	△ 418,267	2,210,633	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 161,000 千円) 街路整備を行う。
(7)	県単独街路整備事業費	55,360	1,234,360	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	都市計画街路事業費助成	△ 55,360	98,640	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目	生活排水費	△ 8,916	1,247,322	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 11,455		(2) 給料 4,457
	諸収入	△ 9,806		(3) 職員手当等 3,867
	繰入金	10,125		(4) 共済費 1,801
	一般歳入	2,220		(7) 賃金 670
				(9) 旅費 △ 8,208
				(13) 委託料 △ 2,965
				(18) 備品購入費 697
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 11,455
				(28) 繰出金 2,220
(1)	モンゴル上下水道技術交流事業費	△ 11,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	流域別下水道整備総合計画調査費	△ 4,500	16,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	農山漁村地域整備交付金事業費(農業集落排水)	△ 11,455	48,545	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4)	生活排水処理長期計画調査費	4,500	9,000	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	流域下水道事業総務事務費	11,319	204,206	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	流域下水道事業会計繰出金	2,220	802,240	流域下水道事業会計に対する、負担区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第5目	公園緑地費	△ 89,000	2,958,591	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 41,500		(15) 工事請負費 △ 89,000
	諸収入	△ 7,200		
	県債	△ 25,000		
	一般歳入	△ 15,300		
(1)	都市公園維持管理費	△ 89,000	2,629,134	
ア	都市公園維持補修費 (整備)	△ 89,000	783,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	公園・緑化推進事業費	0	244,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第10款 警察費	△ 269,607	79,765,646	
第1項 警察管理費	△ 184,768	76,736,473	
第1目 公安委員会費	△ 2,833	12,385	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,833		(1) 報酬 △ 2,833
(1) 公安委員会運営事業費	△ 2,833	12,385	公安委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 2,833
第2目 警察本部費	△ 10,714	66,814,479	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	3,917		(1) 報酬 △ 6,318
諸収入	△ 1,422		(2) 給料 △ 110,717
一般歳入	△ 13,209		(3) 職員手当等 79,378
			(4) 共済費 97,908
			(7) 賃金 △ 22,390
			(8) 報償費 △ 3,674
			(9) 旅費 △ 25,299
			(11) 需用費 △ 9,654
			(12) 役務費 △ 91
			(13) 委託料 △ 2,627
			(14) 使用料及び賃借料 △ 3,075
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,867
			(27) 公課費 2,712
(1) 職員給与費	37,968	64,572,867	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 493 ・給料 △ 110,717 一般職給 △ 110,717 ・職員手当等 79,378 扶養手当 △ 228 地域手当 96 住居手当 △ 268 通勤手当 56,969 管理職手当 738 特勤勤務手当 △ 2,971 特種勤務手当 △ 26,400 時間外勤務手当 △ 1,903 休日勤務手当 147,374 夜間勤務手当 83,753 宿日直手当 △ 1,463 期末手当 4,101 勤勉手当 △ 126,473 退職手当 △ 36,572 児童手当 △ 13,875 単身赴任手当 △ 6,713

科	目	補正額	現計額	説明
				管理職員特別勤務手当 3,213 ・共済費 99,057 地方職員共済組合等負担金 109,266 社会保険料 △ 10,209 ・賃金 △ 22,390 ・負担金、補助及び交付金 △ 6,867
(2)	警察職員健康管理事業費	△ 2,527	237,807	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	警察装備管理事業費	△ 2,055	426,210	
ア	警察官制服等貸与事業費	△ 9,654	355,276	事業費の確定に伴う補正である。
イ	警察車両管理事業費	7,599	70,934	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	警察管理運営事業費	△ 41,615	1,073,110	
ア	警察企画管理事業費	△ 31,419	298,673	事業費の確定に伴う補正である。
イ	警察署協議会活動推進事業費	△ 2,311	7,646	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	警察電算運営管理事業費	△ 7,443	704,756	事業費の確定に伴う補正である。
エ	情報システム高度化推進事業費	△ 285	44,157	事業費の確定に伴う補正である。
オ	遺失拾得管理システム整備事業費	△ 115	13,272	事業費の確定に伴う補正である。
カ	遺失物取扱支援員設置事業費	△ 42	2,620	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	生活安全警察管理事業費	△ 100	44,072	
ア	古物営業管理システム改修事業費	△ 100	23,100	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	地域警察管理事業費	△ 2,385	452,413	
ア	民間協力推進事業費	△ 2,385	102,045	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	運転免許費	△ 46,649	2,173,028	
	(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 23		(節内訳) (1) 報酬 △ 63

科	目	補正額	現計額	説明
	諸収入	2,194		(4) 共済費 △ 13
	財産収入	△ 240		(9) 旅費 △ 90
	一般歳入	△ 48,580		(11) 需用費 △ 4,537
				(13) 委託料 △ 38,211
				(14) 使用料及び賃借料 △ 3,735
(1)	運転免許事業費	△ 14,305	928,582	
ア	運転免許試験実施事業費	△ 10,922	477,889	事業費の確定に伴う補正である。
イ	運転免許管理システム整備事業費	△ 3,383	450,693	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	運転者教育事業費	△ 32,344	1,244,446	
ア	運転者教育事業費	△ 32,178	1,241,076	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高齢運転者等支援員設置事業費	△ 166	3,370	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	交通安全対策費	△ 39,033	5,342,987	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 5,577		(12) 役務費 △ 1,559
	使用料及び手数料	△ 961		(13) 委託料 △ 26,507
	諸収入	△ 50,778		(14) 使用料及び賃借料 △ 1,525
	繰入金	△ 577		(15) 工事請負費 △ 12,018
	県債	△ 5,000		(19) 負担金、補助及び交付金 2,576
	一般歳入	23,860		
(1)	交通安全活動推進事業費	1,017	542,333	
ア	静岡県交通安全指導員設置費助成	2,576	409,576	補助対象経費の確定に伴う補正である。
イ	交通反則通告事業費	△ 1,559	15,378	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	交通安全施設等整備事業費	△ 11,154	4,278,404	
ア	交通安全施設等整備事業費	0	3,872,558	財源更正に伴う補正である。
イ	交通安全施設等整備事業費(オリパラ対応分)	△ 11,154	405,846	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地駐車等対策事業費	△ 27,371	346,451	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(4)	放置駐車対策事業費	△ 991	81,975	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	△ 534	93,824	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目	警察施設費	△ 79,935	2,336,113	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 10		(9) 旅費 △ 96
	諸収入	46		(11) 需用費 △ 10,045
	財産収入	△ 19,880		(12) 役務費 △ 249
	県債	△ 39,000		(13) 委託料 △ 15,686
	一般歳入	△ 21,091		(14) 使用料及び賃借料 △ 1,394
				(15) 工事請負費 △ 51,802
				(17) 公有財産購入費 △ 192
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 471
(1)	警察施設管理事業費	△ 28,950	1,175,556	
ア	警察施設管理運営事業 費	△ 28,950	1,175,556	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	警察庁舎整備事業費	△ 45,486	660,514	
ア	湖西警察署庁舎等建設 事業費	△ 1,479	98,121	事業費の確定に伴う補正である。
イ	大仁警察署庁舎等建設 事業費	△ 29,416	24,584	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	交番・駐在所建設事業 費	△ 13,679	515,121	事業費の確定に伴う補正である。
エ	警察学校厚生館解体事 業費	△ 912	22,688	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	警察職員住宅整備事業 費	△ 1,390	281,340	
ア	警察職員住宅整備事業 費	△ 1,390	279,500	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	中部運転免許センター 建設整備事業費	△ 4,109	218,703	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目	恩給及び退職年金費	△ 5,604	57,481	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 5,604		(6) 恩給及び退職年金 △ 5,604

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 警察職員恩給費	△ 5,604	57,481	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 警察活動費	△ 84,839	3,029,173	
第 1 目 警察活動費	△ 84,839	3,029,173	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 269,530		(1) 報酬 △ 12,441
寄附金	10		(4) 共済費 △ 9,239
諸収入	△ 10,842		(8) 報償費 8,002
一般歳入	195,523		(9) 旅費 △ 566
			(11) 需用費 △ 33,971
			(12) 役務費 △ 15,439
			(13) 委託料 △ 2,057
			(14) 使用料及び賃借料 △ 12,077
			(15) 工事請負費 △ 3,538
			(18) 備品購入費 △ 2,088
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,425
(1) 共生対策推進事業費	△ 862	2,472	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 職員研修事業費	△ 2,057	6,352	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察装備事業費	△ 8,134	845,988	
ア 装備車両等維持事業費	△ 8,134	757,647	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 留置施設管理対策事業費	△ 8,848	177,111	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 生活安全警察活動事業費	△ 10,369	236,149	
ア 警察安全相談員設置事業費	△ 2,559	90,715	事業費の確定に伴う補正である。
イ スクールサポーター活動事業費	△ 3,426	75,966	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 遊技機調査員活動事業費	△ 485	8,191	事業費の確定に伴う補正である。
エ 街頭防犯カメラ整備事業費	△ 1,935	6,865	事業費の確定に伴う補正である。
オ 防犯ボランティア支援事業費	△ 1,964	6,336	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 地域警察活動事業費	△ 17,170	1,040,493	

科	目	補正額	現計額	説明
ア	地域警察運営事業費	0	15,166	財源更正に伴う補正である。
イ	地域警察充実強化事業費	△ 568	78,193	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	交番相談員設置事業費	△ 14,062	513,972	事業費の確定に伴う補正である。
エ	航空機整備事業費	△ 1,977	184,599	事業費の確定に伴う補正である。
オ	緊急配備支援システム整備事業費	△ 563	162,020	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	刑事警察活動事業費	8,177	239,981	
ア	来日外国人犯罪対策事業費	8,463	37,021	事業費の確定に伴う補正である。
イ	DNA型鑑定支援員設置事業費	△ 224	5,100	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	社会復帰アドバイザー設置事業費	△ 62	2,989	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	警戒警備対策事業費	△ 45,576	41,024	
ア	警戒警備対策事業費	5,515	8,515	事業費の確定に伴う補正である。
イ	警衛警備対策事業費	△ 44,019	4,981	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	大規模警備事業費	△ 7,072	27,528	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 教育費	△ 1,603,259	237,059,842	
第 1 項 総合教育費	△ 940	8,060	
第 1 目 総合教育費	△ 940	8,060	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 940		(8) 報償費 △ 304 (9) 旅費 △ 236 (13) 委託料 △ 400
(1) 有徳の人づくり推進事業費	△ 940	8,060	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	354,970	10,810,326	
第 1 目 教育委員会費	△ 2,343	11,810	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,343		(1) 報酬 △ 2,343
(1) 教育委員報酬	△ 2,343	7,810	教育委員の報酬の補正である。 ・報酬 △ 2,343
第 2 目 教育総務費	565,249	6,182,147	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	307,150		(1) 報酬 △ 9,594
諸収入	△ 6,955		(2) 給料 △ 28,416
県債	292,000		(3) 職員手当等 65,970
一般歳入	△ 26,946		(4) 共済費 △ 48,010 (7) 賃金 △ 23,894 (8) 報償費 △ 491 (9) 旅費 △ 659 (11) 需用費 △ 254 (13) 委託料 △ 2,634 (14) 使用料及び賃借料 △ 1,688 (15) 工事請負費 584,000 (18) 備品購入費 22,532 (19) 負担金、補助及び交付金 8,387
(1) 職員給与費	△ 25,314	4,358,261	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 1,567 ・給料 △ 28,416 一般職給 △ 28,416 ・職員手当等 65,970 扶養手当 △ 5,487 地域手当 △ 2,742 住居手当 2,048 通勤手当 32,871

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			管理職手当 △ 4,784 時間外勤務手当 56,073 休日勤務手当 1,680 宿日直手当 8 期末手当 △ 17,916 勤勉手当 △ 6,583 退職手当 14,503 児童手当 △ 2,505 単身赴任手当 △ 1,296 管理職員特別勤務手当 100 ・ 共済費 △ 47,425 地方職員共済組合等負担金 △ 35,094 社会保険料 △ 12,331 ・ 賃金 △ 23,894 ・ 旅費 △ 449 ・ 負担金、補助及び交付金 10,467
(2) しずおか型教職員サポート事業費	△ 1,690	23,806	教職員が学校教育活動に専念するための支援に要する経費の補正である。
(3) SNSを活用した相談体制構築事業費	△ 999	9,001	児童生徒の悩みに対応するための相談体制の構築に要する経費の補正である。
(4) 教職員総合研修事業費	△ 800	50,845	教職員の資質向上研修等に要する経費の補正である。
(5) 学び続ける教員支援事業費	△ 2,950	3,250	教員がより高い専門性、確かな指導力を身につけるための支援に要する経費の補正である。
(6) ICT教育推進事業費	604,154	1,665,654	
ア 教育委員会デジタルオフィス整備事業費	△ 1,374	44,126	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県学校情報化推進事業費	△ 31,544	732,456	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 学びを拡げるICT活用事業費	△ 928	128,072	事業費の確定に伴う補正である。
エ 新時代の学びを支える教育環境充実事業費	638,000	638,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 638,000千円) 個に応じた教育の実現に向けて、タブレット端末や校内通信環境の整備を行う。
(7) 教職員勤務時間管理適正化事業費	△ 450	9,350	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 日本語指導を必要とする子ども支援事業費	△ 6,702	30,298	日本語指導を必要とする外国人児童生徒への支援に要する経費の補正である。

科	目	補正額	現計額	説	明
第 3 目	教育管理費	△ 133,961	3,999,069		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	国庫支出金	443		(1) 報酬	△ 1,447
	使用料及び手数料	△ 6,500		(8) 報償費	△ 700
	諸収入	△ 747		(9) 旅費	△ 750
	繰入金	8,451		(11) 需用費	△ 342
	県債	△ 77,000		(13) 委託料	△ 82,890
	一般歳入	△ 58,608		(14) 使用料及び賃借料	△ 250
				(15) 工事請負費	△ 44,319
				(22) 補償、補填及び賠償金	△ 3,263
(1)	教育行政運営費	△ 7,247	166,837		教育委員会事務局の運営に要する経費の補正である。
(2)	県立学校等修繕費	△ 31,696	1,896,904		県立学校等の修繕等に要する経費の補正である。
(3)	県立学校等施設整備事業費	△ 93,590	1,159,410		県立学校等の施設整備に要する経費の補正である。
(4)	県立学校等長寿命化事業費	△ 1,428	632,772		県立学校等の長寿命化対策に要する経費の補正である。
第 4 目	福利厚生費	△ 70,608	362,896		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	財産収入	△ 826		(9) 旅費	△ 1
	県債	△ 18,000		(13) 委託料	△ 34,467
	一般歳入	△ 51,782		(15) 工事請負費	△ 14,540
				(19) 負担金、補助及び交付金	△ 21,600
(1)	教職員健康管理事業費	△ 46,140	162,610		教職員の健康診断経費の確定に伴う補正である。
(2)	教職員住宅費	△ 24,468	186,902		
ア	教職員住宅整備費	△ 23,642	103,456		事業費の確定に伴う補正である。
イ	教職員住宅維持補修費	△ 826	83,446		事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目	恩給及び退職年金費	△ 3,367	53,404		
	(財源内訳)			(節内訳)	
	一般歳入	△ 3,367		(6) 恩給及び退職年金	△ 3,367
(1)	恩給及び退職年金費	△ 3,367	53,404		教育委員会教職員の恩給及び退職年金費の補正である。
				・恩給及び退職年金	△ 3,367
				恩給	△ 2,411
				退職年金	△ 956

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
第 3 項 小学校費	439,260	64,119,243		
第 1 目 教職員費	439,260	64,119,243		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	65,286		(1) 報酬	△ 94,459
諸収入	△ 56,639		(2) 給料	420,570
一般歳入	430,613		(3) 職員手当等	63,959
			(4) 共済費	49,912
			(9) 旅費	△ 722
(1) 小学校教職員給与費等	439,260	64,119,243		
ア 教職員給与費	441,460	63,867,710	人件費の確定に伴う補正である。	
			・報酬	△ 94,459
			・給料	420,570
			一般職給	420,570
			・職員手当等	63,959
			扶養手当	21,282
			地域手当	15,613
			住居手当	25,582
			通勤手当	13,190
			管理職手当	△ 2,115
			へき地手当	△ 9,318
			特殊勤務手当	△ 3,757
			時間外勤務手当	△ 2,644
			休日勤務手当	△ 39
			義務教育等教員特別手当	6,122
			期末手当	△ 67,966
			勤勉手当	68,673
			退職手当	△ 5,050
			児童手当	3,730
			単身赴任手当	456
			管理職員特別勤務手当	200
			・共済費	49,912
			地方職員共済組合等負担金	151,883
			社会保険料	△ 101,971
			・旅費	1,478
イ 教職員旅費(小学校)	△ 2,200	251,533	活動旅費の確定に伴う補正である。	
第 4 項 中学校費	△ 680,363	39,197,779		
第 1 目 教職員費	△ 680,363	39,197,779		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	19,540		(1) 報酬	△ 56,967
諸収入	△ 33,395		(2) 給料	△ 137,089
一般歳入	△ 666,508		(3) 職員手当等	△ 428,975
			(4) 共済費	△ 58,458

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 中学校教職員給与費等	△ 680,363	39,197,779	(9) 旅費 1,126
ア 教職員給与費	△ 679,198	38,975,192	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 56,967 ・給料 △ 137,089 一般職給 △ 137,089 ・職員手当等 △ 428,975 扶養手当 4,445 地域手当 △ 4,771 住居手当 7,757 通勤手当 △ 2,886 管理職手当 △ 2,269 へき地手当 △ 9,688 特殊勤務手当 △ 40,287 時間外勤務手当 6,078 休日勤務手当 33 夜間勤務手当 46 義務教育等教員特別手当 △ 1,274 期末手当 △ 107,597 勤勉手当 △ 18,218 退職手当 △ 264,868 児童手当 5,340 単身赴任手当 △ 816 ・共済費 △ 58,458 地方職員共済組合等負担金 18,278 社会保険料 △ 76,736 ・旅費 2,291
イ 教職員旅費（中学校）	△ 1,165	222,587	活動旅費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 751,798	60,583,156	
第 1 目 高等学校総務費	△ 541,388	50,700,842	(節内訳)
(財源内訳)			(2) 給料 6,752
使用料及び手数料	△ 17,555		(3) 職員手当等 △ 212,170
諸収入	△ 146,457		(4) 共済費 △ 341,262
一般歳入	△ 377,376		(9) 旅費 5,292
(1) 教職員給与費	△ 541,388	50,700,842	高等学校教職員の人件費の補正である。 ・給料 6,752 一般職給 6,752 ・職員手当等 △ 212,170 扶養手当 △ 13,748 地域手当 △ 150 住居手当 15,562 通勤手当 38,417

科	目	補正額	現計額	説明
				管理職手当 △ 2,353 定時制通信教育手当 3,052 産業教育手当 2,818 特殊勤務手当 △ 20,337 時間外勤務手当 △ 29,964 休日勤務手当 △ 27 夜間勤務手当 △ 368 宿日直手当 △ 404 義務教育等教員特別手当 1,005 期末手当 △ 83,396 勤勉手当 △ 9,025 退職手当 △ 113,366 児童手当 260 単身赴任手当 △ 746 管理職員特別勤務手当 600 ・共済費 △ 341,262 地方職員共済組合等負担金 △ 42,621 社会保険料 △ 298,641 ・旅費 5,292
第2目	高等学校管理費	△ 210,410	9,882,314	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 134,843		(1) 報酬 △ 16,706
	諸収入	△ 51,109		(4) 共済費 △ 700
	財産収入	5,320		(7) 賃金 △ 953
	一般歳入	△ 29,778		(9) 旅費 8
				(11) 需用費 2,300
				(12) 役務費 312
				(13) 委託料 △ 8,178
				(14) 使用料及び賃借料 △ 55
				(16) 原材料費 △ 545
				(18) 備品購入費 1,244
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 92,460
				(20) 扶助費 △ 77,544
				(21) 貸付金 △ 17,133
(1)	高等学校管理運営費	△ 4,700	3,086,953	
ア	高等学校管理費	△ 8,331	2,625,609	管理運営経費の確定に伴う補正である
イ	高等学校農業実習費	3,631	53,844	実習経費の確定に伴う補正である
(2)	高等学校生徒修学奨励費	△ 205,710	6,795,361	
ア	高等学校等奨学事業費	△ 96,583	567,717	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高等学校就学支援事業費	△ 109,127	6,223,873	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 項 大学費	△ 1,563	6,501,222	
第 1 目 大学費	△ 1,563	6,501,222	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	6,306		(9) 旅費 △ 98
一般歳入	△ 7,869		(13) 委託料 △ 1,465
(1) 静岡県立大学支援事業費	0	4,740,000	財源更正に伴う補正である。
(2) グローバル人材育成支援事業費	△ 1,563	18,267	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	△ 177,292	26,111,728	
第 1 目 特別支援学校費	△ 176,331	24,018,989	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,242		(1) 報酬 △ 86,216
諸収入	△ 24,094		(2) 給料 17,268
一般歳入	△ 149,995		(3) 職員手当等 26,072
(1) 特別支援学校教職員給与費等	△ 176,331	24,018,989	(4) 共済費 △ 134,640
ア 特別支援学校教職員給与費	△ 176,331	23,944,300	(9) 旅費 1,185
			人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 86,216
			・給料 17,268
			一般職給 17,268
			・職員手当等 26,072
			扶養手当 28,020
			地域手当 1,415
			住居手当 7,288
			通勤手当 △ 5,124
			管理職手当 △ 548
			特殊勤務手当 △ 2,155
			時間外勤務手当 8,855
			休日勤務手当 △ 11
			宿日直手当 225
			義務教育等教員特別手当 △ 812
			期末手当 △ 39
			勤勉手当 37,242
			退職手当 △ 45,293
			児童手当 △ 3,740
			単身赴任手当 648
			夜間勤務手当 1
			管理職員特別勤務手当 100

科	目	補正額	現計額	説明
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済費 △ 134,640 <li style="padding-left: 20px;">地方職員共済組合等負担金 △ 93,082 <li style="padding-left: 20px;">社会保険料 △ 41,558 ・ 旅費 1,185
第 2 目	特別支援学校管理費	△ 961	2,092,739	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	4,500		(8) 報償費 △ 23
	諸収入	△ 3,370		(11) 需用費 △ 618
	財産収入	△ 657		(13) 委託料 △ 7,998
	一般歳入	△ 1,434		(16) 原材料費 △ 287
				(18) 備品購入費 △ 1,035
				(20) 扶助費 9,000
(1)	特別支援学校管理費	△ 9,961	1,597,739	
ア	特別支援学校管理運営費	△ 9,033	1,554,267	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	特別支援学校作業実習費	△ 928	10,172	実習経費の確定に伴う補正である。
(2)	特別支援学校就学奨励費	9,000	495,000	対象児童生徒数の確定等に伴う補正である。
第 8 項	学校教育費	△ 210,913	2,374,586	
第 1 目	高校教育費	△ 31,875	930,930	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 39,409		(1) 報酬 △ 2,086
	一般歳入	7,534		(4) 共済費 △ 593
				(8) 報償費 △ 2,788
				(9) 旅費 △ 4,943
				(11) 需用費 △ 5,621
				(12) 役務費 △ 336
				(13) 委託料 △ 1,607
				(14) 使用料及び賃借料 △ 2,753
				(18) 備品購入費 △ 4,248
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 6,900
(1)	高校教育指導費	△ 30,791	816,599	
ア	次代を担う人材育成事業費	△ 8,020	9,780	事業費の確定に伴う補正である。
イ	実学推進フロンティア事業費	△ 8,981	26,019	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 13,790	16,710	事業費の確定に伴う補正である。
エ 外国人生徒みらいサポート事業費	0	17,300	財源更正に伴う補正である。
オ しずおか型英語教育充実事業費（高校）	0	1,500	財源更正に伴う補正である。
（ 2 ）生徒指導等推進事業費（高校）	△ 1,084	36,531	スクールカウンセラーの相談業務等に要する経費の補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 141,907	747,288	
（財源内訳）			（節内訳）
国庫支出金	△ 73,891		（ 1 ）報酬 △ 77,253
諸収入	△ 1,046		（ 4 ）共済費 △ 3,219
一般歳入	△ 66,970		（ 8 ）報償費 △ 1,787
			（ 9 ）旅費 △ 12,811
			（11）需用費 △ 1,424
			（12）役務費 △ 12
			（13）委託料 △ 1,337
			（14）使用料及び賃借料 △ 5,054
			（18）備品購入費 △ 155
			（19）負担金、補助及び交付金 △ 38,855
（ 1 ）ハートフルサポート充実事業費	△ 48,759	332,741	スクールカウンセラーの配置等に要する経費の補正である。
（ 2 ）小中学校学習支援事業費	△ 44,331	126,069	学び方支援非常勤講師等の配置に要する経費の補正である。
（ 3 ）しずおか型英語教育充実事業費（小・中）	△ 6,899	3,901	事業費の確定に伴う補正である。
（ 4 ）コミュニティ・スクール推進事業費（小・中）	△ 7,006	2,294	コミュニティ・スクールの推進を目指す地域の支援に要する経費の補正である。
（ 5 ）外国人等学ぶ機会拡充事業費	△ 527	15,673	事業費の確定に伴う補正である。
（ 6 ）幼児教育連携推進事業費	△ 33,480	3,720	園舎の I C T 化促進に要する経費の補正である。
（ 7 ）小・中学校児童生徒就学支援等事業費	△ 905	595	幼児、児童及び生徒に対する市町の就学支援事業等の助成に要する経費の補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 1,488	18,685	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 653 △ 835		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,097 (4) 共済費 △ 14 (9) 旅費 △ 115 (11) 需用費 △ 247 (13) 委託料 △ 15
(1) 特別支援学校外部専門 員活用事業費	△ 1,226	6,174	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 「心のバリアフリー」 促進事業費	△ 262	2,938	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 健康体育費	△ 35,643	677,683	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 12,063 △ 1,063 △ 22,517		(節内訳) (8) 報償費 △ 2,417 (9) 旅費 △ 1,432 (11) 需用費 △ 412 (12) 役務費 △ 1,043 (13) 委託料 △ 2,011 (14) 使用料及び賃借料 △ 241 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 28,087
(1) 学校体育振興費	△ 16,734	144,041	
ア スポーツ人材活用推進 事業費	△ 16,561	68,839	事業費の確定に伴う補正である。
イ 全国総合体育大会等派 遣運営費助成	△ 173	44,102	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 学校保健管理事業費	△ 2,390	172,072	
ア 学校安全管理事業費	△ 2,390	171,172	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 学校給食管理等事業費	△ 13,388	347,708	
ア 高等学校等給食管理事 業費	△ 431	317,665	事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡茶愛飲推進事業費	△ 12,957	30,043	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 学校地域連携安全・安 心推進事業費	△ 668	2,552	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 学校安全総合推進事業 費	△ 2,463	11,310	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 項 社会教育費	△ 15,033	576,706	

科	目	補正額	現計額	説明
第1目	社会教育費	△ 12,073	69,677	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 5,339		(8) 報償費 △ 292
	諸収入	△ 50		(9) 旅費 △ 442
	一般歳入	△ 6,684		(11) 需用費 △ 185
				(12) 役務費 △ 71
				(13) 委託料 △ 485
				(14) 使用料及び賃借料 △ 152
				(19) 負担金、補助及び交付金 △ 10,446
(1)	地域における通学合宿 推事業費	△ 1,600	8,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2)	地域学校協働活動推進 事業費	△ 8,300	41,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	家庭教育支援事業費	△ 531	4,469	事業費の確定に伴う補正である
(4)	「読書県しずおか」づ くり総合推進事業費	△ 607	2,975	事業費の確定に伴う補正である
(5)	「しずおか寺子屋」創 出事業費	△ 1,035	6,865	事業費の確定に伴う補正である
第2目	図書館費	△ 1,929	175,571	
	(財源内訳)			(節内訳)
	使用料及び手数料	△ 8		(1) 報酬 △ 1,337
	諸収入	△ 79		(4) 共済費 △ 82
	一般歳入	△ 1,842		(7) 賃金 △ 256
				(8) 報償費 △ 144
				(9) 旅費 △ 60
				(13) 委託料 △ 50
(1)	県立中央図書館管理運 営費	△ 1,929	90,571	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第3目	青少年対策費	0	13,830	
	(財源内訳)			
	国庫支出金	1,509		
	一般歳入	△ 1,509		
(1)	ネット依存対策推進事 業費	0	3,000	財源更正に伴う補正である。
第4目	青少年の家費	△ 1,031	317,628	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 財産収入	△ 1,056 △ 275 300		(節内訳) (4) 共済費 △ 650 (7) 賃金 △ 28 (13) 委託料 △ 308 (27) 公課費 △ 45
(1) 青少年の家等管理運営費	△ 1,031	317,628	管理運営経費の確定に伴う補正である。
第10項 私学振興費	△ 559,587	26,777,036	
第1目 私学振興費	△ 559,587	26,777,036	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	△ 350,283 △ 390 △ 208,914		(節内訳) (1) 報酬 1,557 (4) 共済費 △ 117 (7) 賃金 △ 3,505 (8) 報償費 75 (9) 旅費 36 (12) 役務費 △ 77 (13) 委託料 △ 1,150 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 544,406 (20) 扶助費 △ 12,000
(1) 私立学校指導事務費	111	5,570	私立学校の調査、指導等に要する経費の補正である。
(2) 私立学校振興対策費	△ 391,366	26,215,858	
ア 私立学校経常的経費助成	△ 76,075	19,504,691	
(ア) 私立学校経常費助成	△ 52,925	19,070,275	補助対象園児、児童、生徒及び授業料減免者数の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校運営費助成	△ 20,740	353,307	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立各種学校運営費助成	△ 2,396	20,127	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立特別支援学校教育費助成	△ 14	60,982	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ 私立学校事業費助成	△ 315,291	6,711,167	
(ア) 私立高等学校授業料減免事業費助成	114,000	1,014,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 私立高等学校等就学支援金等助成	△ 226,969	4,713,409	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 13,150	372,350	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(エ) 私立学校外国語教育支援事業費助成	△ 5,094	8,106	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 私立学校スクールカウンセラー配置等事業費助成	△ 6,277	13,523	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 在外教育施設教員派遣事業費助成	△ 1,283	5,197	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 私立幼稚園障害児教育費助成	△ 39,916	216,384	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(ク) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	△ 11,494	94,006	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 教育支援体制整備事業費助成	△ 38,296	7,304	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成	△ 60,840	13,860	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 2,272	228,728	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(シ) 私立学校安全教育推進事業費助成	△ 23,700	24,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校耐震化促進等事業費助成	△ 168,332	41,668	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 災害対策費	△ 1,315,441	10,316,979	
第 1 項 農林水産施設災害復旧費	△ 270,145	2,808,855	
第 1 目 過年災害農林水産施設復旧費	△ 186,734	328,266	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 132,389		(2) 給料 △ 2,648
県債	△ 38,000		(3) 職員手当等 △ 1,781
一般歳入	△ 16,345		(4) 共済費 △ 797
			(9) 旅費 △ 81
			(11) 需用費 △ 3,584
			(15) 工事請負費 △ 136,494
			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 41,349
(1) 過年災害農地等復旧費助成	△ 11,908	17,092	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 過年災害治山施設復旧費	8,000	67,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 団体営過年災害林道復旧費	△ 31,508	32,492	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 過年災害漁港施設復旧費	△ 151,318	211,682	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設復旧費	△ 83,411	2,480,589	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	155,156		(2) 給料 △ 5,014
分担金及び負担金	△ 5,198		(3) 職員手当等 △ 3,544
県債	△ 164,000		(4) 共済費 △ 1,594
一般歳入	△ 69,369		(9) 旅費 △ 7,432
			(11) 需用費 △ 56,489
			(12) 役務費 △ 70
			(14) 使用料及び賃借料 △ 150
			(15) 工事請負費 △ 431,219
			(19) 負担金、補助及び交付金 424,825
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 2,724
(1) 現年災害農地等復旧費	384,259	872,259	
ア 県営現年災害農地等復旧費	△ 27,741	34,259	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 現年災害農地等復旧費助成	412,000	838,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 現年災害治山施設復旧費	△ 437,837	450,163	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害農林水産復旧費	△ 10,300	39,700	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 現年災害林道復旧費	△ 19,533	430,467	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 17,533	430,467	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 現年災害漁港施設復旧費	0	652,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 土木施設災害復旧費	△ 961,819	6,032,181	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 176,485	917,515	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 112,475		(2) 給料 △ 2,048
県債	△ 25,000		(3) 職員手当等 △ 1,400
一般歳入	△ 39,010		(4) 共済費 △ 695
			(9) 旅費 △ 513
			(11) 需用費 △ 2,807
			(12) 役務費 △ 1,801
			(13) 委託料 △ 1,577
			(14) 使用料及び賃借料 △ 736
			(15) 工事請負費 △ 163,386
			(17) 公有財産購入費 △ 1,507
			(22) 補償、補填及び賠償金 △ 15
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 175,485	917,515	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 1,744,334	4,018,666	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 997,785		(2) 給料 333
県債	△ 749,000		(3) 職員手当等 59
一般歳入	2,451		(4) 共済費 63
			(9) 旅費 △ 13,844
			(11) 需用費 △ 161,805

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(12) 役務費 △ 78,809 (13) 委託料 △ 9,474 (14) 使用料及び賃借料 △ 7,613 (15) 工事請負費 △ 1,466,584 (17) 公有財産購入費 △ 5,550 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,110
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 1,708,944	3,600,056	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,390	610	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	△ 15,000	121,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	959,000	1,096,000	
(財源内訳) 県債	959,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 959,000
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	0	17,000	財源更正に伴う補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	959,000	1,079,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 3 項 災害対策諸費	△ 131,297	1,302,123	
第 1 目 災害対策本部費	△ 241	1,159,087	
(財源内訳) 一般歳入	△ 241		(節内訳) (1) 報酬 △ 110 (4) 共済費 △ 131
(1) 災害対策本部等体制強化事業費	△ 241	106,320	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	△ 131,056	142,636	
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 財産収入 繰入金 県債 一般歳入	△ 67,000 2,870 74 △ 67,000 4,000 △ 4,000		(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 131,130 (25) 積立金 74
(1) 災害救助対策費	△ 131,056	133,236	
ア 災害救助基金積立金	74	118	基金運用益の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
	イ 災害救助費負担金等事業費	△ 131,130	87,870	事業費の決定に伴う補正である。
	ウ 災害援護資金貸付金	0	13,700	財源更正に伴う補正である。
第4項	観光施設災害復旧費	0	5,000	
第5項	社会福祉施設災害復旧費	38,000	159,000	
第1目	現年災害社会福祉施設復旧費	38,000	159,000	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	39,559		(19) 負担金、補助及び交付金 38,000
	県債	△ 2,000		
	一般歳入	441		
(1)	社会福祉施設災害復旧事業費	38,000	159,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 42,675千円) 令和元年10月の台風により被災した社会福祉施設の設備等の復旧に要する経費に対して助成する。
第6項	教育施設災害復旧費	9,820	9,820	
第1目	現年災害教育施設復旧費	9,820	9,820	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	6,547		(15) 工事請負費 9,820
	県債	2,000		
	一般歳入	1,273		
(1)	補助現年災県立学校等災害復旧費	9,820	9,820	事業費の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 公債費	△ 640,637	183,207,363	
第 1 項 公債費	△ 640,637	183,207,363	
第 1 目 元金	727,343	156,298,343	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	443,762		(28) 繰出金 727,343
繰入金	△ 5,458,000		
一般歳入	5,741,581		
(1) 公債費 (元金)	727,343	156,298,343	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,314,035	25,624,965	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 16,945		(28) 繰出金 △ 1,314,035
一般歳入	△ 1,297,090		
(1) 公債費 (利子)	△ 1,314,035	25,624,965	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 53,945	1,284,055	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,968		(12) 役務費 105,289
一般歳入	△ 51,977		(28) 繰出金 △ 159,234
(1) 公債諸費	△ 53,945	1,284,055	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 諸支出金	△ 6,296,000	174,543,000	
第 1 項 地方消費税清算金	△ 1,918,000	80,686,000	
第 1 目 地方消費税清算金 (財源内訳) 一般歳入	△ 1,918,000	80,686,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,918,000
(1) 地方消費税清算金	△ 1,918,000	80,686,000	地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
第 2 項 所得割交付金	0	300,000	
第 3 項 利子割交付金	△ 279,000	585,000	
第 1 目 利子割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 279,000	585,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 279,000
(1) 利子割交付金	△ 279,000	585,000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1%を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 4 項 配当割交付金	339,000	2,510,000	
第 1 目 配当割交付金 (財源内訳) 一般歳入	339,000	2,510,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 339,000
(1) 配当割交付金	339,000	2,510,000	県民税配当割収入額から、事務費 1%を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 5 項 株式等譲渡所得割交付金	△ 997,000	1,695,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 997,000	1,695,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 997,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	△ 997,000	1,695,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費 1%を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 地方消費税交付金	△ 2,428,000	68,154,000	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 地方消費税交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 地方消費税交付金	△ 2,428,000 △ 2,428,000 △ 2,428,000	68,154,000 68,154,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 2,428,000 都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 ゴルフ場利用税交付金	26,000	1,681,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) ゴルフ場利用税交付金	26,000 26,000 26,000	1,681,000 1,681,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 26,000 ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 自動車取得税交付金	78,000	2,641,000	
第 1 目 自動車取得税交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 自動車取得税交付金	78,000 78,000 78,000	2,641,000 2,641,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 78,000 自動車取得税収入額の66.5%を市町に交付する経費及び28.5%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 9 項 軽油引取税交付金	△ 203,000	11,733,000	
第 1 目 軽油引取税交付金 (財源内訳) 一般歳入 (1) 軽油引取税交付金	△ 203,000 △ 203,000 △ 203,000	11,732,000 11,732,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 203,000 軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 10 項 自動車税環境性能割交付金	△ 514,000	857,000	
第 1 目 自動車税環境性能割交付金 (財源内訳) 一般歳入	△ 514,000 △ 514,000	857,000	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 514,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 自動車税環境性能割交付金	△ 514,000	857,000	自動車税環境性能割収入額の 44.65%を市町に交付する経費及び 33.25%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 1 項 利子割精算金	0	1,000	
第 1 2 項 県税還付金	△ 400,000	3,700,000	
第 1 目 県税還付金	△ 400,000	3,700,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 400,000		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 400,000
(1) 県税還付金	△ 400,000	3,700,000	県税の過誤納に係る還付金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 予備費	0	300,000	
第 1 項 予備費	0	300,000	

2 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
経済産業部	8 経済産業費 6 農地費	農地費	886,000	8,068,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 7 森林・林業費	森林・林業費	784,000	5,140,000	治山事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	9 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	6,822,000	27,711,000	社会資本整備総合交付金事業（道路）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	3,421,000	14,737,000	社会資本整備総合交付金事業（河川）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	408,000	2,833,000	社会資本整備総合交付金事業（海岸）等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	1,874,000	4,640,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	1,439,000	3,782,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、用地交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	344,000	2,011,000	県営漁港整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	9 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	1,116,000	3,589,000	都市計画街路事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	72,000	397,000	公園・緑化推進事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所属部局	款 項	事業名	金 額	説 明
危機管理部	3 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	194,000	地震・津波対策等減災交付金等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	5 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	171,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	5 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	161,000	自然ふれあい施設再整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
文化・観光部	6 文化・観光費 2 文化費	文化財費	10,000	文化財保存・管理費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 文化・観光費 3 スポーツ費	スポーツ費	45,000	東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技開催推進事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 文化・観光費 4 観光交流費	観光費	137,000	観光施設整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 文化・観光費 5 空港振興費	空港振興費	21,000	空港隣接地域賑わい空間創生事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	7 健康福祉費 1 健康福祉費	健康福祉企画費	1,119,000	国の補正予算に係る社会健康医学大学院大学整備事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 2 福祉長寿費	地域福祉費	37,000	総合社会福祉会館管理運営事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	718,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
健康福祉部	7 健康福祉費 4 障害者支援費	障害者支援費	276,000	障害者施設等整備費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 5 医療健康費	医務福祉費	100,000	がん医療均てん化推進事業費助成において、放射線治療装置の導入計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 健康福祉費 5 医療健康費	県立病院費	351,000	静岡県立病院機構貸付金において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内の貸付が困難と予測されるため。
経済産業部	8 経済産業費 2 産業革新費	産業革新費	171,000	電源立地地域対策交付金事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 3 就業支援費	職業能力開発費	11,000	技術専門校等施設改修事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 4 商工業費	商工業費	891,000	産業経済会館管理運営費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
経済産業部	8 経済産業費 5 農業費	農業費	1,464,000	産地パワーアップ事業費助成等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 経済産業費 5 農業費	畜産業費	786,000	国の補正予算に係る畜産競争力強化対策整備事業費助成において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	9 交通基盤費 1 交通基盤管理費	交通基盤企画費	105,000	御前崎港管理事務所改築整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう維持管理費	748,000	道路等維持修繕費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理費	34,000	河川維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり対策費	219,000	農地地すべり対策事業等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと並びに国の補正予算に係る事業については、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	都市政策費	32,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
交通基盤部	9 交通基盤費 6 都市費	地域交通費	75,000	鉄道交通対策事業費助成において、用地交渉に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 交通基盤費 6 都市費	生活排水費	21,000	流域別下水道整備総合計画調査費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
警察本部	10 警察費 1 警察管理費	交通安全対策費	43,000	特定交通安全施設等整備事業等において、資材の入手難により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 警察費 1 警察管理費	警察施設費	16,000	警察庁舎維持補修事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会事務局	11 教育費 2 教育委員会費	教育総務費	638,000	国の補正予算に係る新時代の学びを支える教育環境充実事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	99,000	県立学校等長寿命化事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	12 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林水産施設復旧費	64,000	過年災害治山施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	1,684,000	現年災害農地等復旧費助成等において、用地補償交渉及び計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
交通基盤部	12 災害対策費 1 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	688,000	現年災害漁港施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	278,000	過年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	12 災害対策費 2 土木施設災害 復旧費	現年災害土木 復旧費	4,266,000	現年災害土木復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

3 債務負担行為

1 変更

(1) 平成30年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	管理運営 予定額	平成28年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
経済産業部 農業局	82 静岡県家畜共同育成 場の管理運営に係る協 定	変更前	197,627	0	197,627	28～3年度
		変更後	207,497	0	207,497	28～3年度

2 追加

所管部局	事項	期間	摘要	
経営管理部	120 衆議院小選挙区選出 議員補欠選挙有権者臨 時啓発業務委託契約	令和元年度から 令和2年度まで	債務負担行為限度額	3,000千円
			委託予定額	3,000千円
			令和元年度計上予算額	0千円
経営管理部	121 衆議院小選挙区選出 議員補欠選挙投開票速 報システム運用支援業 務委託契約	令和元年度から 令和2年度まで	債務負担行為限度額	3,000千円
			委託予定額	3,000千円
			令和元年度計上予算額	0千円
経済産業部 農地局	122 過年災害農林水産施 設復旧事業工事契約	令和元年度から 令和2年度まで	債務負担行為限度額	66,000千円
			工事予定額	99,000千円
			令和元年度計上予算額	33,000千円

4 県 債

公共事業費等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額(単位:千円)

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 債 計	47,422,000	36,971,000	10,451,000	
土 地 改 良 事 業 費	3,107,000	2,021,000	1,086,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	402,000	829,000	△ 427,000	"
林 道 事 業 費	464,000	335,000	129,000	"
治 山 事 業 費	1,452,000	1,343,000	109,000	"
道 路 事 業 費	2,112,000	1,634,000	478,000	"
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	13,047,000	10,260,000	2,787,000	"
河 川 事 業 費	6,152,000	4,184,000	1,968,000	"
海 岸 保 全 事 業 費	748,000	598,000	150,000	"
砂 防 事 業 費	1,844,000	2,506,000	△ 662,000	"
港 湾 事 業 費	1,495,000	1,188,000	307,000	"
漁 港 整 備 費	423,000	357,000	66,000	"
漁 港 海 岸 保 全 費	209,000	143,000	66,000	"
都 市 公 園 整 備 費	145,000	183,000	△ 38,000	"
警 察 施 設 整 備 費	475,000	480,000	△ 5,000	"
国 直 轄 土 地 改 良 事 業 費	421,000	645,000	△ 224,000	"
国 直 轄 治 山 事 業 費	649,000	614,000	35,000	"
国 直 轄 道 路 事 業 費	6,962,000	5,015,000	1,947,000	"
国 直 轄 河 川 事 業 費	2,023,000	1,123,000	900,000	"

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄海岸保全事業費	1,216,000	787,000	429,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄砂防事業費	2,356,000	1,444,000	912,000	〃
国直轄港湾事業費	1,627,000	1,189,000	438,000	〃
その他計上事業費	93,000	93,000	0	
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業費債計	9,917,000	7,062,000	2,855,000	
公有林整備費	3,000	0	3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
障害者施設整備事業費	1,000	0	1,000	〃
土地改良事業費	321,000	183,000	138,000	〃
耕地災害防止施設費	596,000	176,000	420,000	〃
治山事業費	219,000	313,000	△ 94,000	〃
臨時県道整備事業費	1,989,000	2,077,000	△ 88,000	〃
河川事業費	2,275,000	2,269,000	6,000	〃
海岸保全事業費	458,000	456,000	2,000	〃
砂防事業費	406,000	1,012,000	△ 606,000	〃
港湾事業費	93,000	259,000	△ 166,000	〃
漁港整備費	293,000	291,000	2,000	〃
国直轄道路事業費	1,174,000	0	1,174,000	〃
国直轄河川事業費	584,000	0	584,000	〃
国直轄海岸保全事業費	273,000	0	273,000	〃
国直轄砂防事業費	841,000	0	841,000	〃
国直轄港湾事業費	365,000	0	365,000	〃
その他計上事業費	26,000	26,000	0	

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
災害復旧事業債計	3,367,000	3,466,000	△ 99,000	
過年災害復旧費（補助）	389,000	494,000	△ 105,000	
過年災害農林水産施設復旧費	90,000	137,000	△ 47,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
過年災害土木復旧費	299,000	357,000	△ 58,000	〃
現年災害復旧費（補助）	1,724,000	2,645,000	△ 921,000	
現年災害農林水産施設復旧費	376,000	564,000	△ 188,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害土木復旧費	1,308,000	2,041,000	△ 733,000	〃
現年災害社会福祉施設復旧費	38,000	40,000	△ 2,000	〃
現年災害教育施設復旧費	2,000	0	2,000	〃
現年災害復旧費（単独）	161,000	192,000	△ 31,000	
現年災害農林水産施設復旧費	36,000	51,000	△ 15,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害土木復旧費	120,000	136,000	△ 16,000	〃
その他計上事業費	5,000	5,000	0	
国直轄災害復旧費	1,093,000	135,000	958,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
教育・福祉施設等整備事業債計	2,204,000	1,515,000	689,000	
出先機関庁舎等整備費	559,000	0	559,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
公有林整備費	10,000	0	10,000	〃
文化学術施設整備事業費	22,000	12,000	10,000	〃
児童福祉施設整備事業費	96,000	250,000	△ 154,000	〃
障害者施設整備事業費	358,000	313,000	45,000	〃
東部看護専門学校整備事業費	12,000	10,000	2,000	〃
特別支援学校施設整備費	440,000	515,000	△ 75,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
県有施設改善事業費	292,000	0	292,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	415,000	415,000	0	
一般単独事業債計	31,176,000	31,647,000	△ 471,000	
地震対策事業費	1,488,000	1,491,000	△ 3,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	633,000	650,000	△ 17,000	〃
県民の森整備事業費	23,000	25,000	△ 2,000	〃
文化学術施設整備事業費	105,000	199,000	△ 94,000	〃
スポーツ施設整備事業費	77,000	90,000	△ 13,000	〃
観光施設整備事業費	682,000	764,000	△ 82,000	〃
空港整備事業費	59,000	61,000	△ 2,000	〃
工業技術研究所整備費	23,000	24,000	△ 1,000	〃
水産技術研究所等整備費	179,000	186,000	△ 7,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	270,000	281,000	△ 11,000	〃
先端農業推進拠点整備事業費	44,000	53,000	△ 9,000	〃
農林大学校専門職大学移行事業費	98,000	195,000	△ 97,000	〃
土地改良事業費	120,000	156,000	△ 36,000	〃
自然災害防止事業費	1,298,000	1,295,000	3,000	〃
治山事業費	33,000	265,000	△ 232,000	〃
地震防災事業費	188,000	192,000	△ 4,000	〃
臨時県道整備事業費	9,474,000	9,473,000	1,000	〃
緊急自然災害防止対策事業費	5,217,000	5,000,000	217,000	〃
河川事業費	389,000	398,000	△ 9,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
臨時河川整備事業費	2,110,000	2,168,000	△ 58,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
港湾事業費	208,000	194,000	14,000	〃
警察施設整備費	557,000	589,000	△ 32,000	〃
臨時高等学校施設整備費	1,344,000	1,329,000	15,000	〃
県有施設改善事業費	104,000	120,000	△ 16,000	〃
災害援護資金貸付金	4,000	0	4,000	〃
その他計上事業費	6,449,000	6,449,000	0	
行政改革推進債計	8,616,000	6,514,000	2,102,000	
地震対策事業費	290,000	291,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
出先機関庁舎等整備費	201,000	202,000	△ 1,000	〃
環境衛生科学研究所整備費	1,028,000	1,011,000	17,000	〃
文化学術施設整備事業費	39,000	64,000	△ 25,000	〃
観光施設整備事業費	229,000	0	229,000	〃
空港整備事業費	14,000	13,000	1,000	〃
老人福祉施設整備事業費	30,000	29,000	1,000	〃
児童福祉施設整備事業費	25,000	0	25,000	〃
障害者施設整備事業費	72,000	49,000	23,000	〃
東部看護専門学校整備事業費	3,000	2,000	1,000	〃
水産技術研究所等整備費	59,000	62,000	△ 3,000	〃
職業能力開発施設整備事業費	92,000	93,000	△ 1,000	〃
先端農業推進拠点整備事業費	15,000	17,000	△ 2,000	〃
農林大学校専門職大学 移行事業費	33,000	65,000	△ 32,000	〃

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
土 地 改 良 事 業 費	290,000	184,000	106,000	起債対象事業費 の決定に伴う補正
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	29,000	103,000	△ 74,000	〃
林 道 事 業 費	138,000	36,000	102,000	〃
臨 時 林 道 整 備 事 業 費	17,000	12,000	5,000	〃
治 山 事 業 費	128,000	148,000	△ 20,000	〃
沿 岸 漁 場 整 備 費	10,000	8,000	2,000	〃
地 震 防 災 事 業 費	7,000	6,000	1,000	〃
道 路 事 業 費	153,000	182,000	△ 29,000	〃
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	2,065,000	925,000	1,140,000	〃
河 川 事 業 費	482,000	340,000	142,000	〃
臨 時 河 川 整 備 事 業 費	235,000	0	235,000	〃
海 岸 保 全 事 業 費	103,000	66,000	37,000	〃
砂 防 事 業 費	242,000	270,000	△ 28,000	〃
港 湾 事 業 費	200,000	126,000	74,000	〃
漁 港 整 備 費	92,000	37,000	55,000	〃
漁 港 海 岸 保 全 費	14,000	12,000	2,000	〃
都 市 公 園 整 備 費	141,000	128,000	13,000	〃
警 察 施 設 整 備 費	182,000	189,000	△ 7,000	〃
臨 時 高 等 学 校 施 設 整 備 費	150,000	148,000	2,000	〃
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	127,000	146,000	△ 19,000	〃
県 有 施 設 改 善 事 業 費	10,000	12,000	△ 2,000	〃
国 直 轄 土 地 改 良 事 業 費	41,000	73,000	△ 32,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄治山事業費	66,000	68,000	△ 2,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄道路事業費	698,000	558,000	140,000	〃
国直轄河川事業費	136,000	127,000	9,000	〃
国直轄海岸保全事業費	79,000	88,000	△ 9,000	〃
国直轄砂防事業費	173,000	162,000	11,000	〃
国直轄港湾事業費	105,000	133,000	△ 28,000	〃
過年災害農林水産施設復旧費	11,000	2,000	9,000	〃
過年災害土木復旧費	33,000	0	33,000	〃
国直轄災害復旧費	1,000	0	1,000	〃
家畜共同育成場ICT導入整備事業費	1,000	0	1,000	〃
その他計上事業費	327,000	327,000	0	
公営企業債	2,784,000	4,755,000	△ 1,971,000	
地方独立行政法人静岡県立病院機構事業費	2,784,000	4,755,000	△ 1,971,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業債	63,000	73,000	△ 10,000	
公有林整備費	63,000	73,000	△ 10,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
減収補填債（特例分）	16,228,000	0	16,228,000	
減収補填（特例分）	16,228,000	0	16,228,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
調整債	2,097,000	0	2,097,000	
調整	2,097,000	0	2,097,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
臨時財政対策債	60,485,000	62,500,000	△ 2,015,000	
臨時財政対策	60,485,000	62,500,000	△ 2,015,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	9,000	9,000	0	

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
一 般 会 計 合 計	184,368,000	154,512,000	29,856,000	

特 別 会 計	194,987,409	197,002,410	△ 2,015,001	
企 業 会 計	4,451,000	4,363,000	88,000	
再 計	383,806,409	355,877,410	27,928,999	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 5 2 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	△ 2,310,146	462,277,854	
第 1 項 公債費	△ 2,310,146	462,277,854	
第 1 目 元金	△ 672,657	432,231,343	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	727,343		(23) 償還金、利子及び割引料 3,718
県債	△ 1,400,000		(25) 積立金 △ 676,375
(1) 公債費 (元金)	△ 672,657	432,231,343	
ア 公債費 (元金) 特別会計	3,718	309,812,305	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	△ 676,375	122,419,038	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	△ 1,478,255	29,405,745	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	△ 82,110		(23) 償還金、利子及び割引料 △ 1,396,145
繰入金	△ 1,396,145		(25) 積立金 △ 82,110
(1) 公債費 (利子)	△ 1,478,255	29,405,745	
ア 公債費 (利子) 特別会計	△ 1,396,145	27,512,855	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	△ 82,110	1,892,890	県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 159,234	640,766	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 159,234		(12) 役務費 △ 159,234
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 159,234	640,766	県債の支払手数料等の補正である。

第53号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	△ 142,000	4,119,000	
第 1 項 一般会計繰出金	△ 142,000	4,119,000	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 142,000	4,119,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	△ 142,000		(28) 繰出金 △ 142,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	△ 142,000	4,119,000	自動車税及び自動車取得税（令和元年10月以降は自動車税種別割及び自動車税環境性能割）のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第54号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 1,942,308	7,925,029	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 18,886	3,494,847	
第 1 目 管理総務費	2,049	171,840	
(財源内訳) 使用料及び手数料	2,049		(節内訳) (2) 給料 1,180 (3) 職員手当等 579 (4) 共済費 290
(1) 職員給与費	2,049	171,840	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 1,180 一般職給 1,180 ・職員手当等 579 扶養手当 △ 251 地域手当 38 住居手当 △ 546 通勤手当 923 管理職手当 2 期末手当 233 勤勉手当 △ 240 児童手当 420 ・共済費 290 地方職員共済組合等負担金 290
第 2 目 県営住宅管理費	△ 20,935	3,323,007	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 財産収入 繰入金 諸収入	388,124 24,624 81 △ 433,446 △ 318		(節内訳) (8) 報償費 △ 1,641 (12) 役務費 △ 895 (13) 委託料 △ 11,599 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 6,800
(1) 県営住宅管理費	△ 20,935	1,653,007	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,670,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 県営住宅整備費	△ 2,197,000	3,882,000	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 2,197,000	3,882,000	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金	△ 423,867 △ 1,238,133		(節内訳) (2) 給料 △ 400 (3) 職員手当等 △ 433

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
県債	△ 535,000		(4) 共済費 △ 732 (8) 報償費 △ 227 (9) 旅費 △ 1,269 (12) 役務費 △ 3,412 (13) 委託料 △ 102,831 (15) 工事請負費 △ 2,073,195 (19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,331 (22) 補償、補填及び賠償金 △ 7,170
(1) 県営住宅総合再生整備事業費	△ 2,197,000	3,882,000	事業費の確定及び国庫支出金の決定に伴う補正である。
第3項 積立金	273,578	548,182	
第1目 積立金	273,578	548,182	(節内訳) (25) 積立金 273,578
(財源内訳) 財産収入 繰越金	42,165 231,413		
(1) 県営住宅管理基金積立金	273,578	548,182	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第2款 公債費	△ 47,643	5,225,919	
第1項 公債費	△ 47,643	5,225,919	
第2目 利子	△ 45,000	170,000	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 45,000
(財源内訳) 使用料及び手数料 繰入金	△ 39,205 △ 5,795		
(1) 公債費(利子)	△ 45,000	170,000	県債の利率の確定等に伴う利子に要する経費の補正である。
第3目 公債諸費	△ 2,643	6,919	(節内訳) (12) 役務費 △ 2,643
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 2,643		
(1) 公債費(諸費)	△ 2,643	6,919	県債の発行額の確定等に伴う発行手数料等に要する経費の補正である。
第3款 予備費	△ 2,049	67,052	
第1項 予備費	△ 2,049	67,052	
第1目 予備費	△ 2,049	67,052	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 2,049		(節内訳) (30) 予備費 △ 2,049
(1) 予備費	△ 2,049	67,052	

令和元年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公営住宅建設事業債	公営住宅建設費	2,273,000	2,808,000	△535,000

第55号議案

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金 費	△ 81,000	532,000	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 81,000	527,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰入金 繰越金 諸収入 県債	△ 81,000 △ 13,000 52,867 △ 94,867 △ 26,000	527,000	(節内訳) (21) 貸付金 △ 81,000
(1) 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	△ 81,000	527,000	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	5,000	

令和元年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	母子父子寡婦福祉資金貸付金	0	26,000	△26,000

第56号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	△ 7,663	649,187	
第 1 項 扶養年金費	△ 7,663	645,032	
第 1 目 扶養年金費	△ 7,663	645,032	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 7,663 加入者数の変動に伴う補正である。 受給者数の変動に伴う補正である。
(財源内訳) 繰入金	61		
諸収入	△ 7,724		
(1) 心身障害者扶養年金費	△ 7,663	645,032	
ア 心身障害者扶養年金費	△ 2,922	286,492	
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	△ 4,741	358,540	
第 2 項 諸費	0	4,155	
第 1 目 諸費	0	4,155	財源更正に伴う補正である。
(財源内訳) 国庫支出金	△ 13		
繰入金	13		
(1) 心身障害者扶養共済取 扱事務費	0	4,155	
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第57号議案

6 国民健康保険事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 総務費	△ 204	5,185	
第 1 項 総務管理費	0	4,599	
第 2 項 運営協議会費	△ 204	586	
第 1 目 運営協議会費	△ 204	586	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 130
繰入金	△ 204		(8) 報償費 △ 20
			(9) 旅費 △ 50
			(11) 需用費 △ 4
(1) 運営協議会費	△ 204	586	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 款 保険給付費等交付金	3,983,795	266,361,964	
第 1 項 保険給付費等交付金	3,983,795	266,361,964	
第 1 目 普通交付金	4,028,315	258,702,167	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 4,028,315
分担金及び負担金	△ 66,736		
国庫支出金	△ 1,296		
療養給付費等交付金	135,964		
前期高齢者交付金	51,190		
繰入金	112,886		
繰越金	2,419,736		
諸収入	1,376,571		
(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	4,028,315	258,702,167	保険給付費等の変動に伴う補正である。
第 2 目 特別交付金	△ 44,520	7,659,797	(節内訳)
(財源内訳)			(19) 負担金、補助及び交付金 △ 44,520
国庫支出金	△ 29,219		
繰入金	△ 61,464		
諸収入	46,163		
(1) 保険給付費等交付金(特別交付金)	△ 44,520	7,659,797	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 款 後期高齢者支援金等	△ 65,843	47,306,877	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 項 後期高齢者支援金等	△ 65,843	47,306,877	
第 1 目 後期高齢者支援金	△ 65,843	47,303,506	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 65,843
(財源内訳)			
分担金及び負担金	47,353		
国庫支出金	288		
療養給付費等交付金	7,313		
繰入金	△ 120,797		
(1) 後期高齢者支援金	△ 65,843	47,303,506	後期高齢者支援金の決定に伴う補正である。
第 4 款 前期高齢者納付金等	△ 1,563	190,066	
第 1 項 前期高齢者納付金等	△ 1,563	190,066	
第 1 目 前期高齢者納付金	△ 1,563	187,041	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 1,563
(財源内訳)			
分担金及び負担金	33,705		
前期高齢者交付金	△ 35,268		
(1) 前期高齢者納付金	△ 1,563	187,041	前期高齢者納付金の決定に伴う補正である。
第 5 款 介護納付金	△ 801	16,922,648	
第 1 項 介護納付金	△ 801	16,922,648	
第 1 目 介護納付金	△ 801	16,922,648	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 801
(財源内訳)			
分担金及び負担金	△ 33		
療養給付費等交付金	△ 7,383		
繰入金	6,615		
(1) 介護納付金	△ 801	16,922,648	介護納付金の決定に伴う補正である。
第 6 款 病床転換支援金等	△ 14	286	
第 1 項 病床転換支援金等	△ 14	286	
第 1 目 病床転換助成関係事務費拠出金	△ 14	286	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 △ 14
(財源内訳)			
分担金及び負担金	286		
国庫支出金	△ 286		
諸収入	△ 14		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 病床転換助成関係事務費拠出金	△ 14	286	病床転換助成関係事務費拠出金の決定に伴う補正である。
第 7 款 共同事業拠出金	55,528	355,388	
第 1 項 共同事業拠出金	55,528	355,388	
第 1 目 特別高額医療費共同事業事業費拠出金 (財源内訳) 分担金及び負担金	55,527 55,527	355,045	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 55,527
(1) 特別高額医療費共同事業事業費拠出金	55,527	355,045	特別高額医療費の変動に伴う補正である。
第 2 目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 (財源内訳) 分担金及び負担金	1 1	343	(節内訳) (19) 負担金、補助及び交付金 1
(1) 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	1	343	特別高額医療費共同事業事務費拠出金の確定に伴う補正である。
第 8 款 保健事業費	0	16,100	
第 1 項 保健事業費	0	16,100	
第 9 款 基金積立金	150	227	
第 1 項 基金積立金	150	227	
第 1 目 国民健康保険財政安定化基金積立金 (財源内訳) 財産収入	150 150	227	(節内訳) (25) 積立金 150
(1) 国民健康保険財政安定化基金積立金	150	227	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 10 款 諸支出金	4,458,940	4,799,873	
第 1 項 償還金及び還付加算金	4,458,940	4,799,873	
第 1 目 療養給付費等交付金償還金	△ 47,502	293,431	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 分担金及び負担金 繰越金 (1) 療養給付費等交付金償 還金	△ 40,933 △ 6,569 △ 47,502	293,431	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 47,502 償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 国庫支出金等償還金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 国庫支出金等償還金	4,506,442 4,474,168 32,274 4,506,442	4,506,442 4,506,442	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 4,506,442 償還金の確定に伴う補正である。
第 1 1 款 予備費	0	71,374	
第 1 項 予備費	0	71,374	

第58号議案

7 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 100,424	2,797,915	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	0	2,430,538	
第 1 目 貸付金	0	2,430,538	
(財源内訳)			
繰入金	△ 4,336		
繰越金	4,337		
県債	△ 1		
(1) 高度化資金費貸付金	0	2,430,538	
ア 集団化資金費貸付金	0	2,359,604	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 諸費	△ 1,881	36,052	
第 1 目 諸費	△ 1,881	36,052	
(財源内訳)			
繰入金	△ 1,881		
繰越金	49		
諸収入	△ 49		
(1) 高度化資金等事務費	△ 1,881	36,052	
ア 高度化資金貸付事務費	0	14,399	財源更正に伴う補正である。
イ 設備資金貸付事務費助成	0	5,320	財源更正に伴う補正である。
ウ 設備貸与事業損失補償費	△ 1,881	16,333	損失補償額の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	△ 98,543	331,325	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 98,543	331,325	
(財源内訳)			
繰越金	△ 2,003		
諸収入	△ 96,540		
(1) 一般会計繰出金	△ 96,530	177,026	償還金の確定に伴う補正である。
			(節内訳) (22) 補償、補填及び賠償金 △ 1,881
			(節内訳) (28) 繰出金 △ 98,543

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 一般会計繰出金 (設備 近代化財源返還等)	△ 2,013	154,299	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 249,676	1,888,985	
第 1 項 公債費	△ 249,676	1,888,985	
第 1 目 元金	△ 246,680	1,854,863	
(財源内訳) 繰越金	△ 1,964		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 246,680
諸収入	△ 244,716		
(1) 公債費 (元金)	△ 244,666	1,700,813	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費 (設備近代化財 源返還)	△ 2,014	154,050	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 2,996	34,122	
(財源内訳) 諸収入	△ 2,996		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 2,996
(1) 公債費 (利子)	△ 2,996	34,122	償還金の確定に伴う補正である。

令和元年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	1,943,409	1,943,410	△1

第59号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 150,070	58,920	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金	0	40,000	
(財源内訳)			
繰越金	7,020		
諸収入	△ 7,020		
(1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0	40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 100,000	0	
(財源内訳)			
繰越金	△ 50,000		(節内訳)
諸収入	△ 50,000		(21) 貸付金 △ 100,000
(1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 58	12,920	
第 1 目 諸費	△ 58	12,920	
(財源内訳)			
繰越金	△ 58		(節内訳)
(1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 58	854	(9) 旅費 △ 11 (13) 委託料 △ 47 制度運営費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 50,012	0	
第 1 目 元金	△ 50,000	0	
(財源内訳)			
諸収入	△ 50,000		(節内訳)
(1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金(元金)	△ 50,000	0	(23) 償還金、利子及び割引料 △ 50,000 貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 12	0	
(財源内訳) 繰越金	△ 12		(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 12
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 12	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 5 項 一般会計繰出金	0	6,000	
第 2 款 予備費	28,671	190,681	
第 1 項 予備費	28,671	190,681	
第 1 目 予備費	28,671	190,681	
(財源内訳) 繰越金	78,892		(節内訳) (30) 予備費 28,671
諸収入	△ 50,221		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	28,610	140,455	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	61	50,226	諸収入の確定に伴う補正である。

第60号議案

9 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 631,793	4,079,466	
第 1 項 港湾管理費	△ 157,693	2,037,906	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 20,567	1,637,279	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	885		(1) 報酬 △ 331
諸収入	23,548		(2) 給料 △ 12,005
繰越金	△ 45,000		(3) 職員手当等 △ 8,274
			(4) 共済費 △ 4,857
			(8) 報償費 △ 1,350
			(9) 旅費 △ 1,358
			(11) 需用費 8,341
			(12) 役務費 18,943
			(13) 委託料 45,362
			(14) 使用料及び賃借料 △ 649
			(15) 工事請負費 △ 110,658
			(16) 原材料費 45,500
			(18) 備品購入費 430
			(19) 負担金、補助及び交付金 289
			(27) 公課費 50
(1) 職員給与費	△ 24,928	260,464	清水港管理局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 12,005 一般職給 △ 12,005 ・職員手当等 △ 8,274 扶養手当 △ 1,039 地域手当 △ 509 住居手当 △ 720 通勤手当 △ 146 管理職手当 2 特殊勤務手当 2 時間外勤務手当 △ 463 期末手当 △ 2,797 勤勉手当 △ 2,289 児童手当 △ 315 ・共済費 △ 4,649 地方職員共済組合等負担金△ 4,649
(2) 事務所費	△ 539	138,201	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 清水港港湾管理費	0	909,196	財源更正に伴う補正である。
(4) 港湾物流情報化事業費	△ 51	1,022	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 清水港プレジャーボート適正化対策事業費	△ 1,006	17,234	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 清水港保安対策事業費	5,957	277,785	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 6,779	167,622	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入	△ 6,784 5		(節内訳) (2) 給料 △ 1,092 (3) 職員手当等 △ 1,991 (4) 共済費 △ 664 (11) 需用費 △ 648 (12) 役務費 △ 14 (13) 委託料 3,080 (15) 工事請負費 △ 5,643 (16) 原材料費 193
(1) 職員給与費	△ 3,747	52,122	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 1,092 一般職給 △ 1,092 ・職員手当等 △ 1,991 扶養手当 △ 36 地域手当 △ 41 住居手当 △ 360 通勤手当 29 時間外勤務手当 61 期末手当 △ 612 勤勉手当 △ 562 児童手当 △ 470 ・共済費 △ 664 地方職員共済組合等負担金△ 664
(2) 田子の浦港港湾管理費	0	77,222	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 田子の浦港保安対策事業費	△ 3,032	38,278	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港港湾管理費	△ 120,421	174,607	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 120,421		(節内訳) (11) 需用費 △ 353 (12) 役務費 2,300 (13) 委託料 △ 118 (15) 工事請負費 1,000 (23) 償還金、利子及び割引料 △ 123,250
(1) 御前崎港港湾管理費	△ 125,403	112,721	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 御前崎港保安対策事業費	4,982	61,886	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 公課費	△ 9,926	58,398	(節内訳) (27) 公課費 △ 9,926
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 9,926		
(1) 公課費	△ 9,926	58,398	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	△ 474,100	2,030,000	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 465,100	1,979,000	(節内訳)
(財源内訳)			(9) 旅費 △ 500
分担金及び負担金	△ 140,700		(11) 需用費 131
使用料及び手数料	△ 138,700		(13) 委託料 18,865
国庫支出金	△ 140,700		(15) 工事請負費 △ 596,386
県債	△ 45,000		(16) 原材料費 112,790
(1) 清水港施設整備費	△ 465,100	1,979,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	△ 9,000	51,000	(節内訳)
(財源内訳)			(11) 需用費 160
県債	△ 9,000		(15) 工事請負費 △ 9,160
(1) 田子の浦港施設整備費	△ 9,000	51,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 一般会計繰出金	0	11,560	
第 2 款 公債費	△ 31,463	2,702,433	
第 1 項 公債費	△ 31,463	2,702,433	
第 1 目 元金	0	2,497,909	
(財源内訳)			
使用料及び手数料	338,291		
財産収入	△ 80,887		
繰入金	△ 370,000		
繰越金	112,596		
(1) 公債費 (元金)	0	2,497,909	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 利子	△ 30,647	198,353	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 (1) 公債費 (利子)	△ 113,181 82,534 △ 30,647	 198,353	(節内訳) (23) 償還金、利子及び割引料 △ 30,647 県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (公債諸費)	△ 816 △ 816 △ 816	6,171 6,171	(節内訳) (12) 役務費 △ 816 県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	8,845	
第 1 項 予備費	0	8,845	
第 4 款 災害対策費	0	20,000	
第 1 項 港湾機能施設復旧費	0	20,000	

繰 越 明 許 費

1 変 更

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額		説 明
		補 正 前	補 正 後	
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	38,000	167,000	大規模改良事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	99,000	299,000	新興津荷役機械整備事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追 加

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	田子の浦港港湾管理費	17,000	機能施設修繕事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	51,000	中央荷役機械整備事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
4 災害対策費 1 港湾機能施設復旧費	現年災害港湾機能施設復旧費	16,000	現年災害港湾機能施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和元年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額	
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	2,438,000	2,443,000	△5,000	
	新興津荷役機械整備費	1,699,000	1,700,000	△1,000	
	富士見荷役機械整備費	80,000	80,000	0	
	江尻上屋整備費	6,000	10,000	△4,000	
	清水港資本費平準化費	653,000	653,000	0	
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	30,000	70,000	△40,000	
	新興津都市再開発等用地整備費	30,000	70,000	△40,000	
	田子の浦港施設整備費	80,000	89,000	△9,000	
	中央埠頭荷役機械整備費	51,000	60,000	△9,000	
	田子の浦港資本費平準化費	29,000	29,000	0	
	御前崎港施設整備費	222,000	222,000	0	
	御前崎港資本費平準化費	222,000	222,000	0	
	災害復旧事業債	現年災害港湾機能施設復旧費	20,000	20,000	0
	合 計		2,790,000	2,844,000	△54,000

第61号議案

10 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 610,850	2,061,150	
第 1 項 集中管理費	△ 610,850	2,061,150	
第 1 目 物品調達費	△ 605,250	1,952,750	
(財源内訳) 諸収入	△ 605,250		(節内訳) (1) 報酬 △ 770 (4) 共済費 △ 280 (8) 報償費 △ 14,710 (11) 需用費 △ 178,920 (12) 役務費 △ 720 (14) 使用料及び賃借料 △ 87,800 (18) 備品購入費 △ 321,380 (27) 公課費 △ 670
(1) 物品調達費	△ 605,250	1,952,750	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 1,100	58,900	
(財源内訳) 諸収入	△ 1,100		(節内訳) (14) 使用料及び賃借料 △ 1,100
(1) 自動車管理費	△ 1,100	58,900	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,500	49,500	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,500		(節内訳) (12) 役務費 △ 4,500
(1) 電話管理費	△ 4,500	49,500	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第3 企業会計2月補正予算

第62号議案

1 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	△ 43,350	4,688,824	
第 1 項 営業収益	△ 62,682	4,472,328	
第 1 目 給水収益	△ 39,907	4,381,626	給水量の変動に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	△ 1,344		
富士川工業用水道料金	2,427		
東駿河湾工業用水道料金	△ 23,354		
静清工業用水道料金	△ 6,207		
中遠工業用水道料金	2,627		
西遠工業用水道料金	△ 9,744		
湖西工業用水道料金	△ 4,312		
第 2 目 その他営業収益	△ 22,775	90,702	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	△ 22,775		
第 2 項 営業外収益	16,302	175,303	
第 1 目 受取利息及び配当金	16,502	16,926	有価証券利息等の補正である。
(節内訳)			
預金利息	315		
有価証券利息	16,187		
第 2 目 長期前受金戻入	△ 200	154,796	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
長期前受金戻入	△ 200		
第 3 項 特別利益	3,030	41,193	
第 1 目 固定資産売却益	3,030	41,193	工業用水道事業用土地の売却額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 固定資産売却益	3,030		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 51,614	4,649,673	
第 1 項 営業費用	△ 55,432	4,469,548	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 36,350	1,795,644	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 680 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 163 (5) 法定福利費 △ 517 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 517 ・維持管理費 △ 35,670 <ul style="list-style-type: none"> (9) 需用費 △ 100 (10) 役務費 △ 150 (11) 委託料 50,634 (12) 賃借料 △ 200 (13) 修繕料 △ 1,774 (16) 動力費 △ 99,317 (17) 薬品費 15,200 (20) 負担金 37
第 2 目 配水及び給水費	△ 9,112	714,768	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 7,067 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 141 (2) 給料 △ 1,584 (3) 職員手当等 △ 5,396 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 693 地域手当 △ 80 通勤手当 △ 364 時間外勤務手当 △ 3,105 期末手当 △ 703 勤勉手当 △ 373 賞与引当金繰入額 307 特殊勤務手当 37 管理職手当 2 休日勤務手当 75 住居手当 △ 358 児童手当 △ 141 (5) 法定福利費 54 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 31 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費引当金繰入額 85 ・維持管理費 △ 2,045 <ul style="list-style-type: none"> (10) 役務費 311 (11) 委託料 738 (12) 賃借料 △ 900

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 修繕料 4,100 (16) 動力費 △ 6,294
第 3 目 総係費	2,122	271,956	企業局職員の人件費の補正である。 (節内訳) ・人件費 2,122 (1) 報酬 5 (2) 給料 △ 865 (3) 職員手当等 3,617 扶養手当 140 地域手当 △ 505 通勤手当 △ 7 時間外勤務手当 △ 412 期末手当 1,135 勤勉手当 △ 1,558 特殊勤務手当 37 管理職手当 2 休日勤務手当 45 住居手当 342 退職給付費 4,201 児童手当 197 (5) 法定福利費 △ 635 法定福利費 △ 635
第 4 目 共用施設管理費	△ 1,459	124,171	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 1,459 (1) 報酬 △ 6 (2) 給料 △ 341 (3) 職員手当等 △ 997 扶養手当 △ 76 地域手当 △ 15 通勤手当 △ 318 時間外勤務手当 481 期末手当 △ 284 勤勉手当 △ 256 賞与引当金繰入額 16 休日勤務手当 △ 5 住居手当 △ 360 児童手当 △ 180 (5) 法定福利費 △ 115 法定福利費 △ 122 法定福利費引当金繰入額 7 ・維持管理費 0 (11) 委託料 6,000 (13) 修繕料 △ 6,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 減価償却費	△ 3,511	1,540,709	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 3,511
第 6 目 資産減耗費	△ 7,122	22,300	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 △ 7,122
第 2 項 営業外費用	3,818	176,445	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 13,093	138,534	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 13,093
第 2 目 雑損失	4,911	11,911	保有有価証券の当期償却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 4,911
第 3 目 消費税及び地方消費税	12,000	26,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 12,000
第 3 項 特別損失	0	680	
第 4 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 2,193	1,958,633	
第 1 項 企業債	△ 61,000	1,751,000	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 61,000	1,751,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・柿田川 32,000 → 22,000 千円 ・東駿河湾 377,000 → 328,000 千円 ・湖西 110,000 → 108,000 千円
柿田川工業用水道建設費債	△ 10,000		
東駿河湾工業用水道建設費債	△ 49,000		
湖西工業用水道建設費債	△ 2,000		
第 2 項 国庫補助金	20,800	163,100	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	20,800	163,100	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 東駿河湾：77,272 → 161,430 千円 湖西：38,131 → 46,362 千円 ・補助率 東駿河湾：22.5/100 湖西：22.5/100
東駿河湾工業用水道建設費補助金	19,000		
湖西工業用水道建設費補助金	1,800		
第 3 項 負担金	14,000	19,002	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	14,000	19,002	建設改良事業の確定に伴う補正である。
湖西工業用水道工事費負担金	14,000		
第 4 項 固定資産売却代金	7	1,531	
第 1 目 固定資産売却代金 (節内訳)	7	1,531	工業用水道事業用土地の売却に伴う補正である。
固定資産売却代金	7		
第 5 項 補償金	24,000	24,000	
第 1 目 補償金 (節内訳)	24,000	24,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
補償金	24,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 156,096	6,725,227	
第 1 項 建設改良費	△ 129,500	2,334,500	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 10,000	33,151	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 10,000 (11) 委託料 △ 10,000
第 2 目 富士川工業用水道建設改良費	12,000	51,136	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 12,000 (11) 委託料 1,500 (62) 工事請負費 10,500
第 3 目 東駿河湾工業用水道建設改良費	△ 206,000	610,379	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 206,000 (11) 委託料 24,000 (62) 工事請負費 △ 230,000
第 4 目 静清工業用水道建設改良費	30,000	659,190	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 30,000 (19) 補償費 △ 5,000 (62) 工事請負費 35,000
第 5 目 中遠工業用水道建設改良費	13,000	384,030	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 13,000 (62) 工事請負費 13,000
第 6 目 西遠工業用水道建設改良費	1,500	447,390	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 1,500 (20) 負担金 1,500
第 7 目 湖西工業用水道建設改良費	30,000	149,224	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 30,000 (11) 委託料 30,000
第 2 項 固定資産取得費	0	7,149	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 投資	0	3,400,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 26,596	983,578	
第 1 目 企業債償還金	△ 26,596	983,578	<p>企業債償還金の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(76) 元金償還金 △ 26,596</p>

備考 資本的収入額 1,958,633 千円が資本的支出額 6,725,227 千円に対し不足する額 4,766,594 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 208,968 千円、減債積立金 9,300 千円、建設改良積立金 330,436 千円及び過年度分損益勘定留保資金 4,217,890 千円で補填するものとする。

令和元年度 企業債の補正について（第5条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
工業用水道建設費債	柿田川工業用水道建設費	22,000	32,000	△ 10,000
	東駿河湾工業用水道建設費	328,000	377,000	△ 49,000
	静清工業用水道建設費	544,000	544,000	0
	中遠工業用水道建設費	337,000	337,000	0
	西遠工業用水道建設費	412,000	412,000	0
	湖西工業用水道建設費	108,000	110,000	△ 2,000
合 計		1,751,000	1,812,000	△ 61,000

第63号議案

2 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	17,826	7,032,826	
第 1 項 営業収益	△ 25,627	6,492,891	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	△ 18,688	6,404,374	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	△ 12,858		
榛南水道料金	△ 990		
遠州水道料金	△ 4,840		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 6,939	88,517	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 6,939		
第 2 項 営業外収益	43,453	539,935	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	29,515	32,711	有価証券利息等の補正である。
預金利息	447		
有価証券利息	29,068		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	13,938	506,560	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	13,938		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	37,107	6,204,872	
第 1 項 営業費用	△ 84,893	5,674,658	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 74,849	1,559,442	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 1,476 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 876 (5) 法定福利費 △ 600 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 600 ・維持管理費 △ 73,373 <ul style="list-style-type: none"> (10) 役務費 1,280 (11) 委託料 34,981 (13) 修繕料 △ 5,238 (16) 動力費 △ 143,000 (17) 薬品費 38,600 (24) 公課費 4
第 2 目 配水及び給水費	△ 121,546	1,128,014	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 7,674 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬 △ 163 (2) 給料 △ 559 (3) 職員手当等 6,824 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 391 地域手当 △ 33 通勤手当 2,197 時間外勤務手当 5,311 期末手当 296 勤勉手当 △ 512 賞与引当金繰入額 273 管理職手当 2 住居手当 △ 808 児童手当 489 (5) 法定福利費 1,572 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 1,490 法定福利費引当金繰入額 82 ・維持管理費 △ 129,220 <ul style="list-style-type: none"> (10) 役務費 1,103 (11) 委託料 309 (13) 修繕料 △ 3,632 (16) 動力費 △ 137,000 (20) 負担金 10,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 総係費	△ 7,688	318,779	<p>企業局職員の人件費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 7,688 (1) 報酬 30 (2) 給料 △ 2,585 (3) 職員手当等 △ 4,694 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 917 地域手当 △ 130 通勤手当 △ 1,726 時間外勤務手当 △ 393 期末手当 △ 1,086 勤勉手当 247 管理職手当 1 休日勤務手当 △ 4 住居手当 △ 347 退職給付費 △ 1,144 児童手当 805 (4) 賃金 193 (5) 法定福利費 △ 632 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 641 法定福利費引当金繰入額 9
第 4 目 共用施設管理費	△ 758	134,596	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 795 (1) 報酬 △ 372 (2) 給料 △ 245 (3) 職員手当等 △ 247 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 172 地域手当 △ 14 通勤手当 56 時間外勤務手当 1 期末手当 △ 27 勤勉手当 △ 131 賞与引当金繰入額 34 住居手当 2 児童手当 4 (5) 法定福利費 69 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 58 法定福利費引当金繰入額 11 ・維持管理費 37 (11) 委託料 37
第 5 目 減価償却費	24,774	2,412,519	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (35) 有形固定資産減価償却費 24,774

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 目 資産減耗費	95,174	121,308	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 95,174
第 2 項 営業外費用	122,000	527,214	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,006	274,208	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 5,006
第 2 目 雑損失	23,006	27,006	保有有価証券の当期償却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 23,006
第 3 目 消費税及び地方消費税	104,000	226,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 104,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	43,191	647,191	
第 1 項 企業債	△ 2,000	490,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳) 駿豆水道建設費債	△ 2,000 △ 2,000	490,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・ 駿豆 17,000 → 15,000 千円
第 2 項 補助金	43,000	143,000	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳) 駿豆水道建設費補助金 榛南水道建設費補助金	43,000 15,000 28,000	143,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・ 補助対象事業費 駿豆: 0 → 30,000 千円 榛南: 150,000 → 234,000 千円 ・ 補助率 駿豆: 1/2 榛南: 1/3
第 3 項 補償金	0	12,000	
第 4 項 負担金	2,191	2,191	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 榛南水道工事費負担金	2,191 2,191	2,191	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 88,920	7,692,788	
第 1 項 建設改良費	△ 58,000	2,378,000	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 27,000	274,029	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 27,000 (11) 委託料 25,000 (62) 工事請負費 △ 52,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 8,000	456,060	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 8,000 (11) 委託料 9,000 (62) 工事請負費 △ 17,000
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 23,000	1,647,911	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 23,000 (11) 委託料 1,000 (62) 工事請負費 △ 24,000
第 2 項 固定資産取得費	△ 20,000	27,405	
第 1 目 固定資産取得費	△ 20,000	27,405	固定資産購入額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (61) 工具器具及び備品購入費 △ 20,000
第 3 項 投資	0	4,300,000	
第 4 項 企業債償還金	△ 10,920	968,383	
第 1 目 企業債償還金	△ 10,920	968,383	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 10,920

備考 資本的収入額 647,191 千円が資本的支出額 7,692,788 千円に対し不足する額 7,045,597 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 205,474 千円、減債積立金 896,705 千円、建設改良積立金 310,135 千円及び過年度分損益勘定留保資金 5,633,283 千円で補填するものとする。

令和元年度 企業債の補正について（第5条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
水道建設費債	駿豆水道建設費	15,000	17,000	△ 2,000
	榛南水道建設費	196,000	196,000	0
	遠州水道建設費	279,000	279,000	0
合 計		490,000	492,000	△ 2,000

第64号議案

3 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	△ 1,147,591	1,996,464	
第 1 項 営業収益	△ 1,169,033	1,974,169	
第 1 目 土地売却収益	△ 1,169,033	1,974,169	売却土地の減に伴う補正である。
(節内訳)			
土地売却収益	△ 1,169,033		
第 2 項 営業外収益	△ 243	610	
第 1 目 受取利息及び配当金	329	390	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	329		
第 2 目 雑収益	△ 572	220	開発整備資産の貸付け等に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	△ 572		
第 3 項 特別利益	21,685	21,685	
第 1 目 その他特別利益	21,685	21,685	退職給付引当金戻入額等の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
退職給付引当金戻入額	15,685		
売却済用地補償引当金戻入額	6,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 983,230	1,671,390	
第 1 項 営業費用	△ 929,696	1,622,390	
第 1 目 土地売却原価	△ 906,474	1,492,516	売却土地の減に伴う補正である。 (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 906,474
第 2 目 一般管理費	△ 23,222	129,874	土地維持管理費及び調査費等の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 2,222 (1) 報酬 8 (2) 給料 △ 370 (3) 職員手当等 △ 2,047 扶養手当 266 地域手当 △ 4 通勤手当 1,105 時間外勤務手当 △ 1,719 期末手当 △ 55 勤勉手当 239 賞与引当金繰入額 724 管理職手当 1 休日勤務手当 69 住居手当 △ 360 退職給付費 △ 2,215 児童手当 △ 98 (5) 法定福利費 187 法定福利費 44 法定福利費引当金繰入額 143 ・土地維持管理費 △ 6,000 (31) 売却済用地補償引当金繰入額 △ 6,000 ・広告宣伝費 △ 5,000 (32) 広告宣伝費 △ 5,000 ・調査費 △ 10,000 (26) 調査費 △ 10,000
第 2 項 営業外費用	△ 53,534	46,000	
第 1 目 雑損失	△ 53,534	46,000	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 △ 53,534
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 497,945	1,300,000	
第 1 項 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000	0	
第 1 目 浜松坪井地区事業収入 (節内訳) 浜松坪井地区事業収入	△ 8,000 △ 8,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 2 項 藤枝高田地区事業収入	10,055	500,000	
第 1 目 藤枝高田地区事業収入 (節内訳) 藤枝高田地区事業収入	10,055 10,055	500,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 富士大淵地区事業収入	0	800,000	
第 4 項 新規用地事業収入	△ 500,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 500,000 △ 500,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 3,013,293	1,366,423	
第 1 項 建設改良費	△ 513,293	1,366,423	
第 1 目 開発整備費	△ 513,293	1,316,423	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 3,707 (2) 給料 △ 467 (3) 職員手当等 △ 3,185 扶養手当 △ 226 地域手当 △ 25 通勤手当 98 時間外勤務手当 △ 3,000 期末手当 △ 118 勤勉手当 △ 31 賞与引当金繰入額 △ 147 休日勤務手当 79 児童手当 185 (5) 法定福利費 △ 55 法定福利費 △ 30 法定福利費引当金繰入額 △ 25 ・事務費 △ 25,495 (6) 旅費 △ 3,000 (9) 需用費 △ 22,495 ・工事費 △ 484,091 (10) 役務費 1,679 (11) 委託料 △ 18,524 (19) 補償費 224,754 (56) 土地購入費 △ 734,000 (62) 工事請負費 42,000
第 2 項 投資	△ 2,500,000	0	
第 1 目 投資有価証券	△ 2,500,000	0	有価証券による資金管理計画の変更に伴う補正である。
(節内訳) 有価証券購入費	△ 2,500,000		

備考 資本的収入額 1,300,000 千円が資本的支出額 1,366,423 千円に対し不足する額 66,423 千円は、過年度分損益勘定留保資金 66,423 千円で補填するものとする。

第65号議案

4 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	2,502,781	37,478,762	
第 1 項 医業収益	2,607,987	30,112,824	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	2,617,770	29,417,697	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	90,704		
外来収益	2,527,066		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	△ 9,783	695,127	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	△ 14,196		
医業雑収益	4,413		
第 2 項 医業外収益	△ 106,961	7,359,183	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	985	11,455	預金利息等の補正である。
預金利息	935		
有価証券利息	50		
第 2 目 他会計補助金 (節内訳)	△ 57,920	505,284	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	△ 57,920		
第 3 目 補助金 (節内訳)	17,566	17,566	がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	17,566		
第 4 目 他会計負担金 (節内訳)	57,920	5,517,891	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	57,920		
第 5 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 12,087	174,532	国庫補助金等を財源にした固定資産の減価償却に伴う収益の補正である。
長期前受金戻入	△ 12,087		

科	目	補正額	現計額	説明
第 6 目	その他医業外収益 (節内訳) 資産貸付収益 その他医業外収益	△ 113,425 613 △ 114,038	1,132,455	医療基金取崩収入、院内保育所保育料等の補正である。
第 3 項	特別利益	1,755	6,755	
第 1 目	過年度損益修正益 (節内訳) 過年度損益修正益	1,755 1,755	6,755	過年度分の収益に係る補正である。
第 2 款	研究所事業収益	△ 140,408	579,114	
第 1 項	研究所収益	△ 140,408	579,114	
第 1 目	他会計負担金 (節内訳) 一般会計負担金	△ 107,791 △ 107,791	562,974	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
第 2 目	その他研究所収益 (節内訳) 受託等研究収益 長期前受金戻入 その他研究所収益	△ 32,617 △ 35,000 6,180 △ 3,797	16,140	外部研究資金等の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	2,472,772	37,472,552	
第 1 項 医業費用	2,435,378	36,035,391	
第 1 目 給与費	298,988	12,791,417	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の person 費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 145,734</p> <p>(2) 職員手当等 40,693</p> <p style="padding-left: 20px;">扶養手当 2,040</p> <p style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 7,772</p> <p style="padding-left: 20px;">住居手当 △ 158</p> <p style="padding-left: 20px;">通勤手当 3,200</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職手当 △ 96</p> <p style="padding-left: 20px;">初任給調整手当 △ 17,316</p> <p style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 29,117</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 28,518</p> <p style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 79,426</p> <p style="padding-left: 20px;">夜間勤務手当 △ 5,117</p> <p style="padding-left: 20px;">宿日直手当 △ 5,771</p> <p style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 11,186</p> <p style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 49,310</p> <p style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 6,015</p> <p style="padding-left: 20px;">単身赴任手当 △ 936</p> <p style="padding-left: 20px;">管理職員特別勤務手当 2,069</p> <p>(3) 報酬 42,723</p> <p>(5) 法定福利費 △ 66,663</p> <p>(6) 退職給付費 454,444</p> <p>(7) 負担金 △ 16,875</p> <p>(8) 奨学費 △ 9,600</p>
第 2 目 材料費	2,354,673	14,058,234	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(9) 薬品費 2,144,378</p> <p>(10) 診療材料費 202,248</p> <p>(12) 医療消耗備品費 8,047</p>
第 3 目 経費	△ 147,767	6,057,914	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(14) 報償費 57</p> <p>(15) 旅費 2,005</p> <p>(17) 消耗品費 19,495</p> <p>(18) 光熱水費 △ 50,000</p> <p>(20) 食糧費 31</p> <p>(21) 印刷製本費 △ 85</p> <p>(22) 修繕費 △ 158,823</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(23) 保険料 32 (24) 賃借料 △ 5,919 (25) 通信運搬費 763 (26) 委託料 52,626 (27) 手数料 △ 3,973 (30) 雑費 △ 3,976
第 4 目 減価償却費	△ 81,993	2,298,322	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (31) 有形固定資産減価償却費 △ 85,818 (32) 無形固定資産減価償却費 3,825
第 5 目 資産減耗費	18,000	19,000	棚卸資産の減耗に伴う補正である。 (節内訳) (34) 棚卸資産減耗費 18,000
第 6 目 研究研修費	△ 16	597,764	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (37) 謝金 △ 17 (38) 研究旅費 1
第 7 目 長期前払消費税償却	△ 6,507	212,740	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (74) 長期前払消費税償却 △ 6,507
第 2 項 医業外費用	△ 28,422	1,366,345	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,464	526,546	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (42) 企業債利息 △ 5,464
第 4 目 雑損失	△ 31,308	351,192	看護師乳幼児保育委託等に要する経費の補正である。 (節内訳) (49) その他雑損失 △ 31,308
第 5 目 消費税等	8,350	43,887	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (73) 消費税等 8,350

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 特別損失	65,816	70,816	
第 1 目 過年度損益修正損	△ 2,780	2,220	過年度分の費用に係る補正である。 (節内訳) (69) 過年度損益修正損 △ 2,780
第 2 目 固定資産除却損	68,596	68,596	医療機器等の除却額の確定等に伴う補正である。 (節内訳) (67) 固定資産売却損 54,000 (68) 固定資産除却損 14,596
第 2 款 研究所事業費用	△ 111,572	803,021	
第 1 項 研究所費用	△ 148,470	766,123	
第 1 目 給与費	△ 111,165	165,227	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 △ 40,960 (2) 職員手当等 △ 27,207 扶養手当 △ 376 地域手当 △ 2,224 住居手当 △ 759 通勤手当 △ 815 管理職手当 1,141 初任給調整手当 △ 1,004 特殊勤務手当 △ 356 時間外勤務手当 △ 1,246 休日勤務手当 △ 4,133 期末手当 △ 12,042 勤勉手当 △ 4,423 児童手当 △ 970 (3) 報酬 △ 22,802 (5) 法定福利費 △ 23,993 (6) 退職給付費 3,797
第 2 目 研究費	△ 32,545	47,655	がんセンター研究所の研究費の補正である。 (節内訳) (15) 旅費 671 (27) 手数料 134 (36) 研究材料費 △ 35,000 (40) 研究消耗備品費 1,650
第 4 目 減価償却費	△ 4,509	185,001	固定資産額の確定に伴う補正である。

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	158,470	3,898,499	
第 1 項 企業債	125,000	1,911,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	125,000	1,911,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 12,000		
静岡がんセンター整備 費債	137,000		
第 2 項 基金繰入金	0	1,000	
第 3 項 受託金	0	53,029	
第 4 項 投資有価証券償還金	0	1,900,000	
第 5 項 補助金	3,470	3,470	
第 1 目 国庫補助金 (節内訳)	3,470	3,470	認定看護師教育課程特定行為研修実施に伴う機器整備に充てるための国庫補助金の補正である。
国庫補助金	3,470		
第 6 項 寄附金	30,000	30,000	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	30,000	30,000	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	30,000		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 34,855	298,054	
第 1 項 企業債	47,000	116,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	47,000	116,000	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター研究 所整備費債	47,000		
第 2 項 他会計負担金	△ 49,455	945	
第 1 目 一般会計負担金	△ 49,455	945	がんセンター研究所の器械備品等の購入に充てるための一般会計負担金の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(節内訳) 一般会計負担金	△ 49,455		
第 3 項 受託金	△ 32,400	0	
第 1 目 受託金	△ 32,400	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
(節内訳) 受託金	△ 32,400		
第 4 項 出資金	0	181,109	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	104,637	7,778,811	
第 1 項 建設改良費	129,087	1,971,532	
第 1 目 資産購入費	△ 313,228	1,386,316	医療機器等の取得に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 81,512 (53) 器械備品購入費 △ 394,740
第 2 目 建設改良費	442,315	585,216	施設整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 委託料 △ 82,793 (60) 工事費 525,108
第 2 項 企業債償還金	0	3,765,034	
第 3 項 投資	0	2,000,000	
第 4 項 長期貸付金	△ 54,450	10,350	
第 1 目 長期貸付金	△ 54,450	10,350	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (75) 貸付金 △ 54,450
第 5 項 敷金・保証金	0	1,895	
第 6 項 積立金	30,000	30,000	
第 1 目 積立金	30,000	30,000	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (78) 積立金 30,000
第 2 款 研究所資本的支出	△ 34,855	298,055	
第 1 項 建設改良費	△ 34,855	116,945	
第 1 目 資産購入費	△ 32,855	116,945	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (53) 器械備品購入費 △ 32,855
第 2 目 建設改良費	△ 2,000	0	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (26) 委託料 △ 2,000
第 2 項 企業債償還金	0	181,110	

備考 資本的収入額 4,196,553 千円が資本的支出額 8,076,866 千円に対し不足する額 3,880,313 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3,880,313 千円で補填するものとする。

令和元年度 企業債の補正について（第5条）

病院事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額
病 院 事 業 債	静 岡 が ん セ ン タ ー 医 療 機 器 整 備 費	1,769,000	1,781,000	△ 12,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 整 備 費	142,000	5,000	137,000
	静 岡 が ん セ ン タ ー 研 究 所 整 備 費	116,000	69,000	47,000
合 計		2,027,000	1,855,000	172,000

第66号議案

5 流域下水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業収益	△ 42,059	5,480,227	
第 1 項 営業収益	10,492	2,848,035	
第 1 目 維持管理費負担金 (節内訳)	10,492	2,848,035	維持管理に対する負担金の確定に伴う補正である。
狩野川東部流域下水道 維持管理費負担金	△ 8,883		
狩野川西部流域下水道 維持管理費負担金	19,375		
第 2 項 営業外収益	△ 52,551	2,632,192	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 100,314	513,019	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 100,314		
第 3 目 長期前受金戻入 (節内訳)	2,999	2,035,144	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	2,999		
第 4 目 消費税還付金 (節内訳)	44,764	44,764	消費税還付金の確定に伴う補正である。
消費税還付金	44,764		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費用	△ 169,892	4,944,108	
第 1 項 営業費用	△ 235,676	4,574,484	
第 1 目 管渠・ポンプ場・処理場費	△ 207,242	1,900,565	<p>管渠・ポンプ場・処理場の維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 207,242 (11) 委託料 △ 241,164 (13) 修繕料 33,922
第 2 目 総係費	2,647	160,785	<p>維持管理費負担金収納関係事務等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 2,647 (2) 給料 86 (3) 職員手当等 1,966 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 531 地域手当 24 通勤手当 640 時間外勤務手当 24 期末手当 187 勤勉手当 △ 545 賞与引当金繰入額 1,441 住居手当 △ 664 児童手当 328 (5) 法定福利費 595 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 298 法定福利費引当金繰入額 297
第 3 目 減価償却費	△ 31,081	2,511,468	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (29) 有形固定資産減価償却費 △ 30,707 (30) 無形固定資産減価償却費 △ 374
第 2 項 営業外費用	65,784	357,598	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 2,929	157,313	<p>企業債利息の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (35) 企業債利息 △ 2,929
第 2 目 消費税及び地方消費税	68,713	200,285	<p>納税予定額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (42) 消費税及び地方消費税 68,713

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 特別損失	0	9,624	
第 4 項 予備費	0	2,402	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	66,807	1,266,689	
第 1 項 企業債	△ 21,000	183,000	
第 1 目 流域下水道建設費債 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費債 狩野川西部流域下水道建設費債	△ 21,000 △ 9,000 △ 12,000	183,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・狩野川東部 30,000 → 21,000 千円 ・狩野川西部 174,000 → 162,000 千円
第 2 項 借入金	3,981	6,507	
第 1 目 借入金 (節内訳) 他会計借入金	3,981 3,981	6,507	建設改良事業の確定に伴う補正である。
第 3 項 出資金	98,553	129,129	
第 1 目 出資金 (節内訳) 出資金	98,553 98,553	129,129	流域下水道施設の建設事業に係る一般会計からの出資金の補正である。
第 4 項 国庫補助金	0	553,124	
第 1 目 流域下水道建設費補助金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費補助金 狩野川西部流域下水道建設費補助金	0 △ 6,400 6,400	553,124	流域下水道施設の建設事業に係る国庫補助金の補正である。 ・補助対象事業費 狩野川東部：119,597 → 102,990 千円 狩野川西部：810,709 → 784,671 千円 ・補助率 狩野川東部：1/2 又は 1/3 狩野川西部：1/2 又は 1/3
第 5 項 負担金	△ 15,267	274,889	
第 1 目 建設費負担金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費負担金 狩野川西部流域下水道建設費負担金	△ 15,267 △ 4,546 △ 10,721	155,389	建設改良事業の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 項 雑収入	540	120,040	
第 1 目 雑収入 (節内訳) 雑収入	540	120,040	雑収入の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 117,417	2,069,583	
第 1 項 建設改良費	△ 32,286	898,020	
第 1 目 建設改良費	△ 32,286	898,020	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 8,572 (2) 給料 4,301 (3) 職員手当等 2,898 扶養手当 252 地域手当 168 通勤手当 255 時間外勤務手当 315 期末手当 1,104 勤勉手当 869 住居手当 △ 192 児童手当 127 (5) 法定福利費 1,373 ・事務費 △ 10,326 (4) 賃金 670 (5) 法定福利費 46 (6) 旅費 △ 173 (9) 需用費 △ 5,168 (10) 役務費 △ 3,113 (11) 委託料 △ 1,000 (12) 賃借料 △ 1,540 (24) 公課費 △ 48 ・工事費 △ 30,532 (11) 委託料 △ 109,857 (54) 工事請負費 79,325
第 2 項 固定資産取得費	0	3,835	
第 3 項 企業債償還金	1	1,118,678	
第 1 目 企業債償還金	1	1,118,678	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (64) 元金償還金 1
第 4 項 借入金償還金	△ 85,492	48,690	
第 1 目 借入金償還金	△ 85,492	48,690	借入金償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (64) 元金償還金 △ 85,492
第 5 項 国庫補助金返還金	360	360	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 国庫補助金返還金	360	360	国庫補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (63) 国庫補助金返還金 360

備考 資本的収入額 1,266,689 千円が資本的支出額 2,069,583 千円に対し不足する額 802,894 千円は、当年度分損益勘定留保資金 477,990 千円及び当年度利益剰余金処分額 324,904 千円で補填するものとする。

令和元年度 企業債の補正について（第5条）

流域下水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
流域下水道建設費債	狩野川東部流域下水道建設費	21,000	30,000	△ 9,000
	狩野川西部流域下水道建設費	162,000	174,000	△ 12,000
合 計		183,000	204,000	△ 21,000